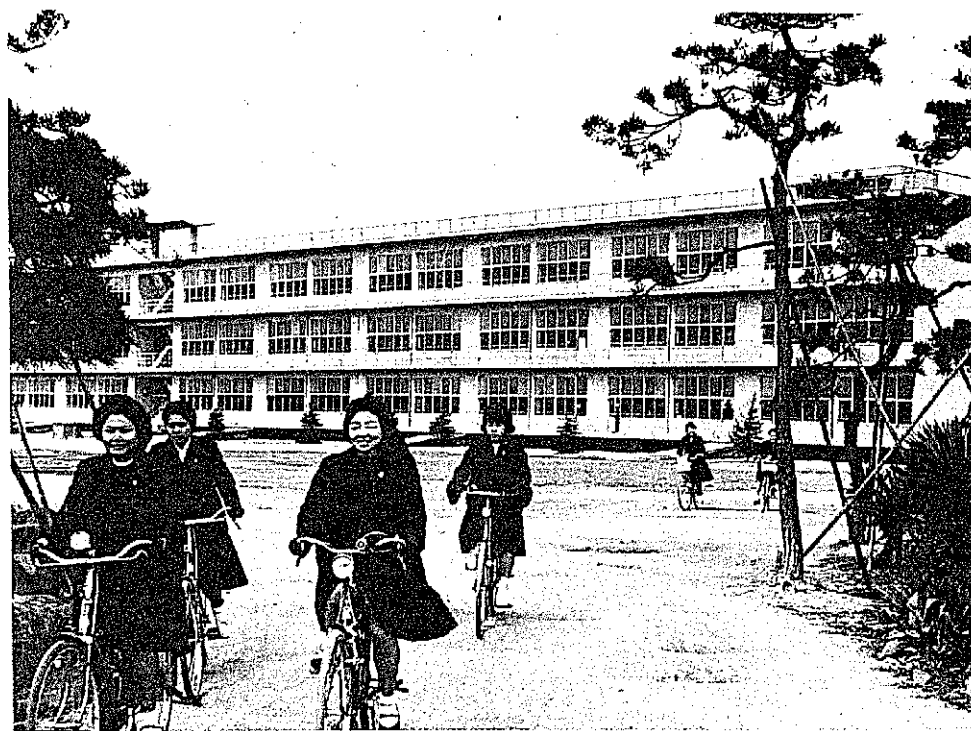


第十五章  
教育・文化



施設整備がすすめられる県立高等学校

# 第十五章 教育・文化

## 一 概 説

### (一) 教育改革の基本

日本の教育制度の二大改革として、明治維新における明治五年の学制発布と、戦後における昭和二十二年の教育基本法・学校教育法の制定がある。学制発布は教育の普及を目標とした学制の創設であり、戦後の改革は強力な国家統制から脱皮した民主化教育の確立をはかったものであった。

明治維新の諸制度の創設と教育の普及策によって、行政制度は目まぐるしい変遷をみせたが、おくれればせながら列強に伍して国際線上に並び、さらに急速に優者への道を目指したため、中央集権化・軍国主義化・国粹主義化の方向をとることとなり、教育の体系も、明治以後の国家主義の潮流の中で、次第に複雑化していった。

この国家権力の統制による教育から、戦後は民主化教育へと百八十度転回することとなったが、これは、連合軍総司令部（GHQ）の至上命令による教育管理政策によるものであった。

戦後日本の諸制度の民主化は、連合国を代表する米国の日本管理政策が敗戦国日本に対する至上命令となって、しかも余裕を与えぬスピード

要求で改革を早めていった。なかでも、最高法である日本国憲法（二十一年十一月三日公布）は、その精神と内容において旧憲法とは根本的な変革をみせた。

特に、旧憲法では、教育関係事項の規定が何らなされていなかったのに対して、新憲法では学問の自由、教育の機会均等、義務教育の無償などの基本的事項を明白に規定した。これによって教育、学問における基本的事項をまもることは、すなわち国家の基本原則であるということを示した。

そして新憲法が示している日本教育の基本をさらに押し広め、あらゆる教育の分野にわたってその目的と方針の基本を示したものが教育基本法である。この基本法は、まずこの制度の意義を前文三項で明示し、第一、二条の教育の目的と方針のうちに、新教育の理念を盛り込んでいる。

教育憲章と呼ばれる基本法の一項目を、具体化した諸教育法規中で、学校体系を一新し（六・三・三・四制）、教育の民主化と機会均等の精神とを具現した学校教育法が、基本法と同時に制定された。

この法律では、学校を、小学校・中学校・高等学校、大学・盲学校・聾学校・養護学校および幼稚園と規定した。

学校教育法では、旧制度でみられなかった男女共学制や、従来唱導されながら実現し得なかった八年の義務教育制が、九年制の義務教育年限延長として実現し、高校・大学の夜間制、夜間または特別の時期を利用

した定時制、通信利用による通信教育制を法的に認める等、幅広い新制度を採用した。ことに、終戦までの複雑な学校体系が、今回の改革により単線型となったことは、義務教育の年限延長と併せて注目される。

すなわち、それまでの学校制度は、小学校教育はすべての児童にひとしく課されていたが、中等学校以上の段階になると学校教育は複線的な系列に分かれていた。そこでは、小学校教育を修了した者は、中学校、高等女学校の学校系列に進学するか、実業学校の学校系列に進学するか、あるいは高等小学校の学校系列に進学しなければならなかった。

これらのコースのうち、制度上でも、事実上でも、順当に高等教育の諸学校に進学する道が開かれていたのは、中学校、高等女学校のコースに限られていたといっても過言ではない。したがって、実業学校の学校系列を経て、高等教育の諸学校に進学しうる者は少数で、まして、高等学校の学校系列に進学したものが高等教育の諸学校に進学する道は、師範学校の場合以外は、全くふさがれていた。

しかも、青少年の大多数は、この学校系列を運ばなければならなかったのである。このような複線的な学校系列が、その背景となった終戦前のわが国の固有の社会事情と影響しあって、系列間や学校間の格差ないし格差観を深くしていた。このような複線的な学校系列を改めて、単線的な学校体系を実現したものが、六・三・三・四制である。

翌二十三年、学制改革による新制高等学校が発足して間もない七月十五日、教育委員会法が制定公布された。これは教育行政の民主化であり、地方分権化であるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律とともに、次項で述べることにする。

その後、改革された単線型の学校体系に、三十六年六月学校教育法の

一部改正で、三十七年四月から高等専門学校の創設が追加された。これは経済の高度成長に伴って、工業技術者の養成増加の必要が各方面から要請されたことによるものであった。修業年限を五年としたこの種の高等専門学校は、高等学校の三年制を単に二年延長したというような性格ではなく、五年間一貫した専門教育を行って、高等技術者の養成をその目的とするものであった。三十七年佐世保工業高等専門学校等の創設以来、四十二年に商船、四十六年に電波の各国立高校が高等専門学校に昇格して、準複線型の学校体系となった。

これまで述べた根本的法制を背景として、戦後の教育改革の足跡をみると、およそ占領期と独立回復以後との二期に大別される。

## (一) 占領期（二十年八月～二十七年四月）

占領期は、連合国軍管理政策遂行上の障害事項排除期（二十年）と、民主化教育制度の準備期（二十一年）、そして新教育体制の実施期（二十二年以降）という三期に分けられる。

### 占領軍管理政策の障害排除期（二十年）

まず、二十年の主な動きをまとめると、次のとおりである。

- 八・一五 太田耕造文相、全国教職員学生生徒に対し焦土の上に国力を復興するよう激励
- 八・一八 前田多門文相、科学教育等に基礎科学、人文、科学の育成に努力する政策発表
- 九・九 同文相、青年学徒に対し、人文科学の要、国際主義、人権尊重を強調
- 九・一五 文部省、「新日本建設の教育方針」で、個性完成、文

化国家建設強調

九・二四 GHQ、日本管理政策発表

一〇・五 戦時教育令廃止

一〇・二二 GHQ、日本人の再教育指令、教育関係者、教科目、教材等制限指令

一〇・三〇 GHQ、軍国主義国家主義教員官吏追放指令

一一・一五 国家神道、神社神道に対する政府の支援保証排除指令

一一・三一 修身、日本歴史、地理停止指令

敗戦の現実には自信を失った国民に対し、教育による国家の再建をめざして、政府は十月十五、六の二日間、地方教育関係の代表者を集めて「新教育中央講習会」を開いた。本県では、十一月にその伝達講習会を開き、翌十二月中に各学校ごとに受講出席教員から伝達させて、民主主義教育の理念を浸透させることに努めた。

また、軍国主義、国粹主義教員の教壇追放は、自発的な依願退職の形式的処置が多く、教育と神道との分離と併せて二十一年三月末日で、一応の終止符を打った。

一方、GHQによる管理政策の網はくまなく張られ、障害物は次から次へと排除されていった。当時、国民学校の教科書の中から、管理政策に反する箇所は、黒々と墨の棒線が引かれて削除された。それは、図書館備え付けの地理、歴史の大系や全集物にもおよんで線が引かれた。これまで教科書として取り扱いを大切に説いてきた教師や父兄の目には、異様に映った。こうして管理政策の地ならしは進んだ。

民主化教育制度の準備期（二十一年）

次に、改革第二期の民主化教育制度の準備期に当たる二十一年の主な

動きは次のとおりであった。

(注) △印は本県事項

一・九 GHQ、米本国に教育使節団派遣要請、日本に日本教育家の委員会設置指令

二・八 日本側委員会結成（南原東大総長ほか二八人）

三・六 米国教育使節団スタート団長ら二七人来日

三・三一 米使節団報告書をGHQに提出

四・一 △佐賀県学校教育委員会設置

四・七 使節団帰国、報告書公表、マ元帥声明発表

五・六 教職員の除去就業禁止復職等制定

五・一五 文部省、新教育指針発表

六・二九 GHQ、地理科目再開覚書交付

八・一〇 教育刷新委員会官制制定

八・一七 △佐賀県教職員適格審査委員会初開催

一〇・九 文部省、男女共学実施指令

一〇・一二 GHQ、日本歴史再開覚書交付

一〇・二〇 文部省、「くにのあゆみ」発行

一一・四 吉田茂内閣、六大政綱に教育制度の刷新を挙げる

GHQも手広い改革を軍人だけで進めることは無理だとして、本国に税制・警察・教育などそれぞれの専門家の使節派遣を要請した。そして日本政府に、「日本教育家の委員会」結成を要求した。両者は十有餘回の会合を重ね、使節団は日本教育の欠陥として、特に個人の価値と尊厳の承認の欠落を挙げ、諸勧告を行った。

次いで出された文部省の新教育指針は、二部編からなり、第一部はさら

に前、後編にけ分られ、新日本建設の根本問題（前編）と、建設のための教育の重点（後編）を示し、この理論の上に實際指導の力点（第二部）を示したものであった。これは使節団報告を主体にして、日本側委員の報告と、当時の日本の

教職員適格審査

関係機関	審査数	追放該当	保留	適格者
国民学校	3,571	32	5	3,534
青年学校	1,185	31	11	1,143
中等学校	900	26	18	855
教育関係の吏員	32	3	0	29
学校法役員	15	1	0	14
新採希望者	2,245	12	0	2,233
計	7,948	105	34	7,809

注：(1) 資料は昭和24年版佐賀県年鑑  
 (2) 21.8.17～22.3.31の学制施行までの分  
 (3) 第1回審査 21.8.17  
 改組第1回審査 21.12.26  
 (4) 審査委員数は5人

情況とをみつめた上に、打ち建てられた指針であった。しかし、この指針は、具体的なものでなく、この主旨を体して、明日の教育を思索し、教師の個性特性に従って、教育指導の創造を期待するという立場から述べられた思索的参考指針であった。

教育刷新委員会は、先の「日本教育家の委員会」が改組発展したもので四九人から成り、特別委員会二部を擁し、内閣の諮問機関として教育改革実施の原動力となり、教育改革に取り組んでいった。

県は、学校教育の刷新向上をはかる方針のもとに、二十一年四月一日知事の諮問機関として、県学校教育委員会を設置した。委員は、国民学校および青年学校では郡市別ごとに、中等学校（現中学、高校を含めたものに相当）では学校種別ごとに選出させて組織した。

教職員の適格審査は、GHQの指令を基に進められた。本県では、審

査総員七、九四八人中、不適格者一〇五人、適格者七、八〇九人となり、残り三四人は判定条件に疑義があるとして中央に照会等のために、年内には未了となった。適格審査は、その後もわが国が独立を回復するまで続けられた。

こうして、二十一年が暮れようとする十二月二十七日、教育刷新委員会は社会科の新設を建議し、三十日には文部省から六・三・三制の採用決定が発表されて、ようやくこの年は終わった。

新教育体制の実施期（二十二年以降）

第三期の二十二年に入ると、教育基本法と学校教育法の二法が公布施行されて、新教育の方針とその具体化がはかれることになった。この新学制発足の二十二年の主な動きは次のとおりである。

（注）△印は、本県事項

- 三・一一 △佐賀県新学制実施準備協議会設置
- 三・一五 △佐賀市内国民学校長会、男女共学実施申し合わせ
- 三・二〇 文部省、学習指導要領（国基準）一般編発行
- 三・三一 教育基本法公布施行、学校教育法公布
- 四・一 学校教育法施行、六三制実施、市町村国民学校を市町村立小・中学校と改称
- 四・二一～二五 △小・中学校教員大異動
- 五・三 △市町村立新制中学校開校一三四校
- 八・一 教科等研究委員会設置
- 九・二 社会科授業開始

新学制の施行を前にして、本県では二十二年三月十一日、前年から設置していた学校教育委員会を発展させて、県新学制実施準備協議会に改

組した。

事務局は、当時の教育民生部学務課におき、各郡市別に設けた新学制実施準備協議会から選出された委員二〇人で構成した。男女共学や小学校と中学校の併設の実施など、終戦後日なお浅い時代に、混乱なく新しい教育制度の実施が進行したのは、こうした布石があったからである。

二十二年四月一日、昭和十六年四月以来の市町村国民学校が市町村立小学校と名称を変更した。

そして翌五月三日、記念すべき新憲法の施行と同じ日に、県下一三四の新制中学校が発足したことで、名実共に新学制の第一段階を踏み出した。

しかし、新制中学校のほとんどが小学校に併設された。この事実は明治当初の小学校創設が、寺院や民間の大きい住宅の一部を借用して発足したことを軌を一にしている。

また、戦争に疲弊した国の財政を預かる大蔵省や、財政の伴わない行政のあり方を憂えた文部省が、二十二年の新学制実施になかなか踏み切れなかったというが、明治五年の学制発布を当時の大蔵省が時期尚早説を唱えて渋ったことを想起させる。

学習指導要領は、従来、国が定めて守らせてきた教授細目と異なっており、学習指導の基準となるところを国が示しただけのもので、その運用は学校現場や指導者そのものに任せることになった。

社会科は、終戦前から新設教科目「公民科」として練られていたが、GHQの指令に基づき、修身・地理・国史が授業停止、国家神道・神社神道と教育との分離などが行われ、従来の、国家至上主義の観念を植えたつけた国史、侵略主義を明示した地理の各科目がともに忌避されたた

め、これらの教科を公民科に含めて新しく社会科とした。当時幅広い社会科の取り扱いには、教授者も戸惑ったというのが真相であった。

こうして新学制は発足しても、施設設備は物資難の時代だけに不十分であり、教科書は不足し、新教科の取り扱い方も不慣れ、新教育の講習会の出席は欠かされない、食糧の絶対不足から短縮授業をせざるをえない等が重なり、新教育制度の門出は苦難に満ちたものになった。

二十三年四月一日、新制高等学校が発足し、この発足に当たっても、県では、同年一月の三学期当初から、新制高等学校設置準備協議会を結成して備えた。そして四月一日、県立の全日制二一、併設の定時制一八、私立の全日制三、計四三校が発足した。また、八月十五日には県立佐賀第一高校（現佐賀西高校）に通信教育部を設けて開講した。

九月からは、新制高校での初のころみとして一部の教科について、男女共学を実施した。

七月には教育の地方分権化をはかった教育委員会法が公布施行され、十月は初の県教育委員の選挙が行われ、十一月一日県教育委員会が発足した。十一月一日、県教育委員会事務局も機構を備えて発足した。

二十四年になると新制大学が発足し、五月一日国立佐賀大学も開学した。そのほか、新制大学が発足するにあたり、組織、施設、設備が不備なもの処置について検討の結果、同二十四年五月学校教育法の一部を改正して、翌二十五年四月から短期大学として発足させることになった。

また、一月には教育公務員特例法（特例法）が公布施行され、五月三十一日には教育職員免許法の公布をみ、九月一日から施行された。特例法が制定されたのは、国立学校に勤務する教員は国家公務員（国

家公務員法・二十二年制定)、公立学校に勤務する教員は地方公務員(地方公務員法・二十五年制定)としての身分を有しながらも、その専門的職種や職務遂行と責任の特殊性から、法の特例を設けてその身分等を保障する必要があるものであった。免許法は教員の資格付与条件を定めたもので、訓導・養護訓導は教諭・養護教諭、養護婦は養護助教諭、従来の幼稚園の保母も教諭とそれぞれ改訂された。免許法は、学科目ごとに一定の単位修得を必要とし、新体制の教員養成を目指して相当高い単位基準となっている。この単位基準は、新大学卒の学力基準というものであったため、従来の師範学校、中学校、高等女学校卒は資格相当の単位を必要とするので、現職教員のための認定講習が開かれた。この講習は科目別の講習とあって、全教科にわたって全員が終了したのは三十年であった。

一方、中央の教育改革の推進力であった教育刷新委員会は、二十四年六月一日教育刷新審議会となって建議と答申に努めた。また、学習指導要領制定に当たった教科等研究委員会も、同年七月十八日に教育課程審議会と改称した。これは、教育の成果は単に各教科のみによるものではなく、教科に合わせて校内生活、校外活動指導の融合にある、という見解のうえに立って教育課程と改称したものである。

なお、先に米国教育使節団が指摘した教員養成については、発足した各都道府県の新制大学に学芸学部または教育学部等の学部を設置するという、教育刷新委員会の「国立大学設置十一原則」の建議を採用した。佐賀大学の開学が、文理学部・教育学部の二学部設置から発足したのも同趣旨を踏んだものであった。

教科書は学校教育の中心教材であって、従来の国定教科書の制度は、

明治三十六年四月の小学校令改正で、「小学用ノ教科用図書ハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノタルヘシ」に始まっている。明治の教育も当初は文部大臣の認可制に始まり、十九年検定制、二十年には地方長官が審査委員を任命して採択させることにしていたが、結局、国定制となった。

戦後の改革は、地方分権と民主主義の立場から、学校教育法第二十一条で、「小学校においては、文部大臣の検定を経た教科用図書又は文部省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」と規定され、国定制から検定採択制に改正された。

また、義務教育の無償については、戦後の財政状態から授業料の不徴収ということのみに終わった。

以上のように、およそ二十五年で学校教育の体系は一応樹立された。一方、社会教育の動きは次のとおりであった。

(注) △印は、本県事項

昭和二十年九・ 文部次官通達「青年団の結成」の推奨

二一・ 七・ 五 同「公民館の設置運営について」

二一・ 一・ 二 △県内二〇か町村に公民館設置指定

二二・ 三・ 七 △佐賀県春日山公民倶楽部を設置

二二・ 一〇・ 一 △公民館設置指定五二町村・設備準用町村二二

となる

二三・ 三・ 一九 △佐賀県中央公民館設置(県図書館内)

二三・ 七・ △県内一二〇町村のうち九二町村、公民館を設

置(七六%)

二四・ 六・ 一〇 社会教育法公布施行

二四・ 九・ 二一 △県社会教育委員条例制定

二四・一二・ △県内全町村に公民館設置

二五・四・三〇 図書館法制定

二五・一〇・三〇 △県立図書館設置条例

二六・三・七 △佐賀県文化館設置条例制定(前中央公民館)

二六・一二・一 博物館法制定

このように、いち早く提唱された公民館運動に次いで、社会教育施設の整備、文化振興やその助成に対する法的措置が二十六年までに一応終わった。

そのほか、戦後の民主化の一つとして、GHQ推進の教員組合の結成があった。

本県の労働組合結成の端緒は、二十年十一月十五日の杵島郡杵島炭鉱労組であったが、教員組合は新教育の理解、復員教師の登校停止等もあって、翌二十一年一月佐賀市内国民学校の教員組合結成が最初であった。

次いで同年二月県国民学校教職員組合、三月には唐津市教員組合が結成された。

七月に県中等学校教職員組合、明けて二十二年一月佐賀師範学校、二月佐賀青年師範学校の各組合の結成を終わった時点で、県教員組合協議会が発足した。翌三月佐賀高等学校(旧制)教職員組合も結成された。

同年末の十二月には、県教員組合協議会を県教職員組合に統合した。県下各教職員組合の統合前の十月一日、県教育会は解散した。

二十三年当初には県下小中学校の文芸発表会を、佐賀市内平和劇場を会場として開催した。長期にわたる戦争下で、緊張した生活を送っていた児童生徒が、相互の激励と融和交歓を行い、童顔に平和を象徴する笑顔がよみがえらせた。

### (三) 独立回復後(二十七年以降)

二十七年の独立回復後、新学制が定着したこの期を、さらに三期に分けることができる。一は軍政下の教育施策の是正、二は経済と社会の高度成長下の教育拡大、三は次代への発展と反省、の三期である。

一期でまず取り上げられるものは、昭和十五年制定施行されてきた義務教育費国庫負担法の復活である。二十五年来日したシャープ税制使節団は、日本の補助金制度を竹馬経済だと批評し、前記の国庫負担法や社会教育関係団体への補助金制度を禁止した。政府は、教育関係で財政需要費算定の基礎となったものは、地方財政平衡交付金で地方教育費に充当しようとしたが、GHQは承認しなかった。そこで、二十七年八月、義務教育費国庫負担法が制定された。

二十七年六月、総理大臣の諮問機関であった教育刷新審議会は、文部大臣の諮問機関としての中央教育審議会(中教審)に改組され、教育行政施策の改善のため答申と建言に努めて現在におよんでいる。

また、教科の刷新については、教育課程審議会の努力によって進められた。ことに道徳低下の傾向が現われはじめた折から、その教育を重視して、道徳・歴史・地理の充実をはかり、学校図書館法(二十八年八月)、理科教育振興法(二十八年八月)を制定し、二十六年制定の産業教育振興法も改正が重ねられて、諸教育奨励策が講じられた。特に重要なものは、教育の地方分権、民主化の象徴的存在であった、教育委員会が、公選制から任命制に移行(三十一年十月)したことである。

第二期とみられる三十四、五年ごろから四十五、六年ごろまでは、経済・社会の急激な成長発展期であって、三十九年の東京オリンピック



も、四十五年の万国博も、ともに大成功を収めた。教育もまた時代の波に乗って急激に拡張された。

戦後のベビーブームは、二十八年から小学校、三十五年には中学校、三十八年から高等学校、四十一年から大学へと、各学校の施設設備に波及した。すし詰め学級が年ごとに増加して市も町村も手を焼いた。国は、三十三年四月十五日、義務教育諸学校施設費国庫負担法を制定した。そしてすし詰め学級解消のための施策として三十四年度から五か年計画を立てられたが、ついに第二次、第三次と計画は続けられた。

このベビーブームの結果は、高度経済成長や国民所得の水準向上と合わせ、進学率の上昇という事態を生じた。高度経済成長の表面は工業生産の増大であるが、その実質は高度技術導入の要請となって、科学技術の革新が強調推進され、施設設備の向上が求められて、五か年計画が三十四年から第三次にわたって続けられた。

前期で述べた義務教育無償は、授業料不徴収の基本線に従ってきたが、二十六年には小学校入学児に国語と算数の教科書を無償給与する法律が制定され、翌二十七年には国公立の小学校の新入学児全員に、入学祝いとして国語と算数の教科書を無償給与とする法律に改正されて、二十八年まで実施された。しかし、戦後十年とたたない国家財政の理由等で中止された。

独立回復から経済成長期に入ると、再び無償問題が取り上げられ、三十七年三月三十一日、義務教育諸学校の教科用図書は無償に関する法律が制定された。三十八年の小学校入学児から教科書の無償配布が実施され、三十九年は小学三年まで、以後一学年ずつを増し、四十四年度をもって中学までの完全無償が実現した。また、教科書の発行と採択制を定

め、採択地区の同一教科書採択三年制を定めて現在に至っている。

第三期は、四十七、八年以後に当たる。この期は経済成長もようやく鎮静をみせ、過去を顧み将来を展望し、足下を見つめて、基本的知能と体力との調和、基礎学力の充実の時期といえる。第二期の高度経済成長、科学技術の高度化要請に尺度を合わせ過ぎて、詰め込み、不消化の現象を招いたことに思い至って、再三にわたって改訂した学習指導要領を、基礎学力の原点に立って見直しているのが第三期といえる。

学校教育から目を転じて独立後の社会教育をみると、未来を築く青少年のための青年学級は、三十年をピークとして下降線をたどりかけた。工業生産の急上昇による人口の都市集中と、他方には過疎地方が生じはじめた。

青年団綱領の教養などに対する関心がうすれかけたが、海外派遣事業（三十四年）、国立青年の家（三十七年）、同青年の船（四十三年）などの新しいプロジェクトが設けられて活気を取りもどし、本県でも九州青年の船（四十七年）、への参加、県青年の家（四十二年）、少年自然の家（五十年）の設立が進んだ。

また、三十四年に市町村の社会教育主事設置が法制化されて、県と共に指導助言の中枢部が固められることになった。社会教育関係団体への補助金禁止条項も同年削除された。こうして、人的にも経済的にも援助の手が延ばされ、その運営と活動を助成した。

四十六年以後になると、社会教育施設費の国庫負担額等が飛躍的に増加され、図書館、博物館、体育施設等が伸びた。そして昭和五十年を迎え、社会体育と学校開放、ゆりかごから墓場までの生涯教育の重要性が強調され、現在に至っている。

## 二 教育委員会制度の変遷

### (一) 教育委員会の創設

二十一年四月発表された米国教育使節団の報告書、および使節団との意見交換やその質問に回答して協力した日本教育家の委員会が提出した報告書、そのいずれからも勧告や要請がなされた。それには教育の方針として、「個人の価値と尊厳」の認識を基調とするよう強く要請されていた。具体的には教育の機会均等から男女共学、高等教育機関の開放による六・三・三・四年制の採用を勧告した。

この報告書を具体化するために設置された教育刷新委員会の建議に基づいて、二十三年七月十五日公布されたものが、教育委員会法である。同法によって、地方教育行政機関としての教育委員会がわが国にはじめて設置されることになった。同年十一月一日の同法施行とともに義務設置とされたのは、都道府県と五大市（大阪・京都・名古屋・神戸・横浜の各市）で、他の市町村は二十五年十一月一日までに設置することになっていた。

教育委員の数は、都道府県七人、市町村は五人、うち一人は議會議員から選出され、他の委員は住民の公選によった。

第一回県教育委員選挙管理委員会では、二十三年八月二十六日、県教育委員選挙管理委員会訓令第4号で、「県教育委員会の委員選挙事務規程」を制定し、同日付で公布施行して準備を整えた。

また、一般に対する啓発と広報としては、八月二十日から「教育委員

会法普及運動」を開始

し、同月二十四日には、佐賀第一高校（佐賀西高校）で教育委員会制度の趣旨説明会を沖森知事以下関係部長、バートン佐賀軍政部長、教育課員を講師として、PTA、婦人団体、報道関係者等に対して行った。そして、

九月一日からは「県教育委員選挙啓蒙運動」

を展開した。佐賀新聞も、初めて選出される教育委員の性格とその重要性について一般大衆への広報運動に協力した。九月五日第一回の教育委員選挙が告示され、立候補者一三人で六席を争うことになった。佐賀軍政部でも啓蒙指導に協力するとともに、その結果に関心を寄せた。

十月五日投票、即日開票された。

選ばれた初の県教育委員は次のとおりであった。

(得票数)	(当選者)	(年令)
五〇、九二二	石橋三作	四二
四八、四八一	鍋島直紹	三七
四七、一九四	中島辰己	三二
四六、五一三	松信定雄	六一

第1回県教育委員選挙立候補状況

地域別	職業別	学卒別	年齢別
佐賀市	4 教育事業	1 大学	7 60代
唐津市	1 元教員	3 高専	2 50代
神埼郡	1 会社々長	1 師範	2 40代
三基郡	1 元町村長	3 中等校	1 30代
小城郡	3 労組関係	1 小学校	1
西松浦郡	1 宗教家	1	
杵島郡	1 農業	1	
藤津郡	1 無職	2	
性別	男 1	女 1	

(注) ・印は婦人の所属を示す。

三六、四六〇 有浦三男 五〇

三二、五八五 古賀マツヨ 五二

次点三〇、九〇〇 山崎良雄 四二

投票率 七七・一%

アメリカで二〇〇年近い歴史をもった制度を、なんの基盤もないわが国に採用したものが、このような良好な結果を生んだことは、教育委員会の性格を県民に理解させるための啓発指導に、なみなみならぬ努力が払われたことを物語っている。

当選者は上位六人、その中の上位から三人が四年委員、その次点から三人が二年委員となり、これに議会選出一人を加えた七人で委員会を組織した。

県議会選出の教育委員は、十月の定例議会で金子道雄議員が議長の名推せんで決定した。同月二十五日知事名による教育委員会が招集され、委員長に松信定雄、副委員長に鍋島直紹の両委員を互選決定した。

次いで十一月五日第一回の定例委員会を開いて、委員報酬や事務局職員の定数条例案、諸規則、二十四年度予算編成方針、二十三年度追加予算案の件を審議承認した。

この追加予算案は十二月の県議会で、支出項目の面から算定基礎が問題にされて、議会から修正されるなど的一幕があった。教育委員会は、新制度による発足であり、一部に矛盾や戸惑いが見うけられたものの、新制度の草分け時代として、一步一步と制度の定着へと努力を重ねていった。この間、古賀マツノ委員の死亡で、次点者が繰り上げ当選となったが、辞退したため、次次点者の永倉三郎が当選となった。

第二回県教育 次いで二十五年十月十一日、規定による教育委員半数委員会選挙（二年委員）の改選が告示された。

この第二回目の県教育委員選挙では定員三人に対する立候補者五人で争われ、十一月十日の選挙の結果は、旧委員一人、新人二人、うち婦人一人、投票率は六八・六%で、県民の関心はますますとところであった。

(得票数) (当選者) (年令)

九一、〇六七 松信定雄 六三

八七、九三一 中野猪佐子 四七

八七、七〇〇 小松満 五一

次点五四、二八四 有浦三男 五一

この間には、二十六年二月、知事選立候補のため、鍋島直紹委員の辞退で、次点者の有浦三男が繰り上げ当選となった。そして同年五月、議会選出の県教育委員は四月の県議会議員選挙の結果、新しく選出された米満誠之助と交代した。

第三回県教育 規定による残り三人（四年委員）の改選は、二十七年委員会選挙 九月十日告示された。

第三回目に当たる県教育委員の選挙は、二市八五か町村の教育委員選挙および一八か町村の町村議員の補欠選挙と合わせ、十月五日行われた。その結果は予想外の好投票率を示し、最上位は東松浦郡久里村（現唐津市）の九六・五三%、最低は同郡呼子町の五〇・八%で、全県的には八〇%の好成績を収めた。

選挙は、現委員三人（男子）、新人一人（婦人）の立候補で、四人が三つの席を争った。

(得票数) (当選者) (年齢)

一一八、九九一	山口クニ	四五
九六、一九二	中島辰己	三五
八三、三一九	有浦三男	五三
次点八〇、八二〇	石橋三作	四五

次いで半年余を経た翌二十八年五月、議会選出の米満委員が野口ミツ議員と交代したため、婦人委員が二人となり、女子教育向上のための期待が持たれた。

三十年三月、県議会議員選挙の五月を前にして立候補のため中島委員の辞任があつて、補欠選挙が行われたが、川村三知男(高校教諭)候補の無投票当選となつた。県議会議員も改選の結果、議会選出の委員は山崎一夫議員となつた。

同年十月、県財政の再建整備のための教職員削減問題のあおりによつて、削減実施を求める知事部局や議会の大勢と、削減に反対する地教委、PTA、教組との間に板ばさみとなつた県教委は、同月十四日ついに委員長以下四人の委員(松信・中野・山口・川村)の辞任をみるに至つた。

補欠選挙は十一月二十八日と告示されたが、立候補者は四人だけとなつて、無投票当選が決まつた。角田桃太郎(元高校長)・平野重徳(県連合青年団長)・塚本洗月(北茂安村教育委員長)・米満誠之助(元県議、元県教育委員)の四委員が誕生した。そしてこれから一年後、三十二年十月一日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行で、教育委員の公選制は早くも廃止されて、現行の任命制に代わつた。

## (二) 市町村教育委員会選挙と任命制への移行

市町村教育 二十七年は、市町村教育委員の初の選挙が行われること委員の選挙 になつてゐた。五大市以外の市町村教育委員の選挙は、二十五年十一月までに実施予定であつたが、法改正により、二十七年十一月まで延期されていたためである。

九月二十日佐賀・唐津両市、二十五日に一二〇町村教育委員会の委員選挙が告示された。県教育委員会では、地方教育委員会(地教委)設置推進本部を設置して、各郡の教育事務所を支部に啓発宣伝に乗り出し、この制度の末端浸透をはかつた。

そして、十月五日、教育委員の選挙が行われた。

初の市町村教委の選挙は、三四町村が無投票となつて、二市八五町村が一・六倍の競争率で行われ、四八四人の教育委員が選ばれた。地教委選挙の実情をみると、一般の関心は低調であつた。多数の無投票町村を生じたことをはじめ、神埼郡蓮池町(現佐賀市)では、町議会・PTA幹部等の有志が無投票工作をつづけるなどした結果、十月三日に至つても調整できぬままに、立候補受付締切日に候補者全員が辞退するという事態を生じ、選挙延期となつた地区もあつた。

ただ、地教委選挙の結果で著しく目立つたものは、婦人の進出五八人と、いう新風が教育行政に送られたことと、当選者のうち元教員男子一〇六人、同女子三八人の計一四四人は総委員の三〇%に当たつたことである。こうして二十七年十一月一日、県下全市町村の教育委員会が発足した。これは、当時の市町村の規模からみて教育行政の単位が細分化されすぎた感もあつたが、地方自治の理念に立脚した教育行政制度というも

のが一応実現されたわけである。

任命制へ 地教委制度は ①設置単位、②委員の選任方法、③教育委員の移行 員会の権限と性格、④教職員の給与負担と人事権、⑤県教委と地教委および地教委相互間の調整等、検討を要する点が少なくなかった。ことに①、③の問題等関連して考えさせられたものが多かった。

県教委では同年十一月二十日、地教委への権限委譲を終わり、二十八年二月には第一回県地教委大会を開いて協調を進めることにした。同年四月には東松浦郡浜崎町において、教育長の俸給問題で県との調整が難航して、ついに同町教育委員全員が辞表を提出するという事態が生じるなど、制度運用の調整にはなお時間がかかった。

地方教育委員会では、二十九年十月五日に第二回選挙が行われる予定になっていたが、その後、選挙費用の節約をはかる意味から公職選挙法の一部改正がなされた。その結果、教育委員の二年ごとの半数改選は四年ごとの全員改選に改められて、次期選挙は三十一年十一月五日に予定された。

ところが、地教委の全面設置は実現されたものの、先に述べたように当時の日本の町村の規模からみて、地教委存廃の問題は、地教委発足後でも、全国市長会・同町村会・日教組等から返上論が唱えられるなど、くすぶっていた。

二十九年七月には、全国町村長会、十一月には全国市長会と、それぞれが全国大会で地方教育委員会制度の廃止を決議し、政府や各政党に陳情した。

その主な理由は、①町村の貧困財政を圧迫すること、②教員の人事交流が不円滑になっていること、③教育委員、教育長、事務局の指導主事

の人選難、④教育委員会制度が一般にはまだよく理解されていないこと、等であった。

一方の地教委側では教育委員会の廃止に反対の態度を表明し、二十九年八月には全国地教委連絡協議会を開いて教育委員会の育成を表明するなど、その後も存続強化を強く主張した。

文部省は当初、全面設置には反対の意向であったが、ひとたび設置された以上直ちに廃止することは不可能であるとの見解や、また選挙告示後の九月十三日、自治庁が教育委員選挙反対の市町村に監督権発動の旨を通達した等の事情もあって、当分の間、運営の実情をみたくて再検討する態度をとった。そして二十八年一月文部省は中教審に諮問、同七月同審議会は教育委員会の現状維持を答申した。

これらの幾多の論議を背景として、制度全般にわたって再検討が加えられた結果、三十一年六月三十日、現行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）が公布された。そして教育委員会の設置および組織の一部が同日施行され、他は十月一日施行とされた。これによって、十月一日から任命制教育委員会が発足した。教育委員の選任は、住民直結の公選制から県知事・市町村長による任命制に改正され、委員の数は五人（町村の場合条例により二人も可）となり、予算・条例の各原案送付権制度が廃止された。

また、小・中学校教職員の人事権は、市町村教育委員会の内申をまつて行使されることになり、文部大臣および県教委の指導性も確立された。こうして、県教委・地教委ともに住民による教育委員の公選制も、三十一年九月で終止符を打った。

本県教育委員会では、公選制による委員の一人が任命制によって改め

て任命されて委員長に互選され、新しく任命された他の四人とともに、県教育委員会は発足した。

### (三) 事務局組織

終戦時の教育行政は、内政部の教育課、出先機関では八地方事務所の兵事教學課が所掌していた。終戦直後の二十年十月教育課は、教學課と改称し、内政部は二十一年二月内務部と改称し、同年十一月十八日には教育制度の改革を前に、内務部から教育民生部が分離した。この時、教學課は学務課と社会教育課に分離し、二十三年一月には教育民生部は、教育部と民生部に分離し、また社会教育課から体育課を独立させた。すなわち、戦時体制の県機構を、終戦処理と復興建設型に切り換え、とくに、公民教育や県民の意気再興の中心としてスポーツを重視したものと見える。

地方事務所においても、教學課、さらに学務課と名称変更した。二十三年十一月一日、佐賀県教育委員会を創設することになったため事務局を新設して、旧学務課を四課に分課し、計六課とした。

初代の教育長には、教育部長の武野止が民生部長と併任のまま発令された。職員も教育部の職員がほとんどそのまま引き継がれた。また、出先機関についても各地方事務所の組織から独立して、出張所を設けた。

#### 佐賀県教育委員会事務局

総務課・調査課・学事課・指導課・体育保健課・社会教育課  
各郡の出先機関

#### 佐賀県教育委員会事務局○○出張所

体育課を体育保健課と改めたのは、当時の県民生活の実態が、長い間

の耐乏生活につづく食糧難の下にあったので、県民体位の向上と合わせて、健康の保持増進を急務としたためであった。

二十五年十月二十五日、調査課の事務を総務課に統合して、調査課を廃し、五課になった。

次いで二十六年一月一日、事務局の機構改正と、これに伴う名称の改変を次のように行った。

(注) ( ) 内は旧称

県教育庁 (県教育委員会事務局)

総務課

教職員課 (学事課)

学校教育課 (指導課)

社会教育課

体育保健課

佐賀県教育庁○○教育事務所 (県教育委員会事務局○○出張所)

このあと、機構の改変そのものはなかった。

しかし、出先機関としての各郡の教育事務所は、県財政の悪化と、町村合併の実施により、三十年四月一日、佐賀教育事務所の管轄区域は教育庁へ、西松浦教育事務所の管轄区域は杵島教育事務所の管轄区域に統合された。これによって、八教育事務所は六教育事務所となった。

翌三十一年三月、県の財政再建団体申請が議決されて、教育事務所の統合や大規模高等学校の副校長を廃止することにした結果、次の五教育事務所となった。

(名称) (位置) (管轄区域)

佐城教育事務所	佐賀市	佐賀市・佐賀郡・多久市・小城郡
三神教育事務所	神埼町	鳥栖市・三養基郡・神埼郡
東松浦教育事務所	唐津市	唐津市・東松浦郡
杵西教育事務所	武雄市	武雄市・杵島郡・伊万里市・西松浦郡
藤津教育事務所	鹿島市	鹿島市・藤津郡

一方、本庁の方では、事務局設置以来変わることのなかった社会教育課は、四十五年四月県立博物館の完工に伴い文化館を廃し、同課の文化財係を文化室に昇格、拡張して、同課内に付置した。

ところが、高度経済成長政策は、国土の開発、土地造成の波紋を起し、埋蔵文化財の発掘調査、文化財保護の事務が急増するに至った。そこで四十七年八月二十六日、文化室を昇格独立させて文化課を新設した。また、同日付で体育保健課に、かねて誘致要請中であつた第三十一回団体のため国体準備室をおき、同年十二月国体佐賀県準備委員会の事務局とした。

翌四十八年六月、準備室は第三十一回国民体育大会事務局に改組されて、知事部局に移管した。

#### 四 佐賀県教育の道標

新学制満五か年を経た二十七年四月二十三日、県教育委員会は「佐賀県教育の道標」十項目を提案した。その前文は次のとおりであつた。

「新しい教育の課題は、民主的な日本人をつくりあげることである。そこで民主的な日本人をつくるために教育はどのような具体的なめあてをかかげて進んだらよいか教育の目標をし、かりとうちたて教育のよりどころをゆるぎなく確立す

ることが大事である。

ここに掲げる佐賀県教育の道標はそのような教育のよりどころをうちたてたい念願から発したものであるが、もとより一つの試案に過ぎず今後の研究と実践によつてたえず修正発展させていかねばならないものである。それよりもこのような試案を提示するのも実は転換期にとりくむ新しい教育はどのように行つたらよいか常に直接教育関係者はもとよりひろく社会一般で教育についての研究討議がおこなわれ、教育への関心をたかめてもらいたいのでそういう折の研究資料にでもなつたらとの願望からに外ならない。

この試案は十の項別に簡単な説明を加えているが、一から十に至る各項は今日の段階に於ける「望ましい人間」の欠くことの出来ない構造契機をあげたものである。しかし、どうしても抽象的な一般論になつているので、そのねらいを効果的に具体化するためにはそれぞれの地域や教育対象の事情に応じ適切に傾斜づけまたほんやくする教育技術にまたねばならない。いずれにしろこの試案の検討を機縁に、今後教育についての研究と論議が活発に展開され、ゆくゆくはそのような研究と、論議から今日の時代と社会に即する教育の目標がうちたてられ教育のよりどころについて、はっきりした理解と不動の確信が生れてくることを切に望んでやまない。

それにしても教育の本質はもともと進歩と改革にあるのであつて決して特定の権力や秩序や政治に仕えるものではない。それはねむつているものをめさまし、ひくいものを高くし、よわいものを強くして現実を理想に改造することである。教育は常に明日を創り出すためにあるのであつて、古い習慣の単なる伝達がその使命でなく知識と科学によるその検討と明日の新しい生活を生みだすことが本来の働きである。まして歴史的な転換の時期にある日本は今新しい秩序、考え方、倫理を必要として、新しい教育の目標を強く要請している。……日本の歴史と社会についての科学的な知識を基にして佐賀県の地域的特殊性に則する今日の教育目標について深く考えられ、的確に把握してもらふよう切に望みたい。」

と結び、次のとおり十項目を掲げた。

- ① 人間を尊重する人、③ 生活の向上に努める人、⑧ 生産を高める人、
- ④ 科学と芸術を愛する人、⑤ 批判的に見る人、⑥ 宗教的情操のゆたかな人、⑦ 社会的関心をもつ人、⑨ 民主的に処理する人、⑩ 体を大事にする人、⑩ 平和を守る人。

(五) 研究機関

教育研究所 終戦までの本県の教育研究機構を挙げると、昭和十年六月に創設された佐賀県国民文化講習所を、十八年三月県教学錬成所と改称し教育課において、国民精神作興の錬成機関としていたが、終戦を迎えた二十年九月、時代の変革と共に自然廃止となり、それまでの教学錬成諸団体も二十一年三月解散した。

終戦後の新日本建設方針に従った新しい民主化教育の樹立は、変革後の使命であった。それだけに県教育界のなかにも、教育研究機関の設置を要望する声があった。

そして二十七年四月一日教育研究所の実現をみ、新制佐賀高等学校の南校舎（旧佐賀市立成美高等学校）の教室を借用して開所した。

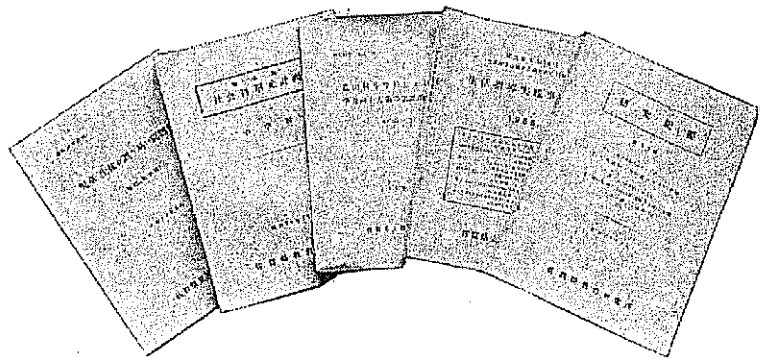
次いで三十一年六月に公布された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に準拠して、三十二年三月旧研究所規則を廃して、県立教育研究所設置条例を制定した。

三十年二月同校舎統合整備のため県教育庁舎内に移り、三十二年六月一日教科書センターを分室として新築の県町村会館内に移転した。その後三十八年四月、県庁西別館（旧県農協会館跡）に分室の教科書センターを移転させた。三十九年三月、旧教育庁舎内に本・分室とも移転し

た。さらに四十一年六月、旧成美高女跡の佐賀大学農学部が同大学校内に新築移転したので、その跡が佐賀県第一総合庁舎となり、その一階の一室に移転した。

五十一年現在の教育研究所の組織は、所員一三人であり、その主な事業内容は、① 研究目標の設定別による各教科の調査研究、特殊教育の学校と教育研究所との連携による教育相談、学習活動と評価に関する教育工学、② 学力調査、③ 特殊教育・教科の研修講座、心身障害児の判別、教育評価、高校経営、カウンセラー養成、④ 教育相談、⑤ 図書資料の収集と紹介、⑥ 教育センター（仮称）の設立準備等多彩な面にわたって佐賀県教育の基盤を掘り起こし、基礎を固めている。

四十二年度からは全国共同研究に協力して、「家庭と子ども」「学習指導の近代化」と取り組み、四十五年度からは「子供の社会認識の実態に関する分析的研究」「教育システム化とその効果についての実験的研究」にいとむなど、専門的、技術的事項の研究調査という本来の使命を全うしながら今日におよんでいる。

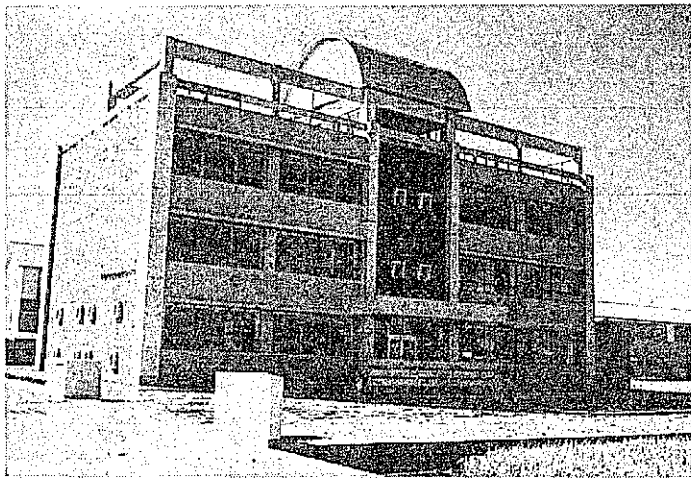


教育研究所の研究紀要



理科教育センター 三十年代は日本経済の発展期である。神武景氣、岩戸景氣と日本経済は急速に拡大、発展していった。三十五年九月、池田内閣は経済高度成長、所得倍增政策を発表し、理工科系の技術革新の時代を生んだ。そして、科学技術教育の振興が重視された。

本県では三十八年六月、理科教育センター建設予算四、八二四万円が議決され、同年十一月十八日佐賀市北川副町の敷地総面積二、二一〇・五六㎡の地に着工し、翌三十九年八月二十五日完工した。本館鉄筋コンクリート三階建（一部四階）で、化学・生物・物理および地学の各実験室、天体観測室、別館は木造、ブロック、鉄骨の各平家建てで、電気・



県理科教育センター（佐賀市） 昭和39年8月設置

ガス・材料等の本館付属の施設である。十一月五日、落成式および開所式を挙げ、協力学校として小・中・高の各一校を指定し、職員は五十年年度現在、一二人となっている。

同センターは県内小・中・高校の理科教育関係職員に対する現職教育、研究の指導助言、理科教育に関する基本的事項の研究調査等を行い、理科教育の振興を目指して今

日に至っている。

そして研究集録の中から四十四年、四十八年に「佐賀の自然」を刊行した。また、四十四年六月遠隔地巡回理科講習会、四十六年十一月離島巡回理科実験講習会を開始・続行しているが、ともに県民一般の期待にこたえた研究施設として迎えられている。

### 三 義務教育

#### (一) 六・三制への移行

終戦当時の小 終戦前から終戦直後の当時の小学校の実態を次のとお学校の実態 りであった。

「仁比山国民学校沿革誌」にみると

- 二〇・一 九 学徒動員目達原飛行場（高等科男子）
- 三・三 松根油釜備付作業（高等科女子）
- 四・二〇 大久保梅雄訓導現役召集壮行会
- 五・三 特攻隊見送り（目達原）
- 五・二五 学徒動員高二男八名鳥栖駅勤務
- 五・二六 同志波屋開墾（六年以上男女四日間）同二十三日モ一日
- 六・一八 同二十二日マデ五日間
- 七・二 同五日間・非農家児童ハ校内作業
- 七・五 本日ヨリ学校防衛勤務トシテ女子職員二名宿直勤務高二男二名アテ輪番補助勤務
- 七・一九 城原溜池決壊土砂取除キニ四年以上動員三日間
- 七・二三 東脊振村国民学校ノ御真影勅語詔書ヲ当校奉安殿ニ奉遷

二〇・七・二八 早朝ヨリ目達原飛行場波状攻撃學校東南二百米ノ水田ニ小型ロケット弾投下・児童不登校

七・二九 全員日直・三十日カラ八月一日マデ休校通報

八・三 疎開授業準備調査

八・七 学校上空超低空・校南ノ右原付近銃撃被害ナシ

八・八 書類ヲ仁比山地蔵院ニ疎開

八・九 本日ヨリ十日間夏期休業

八・一六 職員児童全員召集

八・一八 日宿直共男子職員二人アテ輪番女子職員宿直十五日解除

八・二七 平常通り授業(県ヨリ通知)

(注) 鹿島国民学校校務日誌も、同様であった。

学童環境の明暗 終戦の詔勅によって国民は、ぼう然自失の状態であった。また、食糧の絶体量不足は、欠食児童の激増となった。

二十一年六月一日、県は、食糧事情ひっ迫のため授業短縮差し支えないと指示し、一方には供出米の促進と混食利用の奨励、ことに雑草の利用食について指導し、飯米の食い延ばしをはかるとともに、いもの増産奨励のため六月二十五日を県下いっせいかんしょ植え付けデーと定めた。りした。

同年十月一日には、ついに米なし配給、つまり代用食糧だけの配給となった。鍋島村(佐賀市)青年団が義捐米を集めて、佐賀市内の欠食児童に配布したのはこの時であった。全国から生徒が集まる旧制佐賀高等学校が、一か月の食糧休暇を設けたのもこの月で、この年、教職員の退職者が続出したのも、この情勢が生んだ現象である。

また、石炭の不足も深刻であった。二十年十二月、通学列車の廃止、

二十一年十一月には県内の列車二割削減、同十二月二十日から二割五分削減、二十五日の冬休みからはさらに二割減となり、通学用定期券の使用禁止、二十二年一月には、列車削減さらに一割余増という最悪状態となって、列車通学生の多い中等学校では分散授業をするまでになった。

身の回りの日用品の不足、ことに紙の不足は修学にも影響した。佐賀新聞もタブロイド版となって現紙の四分の一となり、週三日配達としたのは二十二年二月のことで、これは教科書用紙不足に協力のためであった。この年一月十五日、九州各県の学務関係者が不用教科書や古紙の徹底的回収をはかり、教科書用洋紙材料の再生に協力することを申し合わせた。

二十一年五月から官公庁の公文書式が平易となり、「左ノ通定ム」から「次のように定める」と、平仮名口語体に変わった。

これより先の七月六日には、政府は国の称号を穏やかに「日本国」(ニッポン)と決定した。

戦後の教育改革 二十年八月十六日、学徒勤労動員が解除となり、同二十一日には県下の男子中学校(旧制)では授業を開始した。小学校に当たる国民学校初等科、現中学校に当たる同高等科でも沿革誌で紹介したように、二十七日には授業を再開して変則的だった学徒勤労期の教育を正常化の軌道にもどした。

同九月六日、県は、復員した軍学校関係者の大学・高等・中等学校等への転入学・復学の要領を文部省の指示通り通達したが、県下の中等学校では学徒動員による犠牲者の学校葬が九月中相次いで行われた。

九・七 竜谷中学校三人、公庁疎開業務従事中爆死合同葬

九・一二 鹿島高等女学校二人、大村海軍機工場戦災死合同葬

九・二六 佐賀商業学校二人、長崎三菱工廠で爆死合同葬

こうしたなかに外地引揚者は急増し、食糧難の折でもあり、農業県である本県に住み着く者が多かった。十月五日、県は外地引揚の学徒について学校編入の臨時措置を通達したが、この年内だけで中等学校生二、〇〇〇人、小学生一万人で、三四八の学級激増の現象をみせた。

また、青年学校存廃の問題も起こった。大正十四年当時の公民学校を教練重視の青年訓練所に充当し、昭和十年には青年学校となって武装しない軍隊の額を呈した。青年学校は、日華事変後軍部の軍事教練査閲を受け義務就学化されていただけに、その成り行きが注目されていた。同年十月二十八日付で文部省学校教育局長は「青年学校教育ノ振興ニ關スル件」を連達して、「……男女大衆青年ノ資質ヲ向上シ希望ト明朗感トヲ以テ其職分ニ邁進セシムルハ極メテ緊要……本省ニ於テモ此際青年教育ノ整備拡充ヲ図リ其教育内容ヲ刷新充実……義務就学者ノ就学徹底ハ固ヨリ女子生徒ノ就学ニ就テモ特ニ一段ノ御督励……」としてその動揺を防いだ。

文部省が終戦翌月の九月十五日に「新日本建設ノ教育方針」を発表して、国家護持と文化国家を建設すべきことを説いたのも、国民の進路に一条の光明を掲げるものにはかならなかったし、つづいて翌十月十五日就任した前田多門文相が、「新教育方針」を声明したのも同様の意図に基づくものであった。

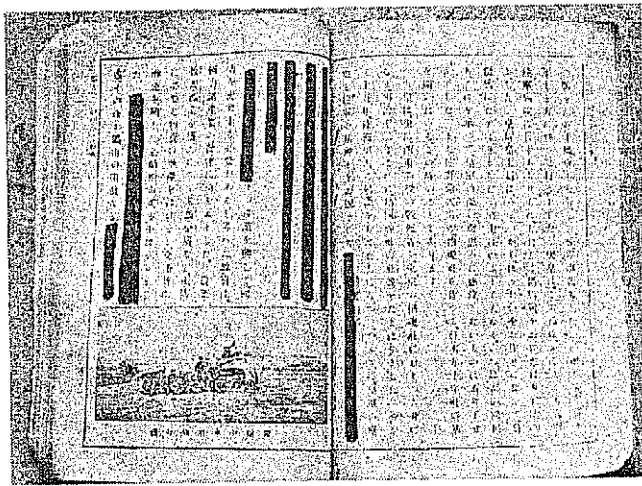
以上のごとく教育に関する諸問題の改変を進めるなかに、GHQは、二十年十月十一日、日本改革の五大政策に次いで、同二十二日に日本の教育制度に対する管理政策の覚書を手交した。これから後の指令は、これら政策の具体化であった。

文部省ではこれより先の九月二十日、教科書の取り扱いで部分的削除の指示を与え、十月三日教練の廃止、十一月六日学校教育から武道廃止を通達した。本県でも十一月二十日、国民学校教科書から軍国主義的内容の削除、省略などを指示した。

本県では十二月二十七日付地方事務所長を通じて各学校あてに、翌二十一年一月七日午前十一時を御眞影奉還の日時と定め通達した。この年の元日には人間天皇の神格否定の宣言が行われ、同五日本県の神祇会県支部は佐賀神祇庁と改め、一月十日県は連合軍による神道分離の指令を伝達したので、さらに二月五日佐賀県神社庁として独立し発足した。そして、三月末からは国家神道廃止による各学校の奉安殿の取り壊しや、

学校敷地内の忠魂碑取り除きなどが行われ始めた。

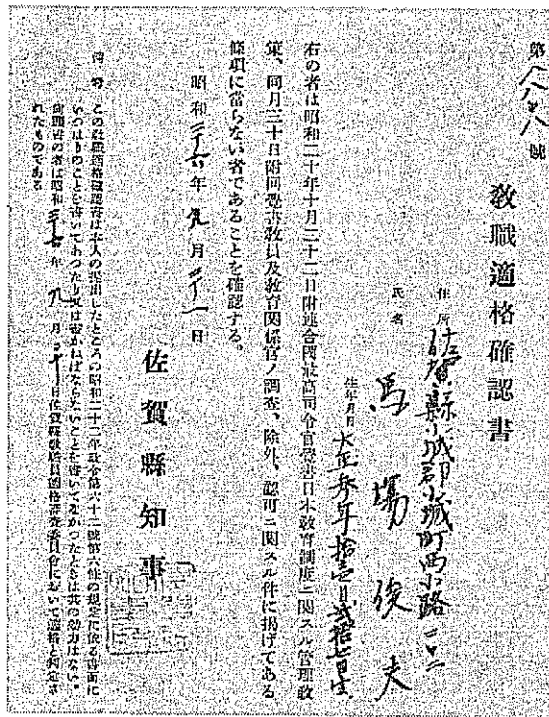
また、一月二十五日、文部省はさらに使用中の国民学校教科書で、削除または修正箇所について通達した。墨塗りのおぼまな教科書を用いたのはこのときで、これは当時のいたいけな学童の向学心を少なからず傷つけたが、これも敗戦の厳しい現実であった。



教科書塗り墨

同年三月五日、県が教学練成会等の戦時中の教育団体の廃止を通過した日、GHQの要請による米國教育使節団が来日した。使節団は日本の再教育に関する調査検討の結果をまとめ、同月末には報告書を提出して帰國した。GHQは四月七日これを公表して、今後の日本教育改革の路線をこれにおく意向を表明した。使節団の滞日調査中はGHQ指令による日本側教育家の委員二十九人が、連日の会議や視察に参加した。この報告書は新学制の指針として大きな役割を果たした。

このようにして教科書の改定も時間の問題であった。文部省は国民学校國語読本の教材の募集を通過した。県でも四月二十日付で各市町村、各学校あてに紹介通知していたところ、七月二十日に国民学校など八月一日から旧教科書の使用禁止が通達された。文部省は九月十日、国定教科書「くにのあゆみ」を発行した。これより先、六月二十九日には地理



教職員の公職審査

の授業再開が許可され、九月一日から開始し、国史の授業再開も十月十二日には許可されて、どうにか授業もつづけられた。

一方、教職員については、先の軍国主義教員の追放指令に続いて、二十一年五月七日教職員の審査に関する勅令が公布された。六月二十日教職員適格審査委員会が発足し、八月二十日第一回審査会が開かれ失格者八人が決定し、同月二十七日以後続行された。その後、同年十二月二十日第二次教職員適格審査委員会が発足し、現職者の審査を翌春三月末終了の目標を掲げた。翌二十二年一月二十日、審査委員会の協力委員会が結成され、この年の一月末日現在で教員の教職追放三三人、うち校長一七人となり、同年六月末日現在で七、九四八人の審査が終わった。

また教育改革には、教師の再教育が伴わなければならない。二十年十月には新教育方針中央講習会が開かれた。本県では十一月十七、八日その伝達講習会を開き、十二月末日までには全学校全職員への職場での伝達講習会が終わった。

翌二十一年七月二十五日からは夏期休校を利用して、「新教育」についての教員の再教育講習会を開いた。こうした民主化教育または民主主義に関する講習会や講演会は、県主催の巡回講演会のほか、各市町村や各種団体でも自主的に開かれ、軍政部も援助を惜しまなかった。

文部省はこうした講習会に併行して新教育指針第一分冊を二十一年五月、第二分冊を同年六月、第三分冊を同年十一月、第四分冊を翌二十二年二月に発行して、全国の学校に配布し新学制の発足に備えた。

新学制の準備 二十一年八月、政府は総理大臣の諮問機関として、先の日本教育家の委員会を主体に、教育刷新委員会を設置した。文部省は、二十一年十月九日男女共学実施について指示し、翌二十二年二月五

日教育刷新委員会の建議を採択して新学制、いわゆる小・中学校六・三制による義務教育を二十二年、三年制の高等学校は二十三年、四年制大学は二十四年度からそれぞれ実施することを発表した。

県は二十一年四月、学校教育の刷新向上をはかるため、県学校教育委員会を設置した。構成は郡市別に選出された国民学校・青年学校代表者、学校種別ごとに選出された中等学校代表者で、校長・教頭・首席教諭・一般教員からなる総計二三人を委員として組織し、知事の諮問機関とした。

新学制実施が発表されると、二十二年三月十一日、県新学制実施準備協議会規程を制定し、郡市ごとに設けられた新学制準備協議会から選出された二〇人の委員で協議会を組織し、学校教育委員会規程を廃止した。協議会の委員は、同人数の教育者と一般人、そして各々一人以上は婦人を入れることとされ、町村の協議会を単位とした。

二十二年三月十五日、佐賀市国民学校長会では新学期から男女共学実施を決定し、同二十日小城郡の準備協議会では、新制中学校設置について次の事項を県準備協議会に提案した。

新制中学校設置について（小城郡準備協）

- 一 一学級の生徒の数は五〇名を標準とする。但し六〇名を超えた場合は学級を増加することができる。
- 二 独立学校たるための学級数は二十四年度（完成年度）においては九学級以上二十四学級以下を標準とする。但し止むを得ざる場合は六学級までは認める。
- 三 二十二年においては義務制一年は二学級を最少限度とし全学年においては五学級以上二十四学級以下を標準とする。但し止むを得ざる場合は四学級までは認める。



昭和22年頃の新制中学校用教科書（山崎猛夫蔵）

- 三 学校数は原則として一町村一校あるいは組合立とし分教場は認めない。ただし特殊の事情ある場合は県の認可を受けること
  - ※ 校舎収容力不足の為既設の建物を利用する分散教育は分教場ではない
  - 四 青年学校令による実践女学校は青年学校の処置に同じ
  - 五 校地・校舎・農場等の設置に関しては予め計画すること
- 以上の提案に対し県はこれを採択して月末に発表紹介した。

また、「男女共学に関する諮問」に関する県準備協議会の答申を県は採用した。

小教第九九号昭和二十二年三月二十五日小城地方事務所長発管内町村長宛の紹介(抄)

一 諮問 男女共学につき県として如何なる態度で望むべきか。

一 答申 義務制の分に関しては昭和二十二年より原則として男女共学を実施し、特殊の事情の存する場合は市郡町村準備協議会で研究の上、設置者において県当局と協議し適宜処置する様にしたい。

次いで県は三月末、新学制による小・中学校の名称に関し学校教育法案に準拠して、次のように内達した。

新制中学校(小学校)の名称に関する件

A 義務設置の場合

一 市の設置する中学校(小学校)

何市立何々中学校(何々小学校)

二 町村の設置する中学校(小学校)

何郡道府県何郡何町村立何々中学校(何々小学校)

三 学校組合の設置する中学校(小学校)

何郡道府県何郡学校組合立何々中学校(何々小学校)

B 現行中学校に併設する場合

1 同一設立者

一 義務学年を置かず二年三年のみの中学校(注 中等学校の場合)  
従前の名称の下に併設中学校の名称を附す

二 義務学年および二年三年の学級をおく中学校  
原則としてAの場合に準ずる

2 設立者を異にする場合はAの場合に準ずる

資料出所 多久市立図書館所蔵多久市行政資料

文部省はこれより早く三月二十日、学習指導要領一般編(試案)を発行して、新制の教育に備えたが、五月には算数科・数学科・家庭科・社会科・図画工作科、六月には理科・音楽科を、七月には学校体育指導要綱、八月にいたって初めて社会科教科書として、「土地と人間」(第六学年用)を発行した。

二十二年三月三十一日、「教育基本法」「学校教育法」が公布され、翌四月一日、新学制による小学校および中学校が発足して、九年制の義務教育は発足した。つづいて、県は、県新学制準備協議会の答申および具申事項を公表した。

義務教育に伴う人事異動は四月二十一日発表され、この日佐賀師範学校では県下初の付属中学校の開校式を挙げた。県下公立の新制中学校は県準備協議会の答申通り、新憲法施行の五月三日を期して一三四校が同時に開校した。

県下初の独立校舎を持った新制中学は、旧歩兵五十五連隊跡の引揚者集団収容施設「協楽園」内に、二十二年九月創設された高木瀬中学であった。なお、二十二年五月には高木瀬小学校協楽園分校(二十三年協楽園小として独立)も開設されるなど、当時、引揚者収容施設に小・中学校を併設するものは珍らしかった。両校共、三十九年三月末には廃校となっている。

二十二年五月、県は学校体育ダンス(創作フォーク)を新制中学校の正課として取り入れた。

また、六月末には西松浦郡大川中学校が、研究談話の形式で新教育の研究発表を行ったが、発表の内容は「学科担任か学級担任か」であった。結論は「内容としては学科担任制をとり、学級の指導者としては学

級担任をおく」として、その後の中学校指導の指針を与え、ホーム主任とホームルームが学級経営の基礎となった。

新制中学校の建設 戦後の地方財政は疲弊していた。全国的な食糧難のため、戦災者や外地引揚者は農業県へ流入し、本県の人口は増加していった。このような情勢下で、義務教育九か年制の新学制が実施された。占領政策による軍国主義、国粹主義などの徹底的な排除、民主化の急速な推進、経済九原則の徹底的な施行義務等に加えて、新学制施行は市町村財政を圧迫した。

国民学校の高等科二年制を、義務制中学校三年制に、さらに学級の増加は、何よりも現在の施設、設備を圧迫した。新制小・中学校の看板はとりあえず、古い国民学校の玄関の左右に掲げられたところが多かった。

当面の問題は、小学校地内に仮宿した形で併置された中学校教室の建て増しによって、二部授業の急場をしのごうであったが、市町村民の寄付金に頼る財源策をとる市町村が多く、また建て増しの教室は敷地の狭あいから、共用の運動場を隔てて増設教室を建てる市町村も多かった。校舍問題は当時の占領政策の推進による新制中学校とあって、施設設備に対する国庫補助率や起債額の割合が大幅に認められるようになった。

軍政部の勸奨もあって補助のわくも拡張され、既設建物の利用による節約も含めて建築を急がれることになった。

しかし、当時はインフレ收拾策として、金融緊急措置令（昭和二十二年二月十七日緊急勅令）がしかれ、預貯金の支払いを停止し、一定範囲内の現金支払いと封鎖預金だけの支払いが認められ、また新円切り替え

がなされていて、自分の金が自由にならなかつた時代であった。中学校の建築を進めるにも、市町村民の寄付金が凍結されて、制限以上の払い出しには証明を要し、中学校建設に係る封鎖預金払い出し証明を、県庁教育部に申請して封鎖の解除をうけた。

終戦直後、県は東・西松浦郡の海岸地帯に塩田を造成中であったが、燃料等の関係もあって中止となった。東松浦郡湊村（唐津市）では中止閉鎖された土地、建物の譲渡を申請して新制中学校と教員住宅の建設に利用し、校地以外を一般住宅建設に当てることとして住宅難緩和策を立てた。土地面積五万三、一一一坪、建坪は二〇二坪。塩田の三和土、コンクリート舗装道路、基礎工事等の除去費と、斜面全体の土盛り埋め立てを考慮して総譲渡希望価格三十一万一、〇〇〇円余の申請であった。

また、当時は物資統制令で、配給割当外の特需は官公庁の特別申請を要した。二十三年二月六日、県は二十三年度新制中学校整備を筆頭に公共事業認可済九六町村、建坪五、八八〇坪におよぶ事情を福岡商工局に具申し、資材特配を申請した。そのほか、牛津中学校新築および

封鎖預金払出し証明申請

証月	明日	町	村	封鎖による寄付金証明申請額	新円による寄付金(自由支払金)	摘要
昭和23年	1・20	鳥栖町	481,025.50	828,494.00	町民による新制中学校寄付金合計額	
	3・4	厳木村	484,573.60	4,015,906.65	校舎建坪1坪11,000円 教室9 特別1	
	3・24	武雄町	128,593.39	3,261,406.61	新制中学校建築寄付金	
	5・21	旭村	331,893.90	1,663,406.10	同上	
	6・4	春日村	366,970.95	1,628,329.05	4教室増築付属建物機具、工事170余万円、国補21万円、寄付者15人分、坪10,400円	

資材特配の申請及び配当量

申請量		資材配当量	
釘 (5種)	8,000kg	1,700kg	1教室当たり 8.67kg
セメント	40 t	68,050kg	同 347 kg

移築に関する建設工事では、二十三年三月二十四日付で業者所属の伊万里営業所持品を流用するための出荷証明を県に申請した。

藤津郡古枝村（鹿島市）では二十三年度新制中学校二教室の建築用材六〇〇石を、営林署より払い下げを受けるための証明願いを、同八月十日付で提出し認証された。

ここに挙げた二、三の例示で、新制中学校を建設するために、いろいろの方策を講じていた市町村の苦慮のほどをうかがうことができる。なお、当時は建築の様式も進駐軍奨励のアメリカ方式がとりいれられた。玄関なしで、教室の廊下側はガラス窓廃止の壁として、展示に広く利用する様式であった。その第一号が二十四年六月十八日完工した佐賀郡東与賀村立東与賀中学校であり、次いで東松浦郡北波多村立北波多中学校等、新様式のもの相次いで出現した。しかし、玄関がないことは学校訪問者を当惑させるなど、日本との生活様式の差異が目立ち、あまり普及をみなかった。

文部省が奨励する町村組合立中学校として県下で発足したものは、有田町と東有田町による西松浦郡学校組合立有田中学校一校であって、二十二年六月七日起工式を挙げた。

合併と統合 学校の建設は、地域住民と深いかわり合いをもつだけに、新制中学の創設に伴う位置の決定問題や町村合併に伴う統合町村合併の紛争に巻き込まれたり、あるいは小規模校の統合の際には大きな関心が寄せられた。なかには長期間にわたって紛争が続いた学校も生じた。

武雄中学校では小学校に併置の校舎をきらって、生徒が校舎建設促進のデモを起したり（二十二年十一月）、東松浦郡久里村では、中学校の校舎の位置が問題となって分村問題に発展した。同郡蔵木村では天川地区の中学生徒に通学バスを新設したり、玉島村では通学区域の問題で生徒の登校拒否が発生した。

西松浦郡波多津村、杵島郡山内村、神埼郡神埼町等、いずれも町村合併後の中学校の位置設定をめぐる紛争が発生した。

また、町村合併や中学校の統合にからんで紛争が長期化したものには、藤津郡塩田町と鹿島市がある。塩田町では、塩田町、五町田、久間の三町村の合併協定に、旧塩田町の大草野区は嬉野町へ、旧五町田村の谷所区は鹿島市へ編入を希望していたが、分村がなかなか実現しなかった。このため、児童生徒の登校拒否や寺子屋式授業、国勢調査の拒否、ハンスト、町長かん詰めによる警察官の出動、三十六年四月



協楽園小学校



の天皇・皇后御巡幸を前にムシロ旗を立てようとするなど、児童の教育の上にも大きな波紋を投げた。しかし、三十七年末に至って塩田町の発展のために手を握ることになり、三十八年三月塩田・嬉野両町共に分町問題で境界変更を議決し、同月末、塩田町・嬉野町組合立大草野小学校を発足させることになった。

鹿島市の統合中学校の問題は、三地区の三中学校を統合して地区中央に「東部中学校」を建設しようとするものであった。三十四年五月、統合反対の一地区が動き出したが、市議会は混乱の中に統合を可決したが、県教委の調停試案提出後二年ぶりようやく解決、そこへ別の一中学校区から統合中学校計画変更要求が出され、二年目にいたりあっせん受諾とになった。しかし、この間、中学校生徒ばかりでなく小学校児童の登校拒否にまでおよんだ。東部中学校では、なお混乱を避けるため当分旧校舎での授業を継続し、三十八年十一月に至って四年ぶりに解決した。そして三十九年八月二十八日、東部中学校々舎が完工し、落成式が挙げられた。また、新制中学校の建設寄付金をめぐって二十二年十月に東松浦郡入野村（現、肥前町）で、村当局と村内有力炭鉱との対立が生じている。このように制度改革の道は決して平坦なものではなく、さまざまなトラブルを生じた。

男女共学は、中学校では二十二年新学期の九月におよんで全面的に実施され、新教科書も七、八月になってようやく着荷、配布され、落ち着いた学習は九月の新学期からであった。

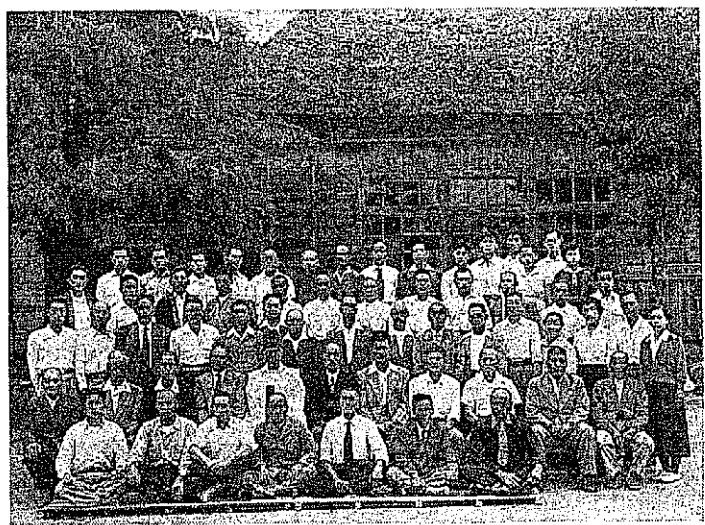
いろいろ問題を起こした中学校舎も、二十七年四月ごろから独立の校地校舎が見られるようになり、町村合併後の統合中学校では鉄筋コンクリートの永久的施設に代わった。

小学校でも、三十四年三月神埼郡の三瀬村が、ワラぶきの校舎を近代式に改築したことで、明治以来の麦ワラ校舎の姿が県下から一掃され、その後は明治大正期の旧校舎の改築を機に鉄筋校舎の建設が進められていった。

当時、教員不足も問題であった。特にへき地や離島の多い東松浦郡では新学制一年を経ても、小・中学校でなお四〇人の教員不足を来していた。入野村、名護屋村、厳木村をはじめへき地の村々では教員住宅の増築にも追われ、入野村など教員の下宿代一部負担を財源として、三棟一二戸を建築したところもあった。

## （二）六・三制の定着

現職教育 終戦直後、教員の再教育講習がなされて急場をしのいだ。が、新学制施行後の教員養成は、資格制度を定めた二十四年五月制定の教育職員免許法によった。本法は旧来の専門教育機関によることなく、



県下で最後まであった麦ワラ校舎（三瀬村）

新免許法に定める基礎資格と単位を修得すれば、それぞれの学問を修めながら教員の資格を取得できるという開放的な制度であった。

新しい教員養成は、すべて大学教育で行うという原則に従って、旧制度下に教員となった者は、新制大学制度に基づく不足単位分を、地方大学の教員養成を主とする学芸大学か、教育学部で受講し現職教育を受けることになった。二十四年五月制定の国立学校設置法による本県唯一の佐賀大学教育学部では、夏季、冬季休暇を利用して受講させることになった。

この現職教育は、二十五年から一〇か年計画とされていたが、二十六年六月の免許法改正に伴って現職教育五か年計画に再編成して、三十三年で一応終了した。それには受講教員の便をはかって、夏季休暇中を利用した国立大学の公開講座、免許法認定通信教育、単位修得試験、免許法認定講習の四つの方法がとられた。本県では、県教育委員会主催で、現職教育を実施した。

教員需給 戦争末期ごろから、有資格教員の応召が続いたことによつて、全国的に教員の不足が生じた。そのため、当時、無資格の代用教員（新制度下の助教諭）、わけても女子教員が増加していた。これに六・三制の実施で有資格教員の需要が急激に増大した。

ことに新制中学校ではその性格上、師範学校、青年師範学校出身の中間層を配置せざるを得ないため、小学校の教員構成が弱体化した。それに加えて、養護教員の必置は教職員の不足に輪をかけて事態を生じた。当時の養護教員の任用の状況は次のとおりである。

昭和二十二年四月二十四日

新制中学校・小学校養護教員の任用について

養護教育の重要性にかんがみ昭和二十二年より各新制中学校・小学校に各一

名を限り県費負担の養護教員（止むを得ざる場合は養護婦）をおき得ることとなつたから左記により至急内申する様願いたい

記

- (一) 目下欠員中の小学校においては適任者物色の上、一般教員の新採の場合と同様小学校より地方事務所経由内申すること
- (二) 目下町費負担の養護婦のみをおく学校は一名限り前号(一)に準じて内申すること

※注意 大きい学校或いは養護婦教育に特に熱心なる学校において県費負担以外の養護婦をおくことは差支ない

教員不足の現象も二十六年三月ごろから短期大学卒業者の就職、二十八年三月新制大学卒業者の就職もみられるようになって、次第に緩和されていった。

教育課程の改善 新学制発足当初、文部省は新教育課程の基準としてと学力テスト 二十二年三月「学習指導要領」を告示し、試行したが、これは、二十六年七月に全面的に改訂された。二十七年の独立回復後は戦後の道徳教育のあり方が論議を呼ぶようになり、三十年二月、小・中学校社会科の一部改訂が行われ、道徳教育・地理・歴史の指導の充実をはかることとなった。さらに三十三年十月には全教科にわたり全面改訂がなされ、特に改訂にあたっては道徳・算数・理科の基礎教育に重点がおかれた。このあと、小学校は四十三年七月、中学校は四十四年四月再び全面改訂が告示され、小学校は四十六年度、中学校は四十七年度から実施されることとなった。

前記の道徳教育は毎週一時間特設することになって、これが実施に移された三十三年十月を前後として波紋をよんだ。「道徳の時間における

指導は、他の教育活動における道徳教育と関連を保ちながら、これを補充し、深化し、統合し……」とする道徳指導書に対する反論が起こった。「道徳の時間を特設することは必要がないのみか有害で、時間を特設すれば必然的に徳目的言語主義的となり、抽象的な民主主義的道徳理念が無内容な形式的観念として子どもたちに注入され、子どもたちの内部で民主主義そのものが真空化されてしまうおそれがある」とするもので、一部にはこれに対する反論も呼んだ。

三十三年改訂の新教育課程の研究會や講習會の開催に際しては、教職員組合は出席阻止の直接行動をとった。県教委と教職員組合との交渉は決裂し、三十四年六月の唐津市での研究會、同七月県下四か所で開催した中学校教育課程講習會は、有田会場・鳥栖会場も流会、唐津会場・佐賀会場は警官隊の出動をみる混乱となり、ただ県婦人会館での技術・家庭科講習だけがどうにか終えることができた。混乱を避けるために県教委は、小学課程の講習會をついに延期した。翌三十五年七月に至って県教委と教組との交渉が成立し、講習會問題もようやく解決した。

#### △学力テストの実施V

この教育課程のもとで、学習指導の改善と教育条件の整備をはかるための基礎資料をうる目的で、文部省は小・中・高校の児童・生徒の学力調査を実施することとした。三十一年度は国語・算数(数学)の二教科を、三十二年度は社会・理科、三十三年度は残りの教科について実施された。そして三十四年度にはさらに国語・算数(数学)について第一回との比較調査がなされた。

さらに、三十六年から四か年はより豊富な資料を得るため、全国中学校二、三年生の学力調査が行われた。これは義務教育最終段階の学力

についての調査資料を得るため、該当学年全員を対象とした。しかし、学力一斉調査は「政府による教育統制の一つ」とし、また「教員の評価に連なる」として日教組は拒否戦術を打ち出した。

三十六年十月、県教委は「学力テストの結果は指導要録に記載せず」と独自の方針を決定したが、佐教組は学力テストの労務提供拒否を決めた。しかし、県教委は学力テスト実施を再確認し、同二十六日県下中学校全校で実施した。結果は、便船欠航の東松浦郡加部島を除いてほとんど一〇〇%の実績であった。ただし、一部教員の職務命令違反で、処分内申書提出を勧告された厳木町があった。

三十七年七月の中学校の学力テストは、県西南部の集中豪雨被災の四校を除いて一〇〇%実施された。しかし、同十月に行った高等学校では、佐賀農業高校の生徒の一部が答案を白紙提出するという事態が生じたが、学校教育方針が問題視され、同年十二月の県議会で紛糾した。

その後、四十一年六月の学力調査では佐教組の労務拒否で混乱し、中学校二七校が返上した。特に、東松浦郡北波多村教育委員会では返上の責任を負って、教育委員が総辞職をした。しかし、その後は波乱もなく平穩に実施されるに至った。

勤務評定問題 地方公務員は、二十五年十二月制定公布された地方公務員法によって、勤務成績の評定が規定されている。教職員については、三十一年六月公布された地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、「県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第四十条第一項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。」と決められた。

この勤務成績は、その職の職務遂行の基準に照らして評定されるもの

であり、職務の分析が困難で職務遂行の基準がたてられ難い教員の場合、勤務評定を行いうるか否かということで論議をかもした。

三十二年九月二十日文部省は、教員勤務評定制度の趣旨の徹底、教員の服務の厳正について配慮するよう通達した。そして十二月末、全国都道府県教育委員長協議会が勤務評定試案を決定するにおよんで、問題が全国化した。三十三年七月、文部大臣は全国知事会議の席上で、勤務評定の完全実施を要望し、年末までに実施しようとする文部省と、これを阻止しようとする日教組とが激突し、地方では県教委と県教組との対立激化を生んだ。

本県では三十三年一月二十日、坂井県教育長は小中学校校長会の席上で、勤務評定実施の意向を表明した。現在の勤評には問題ありとしていた同校長会も、二月にいたって勤評研究委員会を設けて準備に当たった。佐教組は、三月八日を期して佐賀・唐津の両市で、教育危機突破県大会を開き、勤評反対闘争を決議強化した。

県教委は五月十二日勤評試案を提示した。同月十三日佐大でも教授会の反対声明、同月十五日佐大自治会の反対運動としての授業放棄、同月十七日高等学校教職員組合員全員と佐教組の一割動員による撤回要求、同月二十日佐教組は反対と撤回要求貫徹の臨時大会を開くなど、情勢が緊迫した。同月二十二日県教委は実施を決定し、十月十日を提出期限として、翌二十三日に、県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を制定公布した。

そして七月の夏季休暇に入って、県下各地で勤評説明会を開いたが、教組の阻止運動で混乱した。八月には県町村会・議長会が勤評賛成を声

明し、九月には杵島郡・武雄市の小・中学校教頭ら二九人が、勤評阻止闘争に反対して佐教組脱退を声明し、県教職員協議会を結成するなど混乱はつづいた。

この間、県教委は勤評実施の基本方針を決定し、規則通りに実施して勤評提出期限を十一月八日としたが、実績は九五・六%であった。

これに対して教組側は、組合員による校長の逆評価をもって対抗した。実施が遅れていた多久市教委は、十二月末になって勤評実施を通告し、これと前後して小城郡内小・中学校教頭一三人全員が佐教組を脱退した。

明けて三十四年二月、県教委は勤評一年延期の大町町教委に提出を勧告したところ、三月十四日評定実施に踏み切り、県教委と教組支部との板ばさみにあった町教育長は同月十七日辞表を提出するに至った。三月末の人事異動期を前にした県教委は大町町に、勤評を提出しない限り大町町の人事異動を行わないと通知したが、ついに大町町の提出は果たされず、従って人事異動も行われなかった。

三十四年九月の定期勤評提出は、高校一〇〇%、小・中学校九四%で、未提出は鳥栖市・大町町・厳木町・江北町の各教委であったが、厳木町教委は責任を負って十月一日、教育委員の総辞職となった。鳥栖市は十月三十日提出したので、十二月の定期昇給も大町町を除いて発令となった。そして暮れ迫る十二月二十一日、もつれこんだ大町町教委の勤評提出をみるようになった。

こうして、もめにもめた勤評問題も、ようやく鎮静に向かった。

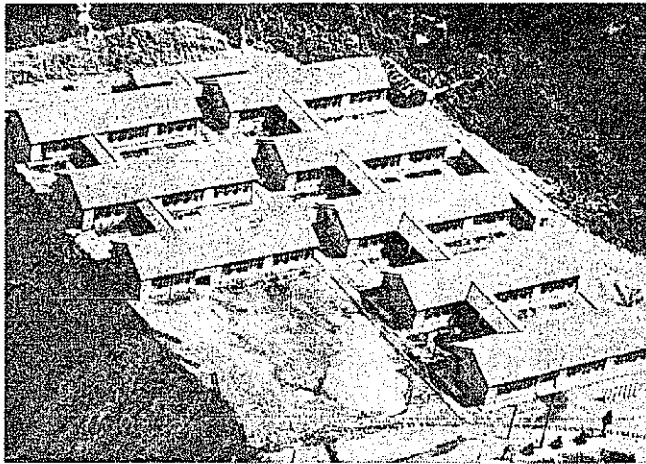
**すし詰め** 戦後の最も特徴的な社会現象にベビーブームと技術の高学級の解消 度化がある。前者は、復員と外地引揚げによる出生児の

急増となり、これが波及は二十八年年度から始まった。後者は、所得倍増政策に伴った経済成長に支えられ技術の革新を招来したのである。

この生徒急増期におけるすし詰め教室の出現に対して、国は三十四年から五か年計画を立て、さらに第二次、第三次と改善を加え、四十九年から新五か年計画が策定された。

ところで、独立回復の二十七年頃の学級編制と教職員定数の基準は、当初の学校教育法施行規則の規定に拠っていた。学級編制は同学年編制を原則とし、一学級の児童生徒数は、小・中学校では五〇人以下を、盲・ろう学校の小・中学部では一〇人以下を標準としていた。教職員定数は、小学校(盲・ろう学校の小学部)では、校長のほか各学級に一人以上の専任教員を、中学校(盲・ろう中学部)では、各学級ごとに二人の教員をそれぞれおくことが基準とされていた。

その後、義務教育の拡充、児童・生徒の急増、地方財政のひっ迫等いわゆるすし詰め教室の出現から、義務教育水準の維持向上を目的として、三十三年五月一日、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が制定



戦後の児童急増で新設された小学校 (多久市)

され、これを基準にして三十四年度から第一次五か年計画を実施した。すし詰め学級解消を目標としたこの法による学級編制は、小・中学校とも五〇人、特殊学級は一五人、盲・ろう学校の小・中学部で一〇人をそれぞれの目標とした。教職員定数については、この法律によって算出された定数が、基準財政需要額算定の測定単位となり、また、三十九年からは義務教育費国庫負担金についてもこの定数が限度となって、財政上の裏づけが明確にされた。

三十八年には、学級規模の適正化と、新教育課程の実施に応じた教職員組織の充実をはかることを目的として、この定数標準の法律の改正が三十八年十二月になされた。この結果、三十九年度を初年度とする第二次五か年計画をもって、学級編制については、小・中学校とも四五人を、特殊学級一五人を、それぞれの標準目標とした。

教職員定数については、この期間中の児童・生徒数の自然減に伴う教職員定数の減少をわくを利用して、学級定員数の減少と学級数増をはかる方針がたてられた。

また、三十八年六月の義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令の改正で、不正常授業の範囲が拡大され、三十九年五月同政令が再び改正さ

すし詰め学級解消計画

単位：人

区分	第1次計画					第2次計画				
	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
小学校 1学級 1学級	58	56	56	54	50	49	48	47	46	45
中学校 1学級	54	54	54	52	50	49	48	47	46	45

資料：文部省学制百年史資料編

れて、教室不足の範囲が明示されるなど、従来の富裕団体以外の道府県についても、標準法によって算出された教職員定数までを国庫負担の高限度とすることとされた。

第三次計画初年度の四十四年五月、教職員の負担軽減と、より一層の学習効果の向上を目指してこの標準法が一部改正された。そして教職員定数にしても、へき地その他教育困難地域の学校に手厚い配置をなすよう、教職員の増員がみられるようになった。

すし詰め対策は、学級編制の基準改正と施設整備が並行し、特別教室を普通教室に転用する姿は解消した。また、普通教室の増築とともに老朽危険校舎の改築もはかられて、三十八年十二月杵島郡北方中学校で生徒会の最中、すし詰め学級の床が落ちて一三人の重軽傷者を出すというようなことはなくなった。

学校施設の整備は、三十三年四月二十五日、制定された義務教育諸学校施設費国庫負担法により、危険校舎については、二十八年八月制定された公立学校危険建物改築促進臨時措置法に拠った。

設備の充実策 義務教育費の全額国庫負担要求は久しかったが、ようやく二十七年八月八日、教職員給与の都道府県実支出額の二分の一と、教材費の一部の国庫負担を規定した義務教育費国庫負担法が公布され、二十八年から施行されることとなった。

そして一年後の二十九年八月八日、学校図書館法、理科教育振興法が公布され、ともに二十九年から施行された。これによって、先の国庫負担法に基づく図書および各設備に対する国庫補助金が振り替えられた。しかし、三十三年五月「義務教育費国庫負担法に基く教材費の国庫負担の限度額算出の基礎となる額を定める政令」が公布され、教材費の

国庫負担率が一部負担から二分の一負担に改められた。

ところが、学校教育に必要な教材の基準設定がなされていなかったの、設備充実の具体的展開をはかるにも、また、将来への充実目標設定のためにも不十分であった。そこで四十二年八月、義務教育諸学校の教材基準が新たに設定され、一〇年計画で教材整備が促進されることとなり、基準金額の八〇％までをその実績達成の目標とした。

中学校では、四十四年に改訂された学習指導要領の実施が、四十七年度からとなった。この改訂によって中学校のクラブ活動が必修となったことに伴い、そのための教材整備が五年間で達成することとなって、国庫補助金も大幅に伸びた。

### (三) 財政再建と教育問題

二十四年二月十八日未明、県庁舎を焼失したことは、県にとっての大痛恨事であった。

同年三月の定例県議会では、「行政整理対策特別委員会」が設置され、一方には失業救済、中小企業融資が叫びつけられた。このような情勢下で、教育界は定員定額の基準の問題、定額の引き上げ、高校施設整備、実業教育の振興、社会教育関係の人と設備の充実等、教育費は年を追って膨張した。こうして二十五年以来、支出増に悩みつけてきた本県財政は、二十八年年度の決算で約四億円の赤字を出すに至った。ここまで追い詰められたことの主な原因は、当時の地方税財政制度の不合理的、教員の定数増による給与費の増大、それに相次ぐ災害による復旧費等が挙げられる。

二十九年三月二日、定例県議会の開会冒頭に、鍋島知事は「県財政は

赤字であり、県政の重大危機だと痛感する。今日の地方制度にからまる不合理が累積したことが主な原因であるが、赤字補填に努力する」旨の演説を行って、六億数千万円の水増し歳入を含む二十九年度予算案を上程した。

原案の「減額修正」を迫る自由党と、「やむを得ない」とする社会党とが激しく対立するなかで、十六日知事案は採決された。が、三十一日の幕切れになって県政同志会によって突如提出された「県の赤字は人件費が大きな原因である。次期県会までに機構簡素化と人員整理案を提出せよ。」という決議案が可決され、五月の臨時県議会、九月の乱闘県議会というその後の県政を揺がす事件の糸口となった。

五月二十九日から始まった臨時県議会で、知事は

「ただいま御説明申し上げました約四億の赤字を繰上げ充当として、二十九年  
度へ繰り込んでくるという状態になったのでございます。

その原因につきましては、三考えてみますれば、簡単に申し上げますれば、第一番目に、やはり根本的にはシャープ勧告によりますところの地方税財政制度の一つの制度が、農村県であります。特に佐賀県のような小県に對しましては、非常に他の府県に比して何と申しますか、不合理が生じてきて、どうしても交付金の額の算定その他において十分の額が得られない、平衡交付金を上回る県費の継ぎ足しをして進まなければならぬような状態になりますとともに、純県費の自主財源の率が、全体の総予算の約三割前後であつて、あとの七割はいわゆる国庫支出金、あるいは平衡交付金、国庫補助金というものに依存しなければならぬ、まったくの中央依存の財政であるということであろうかと考えております。

さらに第二番目といたしましては、御承知の通り給与改訂費の増加等が、現実の給与費とそれから平衡交付金等に算定せられますところの給与費との差、ある

いは国家公務員との差等によりまして、県費の充当をいたさなければならぬというところであります。

第三番目には、御承知の通り昨年佐賀県を襲いました大災害でございます。と説明した。

そしてさらに、赤字は二十九年年度末までには一〇億円に達するとして、三億円節減の更正予算案、教育費では五、五〇〇万円の人件費節減、教育研究所・文化館の廃止、教育事務所の統合等の案件を提出し、論議は「教育の質的低下」に集中した。

一方、首切り反対を唱える教組、県職組、地教委、PTA等による抗議と集会、傍聴デモは連日つづけられ、ついに県議会最終日の六月七日には議場が混乱するにいたつて流会となり、議案は審議未了となった。

八月二日、鍋島知事は参議院地方行政委員会に喚問を受けて、県財政窮迫の実情を公述した。

審議未了となった三億円節減案は、九月七日からの県議会に、ふたたび提案されたが、十八日の採決をめぐる与野党の争いで、乱闘県会となり、二十一日には「警察隊出動」という事態を招いた。

明けて三十年九月十三日、知事は県教育委員会に對して自主再建計画による協力をもとめ、「教職員七〇〇人削減の定数条例」の送付を要請した。これに對し県教委は「四〇八人の削減要綱」を回答した。

十月八日から始まった県議会で、知事は「年度末には一五億円の赤字が見込まれる。赤字財政克服と今後の健全財政確立のために」として、条例の送付方を再び県教委に要請した。松信県教育委員長以下四人の委員（他の二委員は病欠）は、知事・議会・地教委の間に板ばさみとなつて辞任した。

三十年十二月二十九日、地方財政再建促進特別措置法が公布施行され、三十一年三月の県議会で同法適用申請を議決し、五月県議会で法定財政再建計画が議決されて、自主再建から法定再建に踏み出した。

ところで、県教委が三十年九月知事に回答した四〇八人の人員削減要綱は、三十年度と三十一年度の両年度で実施し、強制退職は行わず欠員不補充によって行うというものであった。自主再建計画は、三十一年の法定再建計画の実施に伴いこれに移行したが、この間、定員、予算等の問題に関連して県教委はあらゆる努力をつづけ、三十一年五月一日知事に対し、教職員の配置については定数条例による三十年度の配当基準を維持すること、昇給昇格は給与条例に基づいて実施すること、を内容とする「佐賀県財政再建計画作成に対する意見書」を提出した。

五月十五日、前述したように法定再建計画は県議会で議決されたが、この計画によると三十一年度の教職員の定員は、七、五一人ですでに配置されていた数より二五九人少なかった。このため、三十一年度本予算を編成するに当たり（当初予算は九月までの暫定予算であった）二五九人分の人件費は予算に計上されず、過員は九月末日で整理せざるを得なくなった。しかし県教委は、年度途中で過員を整理すると教育現場に混乱を招来する恐れがあり、これは絶対避けるべきであるとの配慮から、三十一年度末までには計画の定数に合わせるよう努力することを条件に、二五九人の十月以降六か月分の経費を予算化するよう知事に対し強力に折衝をつづけた。その結果、知事も県教委の要望を認めたが、自治庁（現在の自治省）の強硬な反対に遭った。しかし、この計画の変更は翌三十二年二月上旬によく承認されるに至った。

また、県教委は再建計画による定数減を最少限に食いとめるため、三

十二年度の予算編成にあたり必要な財源の獲得について、県当局と交渉を重ねた。

こうした情勢のなかで、佐教組は、法定再建計画は教育的見地を忘却したものとして反対し、定数減は教育の破壊であるとして、実力行使に訴える方針を打ち出し、三十二年二月十日臨時大会を開き、三日間の休闘争を決定した。

県教委、佐教組は、解決の糸口をみつけようとして、ぎりぎりまで交渉をつづけたが、合意に達せず、佐教組はついに「現職員の現員確保と昇給昇格の完全実施」等を要求して、二月十四、十五、十六日の三日間にわたり、いわゆる三・三・四の割合で全組合員の参加によるいっせい休闘争を行った。

県教委は、この闘争は、地方公務員法第三十七条で禁止されている争議行為であるとして、四月二日幹部一人を六か月ないし一か月の停職処分にした。佐教組は、これを不当処分として撤回を要求するとともに、日教組も佐教組の全面支持を表明し、各県教組へ佐賀県教委に対する抗議を指令した。

一方、稲田文部次官は処分支持を言明し、灘尾文相も声明を出すなど事件は拡大し、自民党調査団・社会党調査団が来佐し、衆議院文教委員会できり挙げられるにおよんで、全国的問題に発展した。

四月二十四日、県警察本部は地公法違反容疑で佐教組幹部一〇人を逮捕、二人を任意で取り調べ、七月六日佐賀地方検察庁は四人を起訴した。日教組は大きかりな刑事弾圧だとし、佐賀に「不当弾圧対策本部」を設置して法廷闘争に力を入れた。

佐教組は行政処分について県人事委員会に、不利益処分の審査請求を





教育費削減に反対して知事公舎に  
押しかけた労働団体 昭和29年10月

行った。これら一連の事件を佐教組事件と呼ぶようになった。

なお、この事件の発端となった、二五九人の超過分のうち、希望退職者を除く一二〇人につ

ところで、佐教組事件は裁判事件となって長く尾を引いていた。

三十七年八月二十七日、佐教組事件の判決公判が佐賀地方裁判所で開かれ、裁判長は「地方公務員法第三十七条は、公共の福祉に反する恐れのない争議までも禁止してはならず、被告人らの行為は、公共の福祉に反していない。」という要旨で無罪を言い渡した。佐賀地方検察庁は、法令解釈に誤りがあるとして福岡高裁に控訴した。

四十二年十二月十八日、佐教組事件控訴審判決公判が福岡高等裁判所で開かれ、三十七年の佐賀地裁判決について無罪の判決があった。判決の要旨は、「地方公務員法第六十一条四号で処罰の対象としているのは、特に違法性の強い争議行為に限ると解すべきで、違法性が強い争議行為であるか、どうかには一定の基準があり、被告らのせん動行為は、特に違法性の強いものとは言えない。」というもので、福岡高等検察庁は、事実誤認の疑ありとして最高裁判所に上告した。

次いで四十六年三月二十三日の最高裁上告審公判の判決も、地裁、高裁同様に無罪となり、被告の四人は同年四月一日付で復職した。

また、三十二年十月二日行政処分（休職）を不服とした被処分者四人が、佐賀地裁に訴えを提起した行政処分無効確認等請求の訴訟は、最高裁の無罪の判決に伴い、四十七年六月九日裁判長より「和解」の勧告があった。これに基づいて双方が話し合った結果、四十八年三月三十日和解が成立した。まさに事件後、一六年の星霜をおくっていた。

一方、前述の停職処分を受けた一人（うち一人は途中で訴えを取り下げ）に係る行政処分無効確認等請求の訴訟は、佐賀地裁を経て、今日なお福岡高裁に係属中である。

いては、これを認める財政再建計画の変更がなされたため、過員による分限免職等の事態は発生しなかった。

この事件を契機に、教育費を保障しようとする動きが強くなり、義務教育職員の標準定数を設け、その定数を基礎として地方交付税の算定基礎とする、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律が、三十三年五月制定をみている。

一方、財政再建団体となった本県は、その後は自治庁の厳しい規制を受けながら、節約方針をとった。そのうちに地方行政制度の改革、経済事情の好転で、県財政は三十四年度以降は黒字決算をみるようになった。

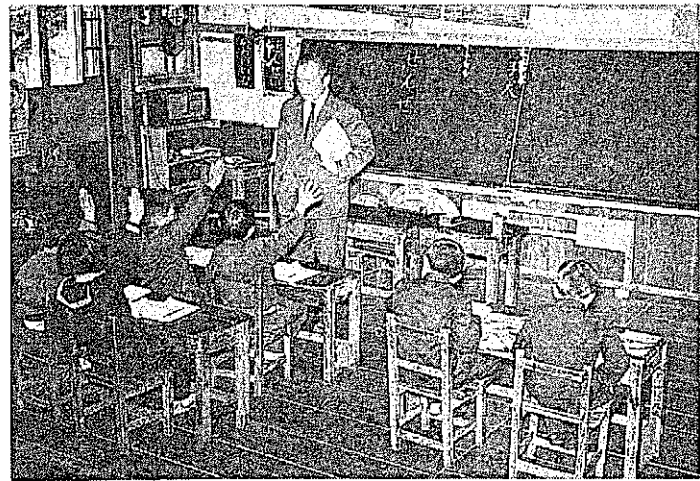
三十六、三十八年度の二回にわたって、財政再建債の繰り上げ償還を行い、当初一一年間の予定であった再建計画を二年短縮し、三十八年度をもって完了した。

四 教育の谷間に光を―へき地教育

二十九年六月、へき地にある学校の教育水準の向上をはかるため、へき地教育振興法が制定された。交通条件および自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間、離島等のへき地に所在する学校の教育は、教員の確保、施設設備の整備、学習指導等にいたるまで、数多くの困難性がつきまとうものである。この法は、へき地におけるこの難条件克服のために、国と地方公共団体とが協力して、教育の地域的格差を是正し、その水準の向上を期し、総合的に施策を進めるためのへき地振興法である。この法律により、へき地教育の調査研究、教員住宅や集會室建築費の補助等が定められたが、三十三年四月に一部改正されて、都道府県の任務の整備、へき地手当支給の義務化、国庫補助率の増加と保健管理費および通学用バスやボートの購入費補助等、補助の範囲も拡充された。その後四十五年、四十九年と一部改正がはかられて、へき地手当の支給対象がへき地に準ずる学校にまで拡大された。

現在の振興方策をまとめると、

- 一 環境整備費補助 学校自家発電設置費、テレビおよび録音機購入費、給食施設設備整備費、寄宿舎建築費、給水施設および学校ふる整備費、ジープ購入費、携帯用歯科ユニット・歯科用巡回指導車購入費、保健室整備費。
- 二 教職員優遇策 特別昇給制度、多学年学級担当手当支給、へき地勤務教職員の子弟のための高等学校寄宿舎建築費補助。
- 三 児童・生徒勉学補助 寄宿舎居住費、遠距離通学費、高度へき地パ・ン・ミルク給食費



へき地の小学校の授業風景 昭和38年4月

だ。本県のへき地学校およびこれに準ずる学校は、県へき地手当支給条例によって、法に準拠した改善を進めている。なお、本県のへき地の現況は次のとおりである。

	(一級地)	(二級地)	(三級地)	(計)
小学校	九	二	三	一四
同分校	一四	五	一	二〇
中学校	七	一	二	一〇
計	三〇	八	六	四四

戦後の視聴覚教育が、学校教育はもとより、社会教育にも一応の普及を

四 教育援護 へき地教育

研究校指定、複式教育課程作成、へき地教育資料の収集刊行、複式学級用教科書の調査研究、へき地複式指導者講座設置、シート式録音器購入費補助、複式学級の編成基準の改善。

というように、教育機会均等の恵みの光は歩一歩、改正ごとに谷間谷間へと差し込ん

みるようになった二十六年末ごろから、山村、離島の学校を中心として「小さな学校研究会」が、自然発生的に開かれていた。二十七年四月、県教委はこれを大同団結させ「県小さな学校教育研究会」を発足させた。

また、へき地教育向上のため、へき地の村長、村議会議員、教育委員、PTA代表、「小さな学校」の校長代表等を構成員とする「へき地教育振興会」を組織した。そして、「小さな学校教育研究会」の顧問的立場から、施設設備の充実、教職員の増配、優遇等へき地学校の問題解決の推進基盤となってその対策につとめた。

本部を教育庁学校教育課におき、三養基・神埼の両郡を一円とする神埼支部、佐賀郡支部、小城・多久支部、東松浦支部、唐津支部、伊万里支部、杵島郡一円の武雄支部、藤津郡一円の藤津支部と鹿島支部の九支部をおいた。

この「小さな学校研究会」は、九州では本県が最初に設置したもので、九州大会の会場も二回担当した。初回は四十二年に伊万里市黒川町を中心とする山間へき地で、第二回目は四十四年に唐津市から東松浦郡の離島の多い地区を会場に選定したが、島の学校とその環境の実態は出席者に多大の感銘を与えた。

**就学奨励** 教育の機会均等を保障した六・三制の教育充実に当たって、自然的・地域的に教育の谷間にあった前述のへき地教育に対して、家庭の経済的条件による就学困難な児童・生徒の教育問題がある。もとより生活保護法が二十五年五月制定され、この法に吸収され措置されることとなったが、救済措置の境界にあるボーダーライン層が問題である。

学校教育法第二十五条において、経済的理由によって就学困難と認め

られる学齢児童の保護者に対して市町村の援助を規定し、中学校にも準用されているのは、主として生活保護法によっている。

これに対してボーダーライン層にある要保護者救済策として措置されたのが、三十一年三月、就学困難な児童に係る就学奨励についての国の援助に関する法律である。この法律は、翌三十二年度から中学校にも拡充された。この法律により、三十四年には修学旅行費、三十六年には学用品費、通学費、四十二年に通学用品費、四十四年に校外活動費と補助対象が拡充されていった。

#### (五) 教育の谷間に光を―特殊教育

教育の谷間としては、前述の地域性と経済条件のほかに第三に挙げられるものは、本人自身の身体的条件に係る心身障害児の問題がある。新学制では従来から学校体系に組み込まれていた盲・ろう学校のほかに、新たに養護学校を新設し、学校教育法第七十五条第一項の各号に示す比較的軽度の心身障害児のための学級、いわゆる特殊学級の設置を認め

た。

二十八年六月、文部省は「教育上特別な取扱いを要する児童生徒の判別基準」について通達し、特殊教育の対象と教育的措置を示した。それによると障害事項を七種に分類し、判別基準の境界線にある層の精神薄弱者について、基準指示事項と正常児との中間にあるもの（IQ七五から八五の程度）を境界線児とし、現在、精神疾患、脳疾患を有する精神遅滞にある者を示した。そして基準に示した程度の軽いものを特殊学級に入れる措置が望ましいとした。同時に、他の六項目についても、最も軽症なもの等特殊学級に入れて指導することを勧めた。

昭和20年代の特殊学級設置状況

設置学校名	開設年月	種類	開設時
佐賀郡川副町立西川副小学校	26・4・1	精神薄弱児	精神薄弱児
唐津市立唐津小学校 { 現 志道小 } 大成小	〃	〃	養護学級 (身体虚弱児)
杵島郡福富村立福富小学校	〃	〃	精神薄弱児
同 大町町立大町小学校	〃	〃	〃
藤津郡浜町立浜小学校	27・4・1	〃	〃
佐賀郡北川副村立北川副小学校	28・4・1	〃	養護学級 (身体虚弱児)
東松浦郡相知町立相知小学校	29・4・1	〃	精神薄弱児

文部省は全国特殊児調査の結果を憂慮し、三十二年度から特殊学級新設の市町村に対して設備費の補助を開始した。三十四年十二月中教審の特殊教育の充実振興についての答申に基づき、比較的軽度は特殊学級、重度は養護学校によることを原則とすることとした。

四十二年度には心身障害に関する全国しつ皆調査を行い、総合的研究調査の結果、特殊教育の改善充実のための基本要項を立てた。この要項は、①柔軟で弾力的な取り扱い、②普通児とともに教育をうける機会を多く、③すぐれた教員、④義務教育後の教育、⑤一般社会の啓発の五項目であった。

特殊学級 本県では、二十四年ごろから能力差の教育救済策を大きな課題としてとり上げ、各種の救済方策を研究し、また調査等も深めた。そして二十六年から特殊学級が開設された。

二十八年五月二十九日、佐賀県特殊教育研究会の発会式の準備会を、西川副村立西川副小学校で行い、同年七月二十六日、唐津市立唐津小学校で発会式を挙行した。三十年代になると、三十三年の伊万里市大坪小学校を始め、全

県下に普及し、四十二年十一月の県指定研究発表会で頂点に達した。四十六年六月、中教審は次の四項を答申した。①特殊学級の義務設置、②療養中の児童・生徒に対する教育形態の多様化、③施設整備、④障害児に対する施策と処遇の改善であった。

本県でも四十九年五月から、療養中の児童・生徒に対する訪問指導員制度を実施し、また、県就学指導委員会を同時に設置した。訪問指導員は、国立肥前療養所内や中原小学校の分教室に属する国立療養所東佐賀病院内の特殊学級、および家庭療養児等を巡回実地指導するもので、身



中原小学校の分教室での授業 昭和40年9月

分はその地区の教育事務所所属する嘱託員とした。なお、五十年年度現在の嘱託員は八人となっている。

就学指導委員会は、市町村教育委員会または特殊学校から、就学指導上特に困難なものとして要請のあった児童・生徒の就学指導や、市町村就学委員会の運営についての指導をその職務とした。委員は、教育関係者・学識経験者一五人で組織し、事務局を県教育庁学校教

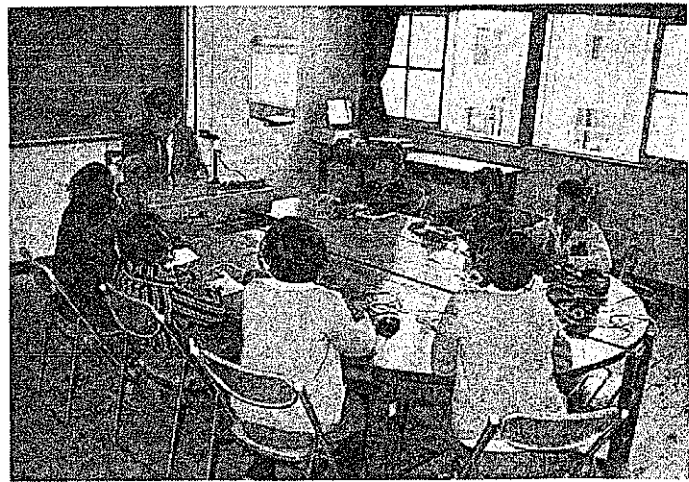
育課に置き、担当の係を置いた。

盲学校 わが国の近代盲・ろう教育の創始は、明治十一年五月京都ろう学校に開業した盲聾院といわれている。本県では、大正十二年勅令で道府県へ盲・ろう学校の設置義務づけがなされた翌十三年十月十三日、西田喜平経営の盲聾教習所と犬塚竹次経営の佐賀盲学校が合同して、私立佐賀盲聾学校と改称した。そして翌十四年一月、佐賀市水ヶ江町に民家を借用して授業を開始したことに始まるもので、同六月文部省の設立許可を受けた。昭和四年二月、水ヶ江町に新校舎建築、同六年四月より県立代用指定となり、八年四月、ろう聾部中等部もにおいて授業を開始し、九年四月県立盲聾学校として県立移管となった。

終戦直前の二十年八月五日、佐賀市の空襲で全校舎が全焼した。以後、転々として民家を借用、二十二年四月新学制施行に当たって盲・ろう二部に分離独立して、佐賀県立盲学校、同県立ろう学校と改称した。これより先の二十一年二月、全国ろう聾学校職員は連盟を結成して、ろう聾教育の義務制実現を期した決議をきっかけとして、他団体もこれを援護し実現運動を起した。二十二年四月施行された学校教育法にも盲・ろう学校は掲げられたが、この谷間への光は薄かった。

二十三年四月七日「中学校の就学義務並に盲学校及びろう学校の就学義務及び設置義務に関する政令」が公布された。これによって、二十三年度に学齢に達した盲児・ろう児について、盲学校・ろう学校への就学を義務づけ、以後学年進行で義務制が進められ、盲・ろう学校の義務化をはかることになった。

本県の事情に立ち返ってみると、空襲で焼け出されて校舎を失った両校は、仮校舎の転居生活から脱するため、新校舎建設が急がれた。二



昭和43年4月 県立ろう学校の音感教室

十二年二月、盲聾学校ほか三校の復興資金調達と併せて、インフレ下の浮動購買力の吸収策として発行した「佐賀県復興くじ」の発売には、盲・ろう学校の生徒たちが街角に立って協力し、学校建築への熱意をみせた。

二十四年五月、当時借用中の佐賀市上多布施町日東航機青年学校の跡地に、ろう学校々舎建築の第一期工事完工（七〇坪）、つづいて二十五年

五月第二期工事（一三三坪）が完成、二十九年には食堂を含む寄宿舎（一八三坪）も完工した。三十年三月校舎（一五四坪）、寄宿舎（二四坪）、三十三年にはさらに寄宿舎（上下一五六坪）、養護室（一二坪）、三十四年南校舎（一七三坪）、三十五年木工室被服室（各二・五坪）と次々に完成し、三十六年には寄宿舎の分舎敷地（二〇五坪）を買収し、翌年二月二階建て（一一〇坪）の寄宿舎が完成した。

しかし、こうした建て増しも限界となったため、三十九年十一月全面的に校地の移転と校舎の新築をはかるため、鍋島町の現在地二万九、五九八坪の敷地を買収した。



モデル建築候補校として文部省から指定された県立盲学校(昭和27年完工)

四十年十一月新校舎の起工式を挙げ、鉄筋三階建て本館延べ二、二四〇㎡(六七二坪)、ブロック平家建寄宿舎二棟延べ一、七〇九㎡(五一三坪)の完工をみて四十一年十月移転を完了した。つづいて四十二年十一月体育館六一三・一一㎡(一八五坪)の完工を待って、十二月十五日総合落成式を挙行した。そして四十七年三月に幼稚部の校舎四〇一㎡が完工するまでに、総工事費一億七、二〇〇万円が投じられた。

一方の盲学校は、戦災焼失後ろう学校同様に水ヶ江町の校舎から、近くの私立竜谷中学校(旧制)、高木町の願正寺、上芦町の民家と転居した。二十二年新学制施行を機会に盲暱学校改廃で分離独立し、県立盲学校と改称した。

同年九月上多布施町の日東航機青年学校跡にろう学校とともに移転し、二十三年四月政令で盲教育の義務制を實施し、二十六年七月上多布施町中折(現在地の天祐一丁目)に敷地二万一、二三〇㎡を買収し校舎建築に着手した。工事は特殊教育施設としての特徴を發揮するべく工夫されたもの

で、同十月には文部省から盲学校モデル建築候補校として指定された。当時、連合軍総司令部民間情報教育局のフランク・B・ジャドソン大佐はこの設計図を見て特に感銘したといわれる。

二十七年三月第一期工事、同八月第二期工事、同十月第三期工事、二十八年一月第四期工事と次々に完工した。また、二十七年十月の全国盲教育研究大会の会場ともなり、大会の出席者が例年になく多数をみたことは、モデル的盲学校の新建築がもたらしたものであった。

この設計・建築にあたり、特に①障害者の単なる収容所にならないよう、②盲人の心理状態、生理現象を調査して付帯設備の構造や配置を定めること等が配慮された。

進歩的なこの盲学校の施設は、特殊教育における建築のあり方に、いろいろ示唆を与えた。その後、四十三年三月同町二本黒木に寄宿舎用地三、七二二㎡の敷地を買収し、四十四年六月鉄筋コンクリート二階建ての新築寄宿舎に移転を完了した。そして五十周年の記念すべき年に六〇〇㎡の体育館が新築落成したのは、五十年三月であった。

そのうちに県が誇りとした盲学校舎も年経るままに古さびた建物となったため、五十三年度に三億七、〇〇〇万円を投じ、改築されることとなった。

二十八年十一月学校教育法施行規則の一部改正で職業指導部を、中学校・高校とともに盲・ろう学校にも設置することになった。二十九年六月、盲・ろう・養護学校就学奨励に関する法律の制定によって、就学に伴う父兄の経済的負担を軽減して就学率を高めることとなった。この内容は①教科用図書購入費、②学校給食費、③寄宿舎居住費の一部または全部について県の負担であったが、三十四年に通学または帰省に要する

交通費、三十五年には修学旅行費、三十六年には学用品の購入費の国の補助へと拡大されていった。

学習指導の内面では、三十二年三月盲・ろう学校小学部、中学部の学習指導要領一般編が通達されて、同年度から実施された。三十五年二月には、残る高等部の学習指導要領一般編が通達されて、三十五年度から実施された。また、三十六年には学校教育法の一部改正が行われ、特殊教育の対象となる児童・生徒の範囲が明確にされた。そして、三十九年三月学習指導要領小学部編、四十年二月には中学部編がそれぞれ策定された。次いで四十一年二月、高等部の学科を定める省令が公布され、同月に高等部の指導要領が定められた。

盲学校およびろう学校用教科書は、戦前の昭和四年以来文部省で編集してきたが、しかし、盲学校用点字教科書は、三十三年から新しく編集する必要があるもののほかは、小・中学校用教科書に部分的修正を加えることになった。

ろう学校用教科書は、言語指導体系の確立を前提とし、各学年ごとの言語能力についての見通しが立たないと他の教科書の編集を進め難い事情もあり、国語教科書(言語指導)の編集に重点がおかれた。そのほか、小学部律唱教科書(音楽)の編集が行われた。

県立盲学校は、二十七年八月、理療師養成学校としての申請が認可され、職員も三十七年九月司書として一人、三十八年職員三人、三十九年には一〇人、四十三年八人と順次増員された。また施設も、四十三年弱視特別教室小・中学部各一室を設置し、四十五年には職業教育の設備充実をはかって理療科の設備を近代化し、四十八年には保健理療科を設置した。

ろう学校でも就学奨励の充実は前項同様であるが、職業指導の上から二十七年九月理容科を設置し、三十三年六月理容科実地習練所を設置した。三十五年三月県身体障害者更生相談所の移転跡の建物を譲り受け、養護室・理容室とした。四十二年四月幼稚部設置の認可を得、四十四年四月三学級を開設した。そして四十七年三月には幼稚部の専用校舎四〇一㎡が完工するなど、学校内外の整備充実がはかられた。

養護学校 養護学校は新学制によってはじめて学校体系に組み入れられた。盲・ろう学校とともに小学部・中学部として義務制が規定されたが、国や公共団体としての援助・奨励という具体的措置は立ちおくれであった。二十九年六月制定された、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律で、就学のための必要経費を国・県で負担し、保護者の経済的負担が軽減されることになった。しかし、学校教育法付則第三九条で、養護学校に関する就学義務および都道府県の設置義務が施行されていなかったため、設置してもその必要経費はすべて設置者が負担しなければならなかった。そこで養護学校の義務教育の早期実施を目標に、三十一年二月、公立養護学校整備特別措置法が制定されて、建築費や給与費、教材費等について、他の公立義務教育諸学校同様に国の負担や補助が得られるようになった。

そして、三十二年六月、養護学校への就学を就学義務の履行とみなすことになって学校教育法の一部改正がなされ、同時に、盲・ろう・養の各学校幼稚部・高等部における学校給食に関する法律が制定された。

三十四年十二月、中教審の答申に基づき、重度の心身障害児は養護学校での教育が原則とされた。養護学校では、さらにこれを精神薄弱、身体不自由、病弱のそれぞれに対応した別種の養護学校を設けることにな

って、三十五年度から年次計画で増設することになった。

就学奨励については盲・ろう学校の項で述べたように、三十四～三十六年にわたって修学旅行費、通学や帰省の交通費、学用品費等の補助制度がたてられた。そして三十九年一月、文部省は特殊教育振興方策を発表して、養護学校の設置を都道府県に義務づけた。

四十六年六月、中教審は、今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について答申した中で、特殊教育の積極的な拡充整備事項を次のように提言した。

- 一 養護学校における義務教育の実施
  - 二 重度の重複障害児のための特殊教育施設の整備
  - 三 心身障害児に対する一貫した施策と処遇の改善
- 養護学校の教育内容の改善としては、学習指導要領の制定と改善があるが、年表式にまとめると、次のとおりである。
- 三八・四・一 養護学校小・中学部学習指導要領精神薄弱教育編  
同小学部肢体不自由教育編並びに病弱教育編
  - 三九・三・二七 同中学部肢体不自由教育編並びに病弱教育編
  - 五・三〇 精神薄弱養護学校児童生徒のための算数・数学教科書を作成配布

- 四〇・三・三一 国立養護教諭養成所法公布
- 三六・三・一三 養護学校(精神薄弱教育)小学部・中学部学習指導要領改訂
- 同(肢体不自由教育)小学部・中学部学習指導要領改訂
- 同(病弱教育)小学部・中学部学習指導要領改訂

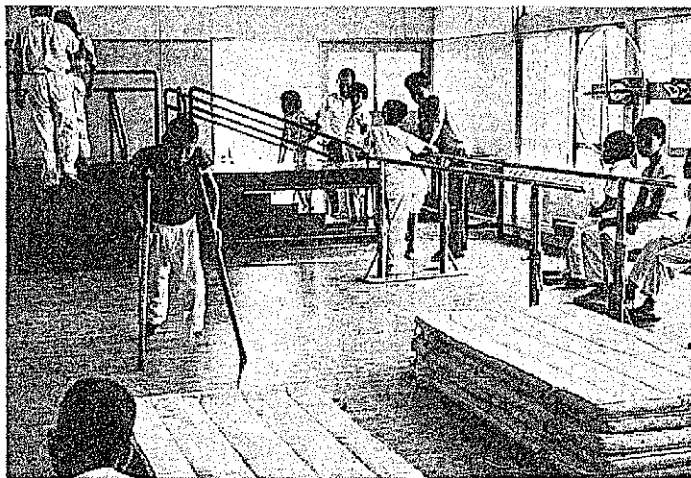
この四十六年の改訂では、心身の障害に即した特別の指導分野として、養護・訓練という新領域が設けられた。盲・ろう学校の学習指導要領は四十一年に制定されたが、養護学校については未制定であった。四十七年三月、教育課程審議会の「盲・ろう・養護学校高等部の教育課程改革案について」の答申がなされ、四十八年四月改訂実施された。

教科書は、特に精神薄弱児用としては、その特性から肢体不自由児や病弱児と異なり、小学校・中学校の教科書の利用が適切ではないので、国語・算数・音楽の三種について編集が行われた。

△県立金立養護学校▽

本県の養護学校は、三十五年四月、肢体不自由児施設として社会福祉法人佐賀整肢学園が、佐賀市金立町の現在地に開園されたことに始まる。そして小・中学校の各一学級ずつを、金立小、中学校の分教室として併置し、肢体不自由児の教育を開始した。

翌三十六年一月には小学校を二学級とし、同四月には小学校三・中学校二に学級増となり、本校



県立養護学校の機能回復訓練 昭和42年7月



金立養護学校概要

年度	学 級 数			児 童・生徒数			教員数	職員数
	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部		
43年	19	11		148	86		45	36
50年	22	11	6	115	69	57	73	61

の中学校は金立・久保泉両中学を統合して金泉中学校となった。次いで三十七年四月中学校一学級増、三十八年四月小学校一学級増となった。四十年四月には小学校に重度障害児学級を設置したので、小学校五・中学校三の学級数になった。

このため、四十一年四月一日、県立養護学校設立準備委員会を設置し、校舎（整肢学園西隣り金立町三本杉）の建設ほか諸準備に当たり、四十二年三月までに校舎、寄宿舎が完工したが、総工費は二、九〇七万円であった。

四十二年四月一日、県立養護学校の門標を掲げ、これまでの金立小・金泉中学校の分教室は県立養護学校の分教室に変わり、小学部は重度障害児学級一を含めて七、中学部は三の学級編制とした。これに対して新設の本校は小学部六、中学部

校名を、県立金立養護学校と改称した。

その後、四十九、五十年度もともに高等部の学級増に伴う教室等の増築を行い、五十年四月のプール建設は四十五年二月完工の屋内体育館の施設とともに、肢体不自由の子供の世界を明るくした。

四十三年度と五十年度の学校概略は上表のとおりであった。  
△県立大和養護学校▽

県は教育の機会均等と福祉施設拡充のため、四十七年三月、佐賀郡大和町の用地二万八、〇二四㎡を買収し、同七月精神薄弱児の特殊教育施設として、県立大和養護学校を設置することとし、同十一月から工事に着手した。

明けて四十八年一月、同校設立準備委員会を発令し、三月末には管理・特別教室棟、小学部棟、寄宿舎、機械室、実習棟（計二、九三五㎡）が完工した。四月一日には教職員四二人を発令し、小学部六学級三三人、中学部三学級三三人の計九学級編制とし、四月十六日入学式を挙げた。

翌四十九年四月には、小・中学部ともに二倍の学級増となり、校舎、寄宿舎、特別教室も学級増に応じて増築して、五十年二月には五一〇㎡の体育館も完工した。また、同年三月、県教委は高等部の設置を決めた。本校の概況は下記のとおりである。

このほか国立佐賀療養所東佐賀病院（三

は一年を二学級編制として四、計一〇学級の編制とし、六月一日から開校した。

四十三年三月には、学級増に伴う教室、特別教室、寄宿舎を増築した。四十四年当初の学級編制は、本校一九学級、分教室一三学級と膨大した。

四十六年四月、高等部設置に伴う校舎完工をまって高等部（第一学年一学級一五人）を開設し、高等部第一学年二学級編制の認可を受け二人が入学した。

四十八年四月には、県立大和養護学校を開設する運びとなったので、

大和養護学校概要

年度	学 級 数			児 童・生徒数			教員数	職員数
	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部		
48年	6	3		40	15		18	24
49年	12	6		80	33		31	37
50年	12	6	1	81	38	10	37	44

養基郡中原町)内に、病弱児を主体とした養護学級が、中原小学校の分教室となっていた。県は、東佐賀病院に隣接して独立校舎を建築し、五十二年四月を目標に「県立中原養護学校」として開校する予定である。以上のほかに、佐賀市緑小路の社会福祉法人精薄施設めぐみ園養護学校があった。

三十八年一月七日、養護学校設置認可をうけ、二月一日入校式を挙げた。三十九年三月起工以来四十年五月、国・県の補助をうけ鉄筋一部三階の建物が落成した。開校後職員寮、講堂等の増築を重ね、児童八〇人に対し、職員二三人で教育に当たっていたが、四十二年四月県立養護学校の設立をまって、翌四十三年三月末日閉校した。

こうした特殊教育最大の福音は、四十八年十一月二十日の政令で養護学校の就学義務および設置義務が規定されたことであった。本県でもこれに应じて、五十三年度から伊万里市大川内町に精神薄弱児を対象とした県立第二養護学校(仮称)を設立することとし、六億八、六〇〇万円を投じて着工する予定である。

## 六 幼稚園教育

新しい幼稚園 終戦までの幼稚園は学校と区別して取り扱われ、設置、廃止、規則等は、大正十五年四月制定の幼稚園令によった。

戦後の学制改革で、幼稚園教育は学校教育法の中に組み込まれた。それにより、正規の学校体系の一環として独立の地位が認められ、学校に関する基本的事項のすべてが幼稚園に適用されることになった。

幼稚園の位置づけが明白にされたことは、旧制度と異なった主要点の一つであるが、具体的には学校教育法に示されている。これを要約する

と、次の点が挙げられる。

一 幼稚園の目的・目標が明示された  
二 原則として、幼稚園の設置主体が、国・地方公共団体および学校法人となった

三 設置・廃止に関する手続きの原則が明示された

四 園長および教員の免許状・資格等に関する原則が明示された

五 保母の名称が教諭と改められ、園長および教諭の職務が明示された

一方、幼稚園と年齢的な相関関係にある保育所は、二十二年十二月制定された児童福祉法によって、乳児(満一歳未満)、幼児(満一歳から小学校就学まで)の保育施設として規定され、学校教育機関としての幼稚園と一線を画されている。すなわち、保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児または幼児を保育することを目的とする施設であるのに対し、幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設である。

しかし、福祉施設としての保育所、学校体系の一環としての幼稚園が激増してくると、この二線の解釈が薄らいできた。そこで三十八年十月文部省初等中等教育局長・厚生省児童家庭局長は、幼稚園と保育所との関係について運用解釈を傳達した。

その概要は次のとおりである。

一 幼稚園は幼児に対し、学校教育を施すことを目的とし、保育所は、「保育に欠ける児童」の保育(この場合幼児の保育については、教育に関する事項を含み保育と分離することはできない。)を行うことを、その目的とするもので、両者は明らかに機能を異にするもの

である。現状においては両者ともその普及の状況はふじゅうぶんであるから、それぞれがじゅうぶんその機能を果たしうるよう充実整備する必要があること

二 幼児教育については、将来その義務化についても検討を要するので、幼稚園においては、今後五才児および四才児に重点を置いて、いっそうその普及充実をはかるものとする。この場合においても当該幼児の保育に欠ける状態があり得るので保育所は、その本来の機能をじゅうぶんはたし得るよう措置するものとする

三 保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましいこと。このことは、保育所に収容する幼児のうち幼稚園該当年令の幼児のみを対象とすること

四 幼稚園と保育所それぞれの普及については、じゅうぶん連絡のうえ計画的に進めるものとする。この場合、必要に応じて都道府県または市町村の段階で緊密な連絡を保ち、それぞれ重複や偏在を避けて適正な配置が行われるようにすること

五 保育所に入所すべき児童の決定にあたっては、今後いっそう厳正にこれを行うようにするとともに、保育所に入所している「保育に欠ける幼児」以外の幼児については、将来幼稚園の普及に応じて幼稚園に入園するよう措置すること

六 保育所における現職の保母試験合格保母については、幼稚園教育要領を扱いうるよう現職教育を計画するとともに、将来保母の資格等については、検討を加え、その改善をはかるようにすること

幼児教育の内容整備としては、二十二年二月、文部省は幼児教育内容調査委員会を設置し、ここで作成された幼児保育要綱を基礎として二十

三年三月、保育要領を發表した。これは保育に携わる教諭だけでなく、一般の母親のためにも幼児教育の参考となることを意図して編集されたものであった。その後の改正は次のとおりであった。

二三・三・一 保育要領 刊行

三一・二・七 幼稚園教育要領

制定（保育内容

において小学校

との一貫性をね

らいとした。保

育要領は廃止）

三九・三・二三 改訂幼稚園教

育要領を告示

幼稚園の幼児指導を適切にす

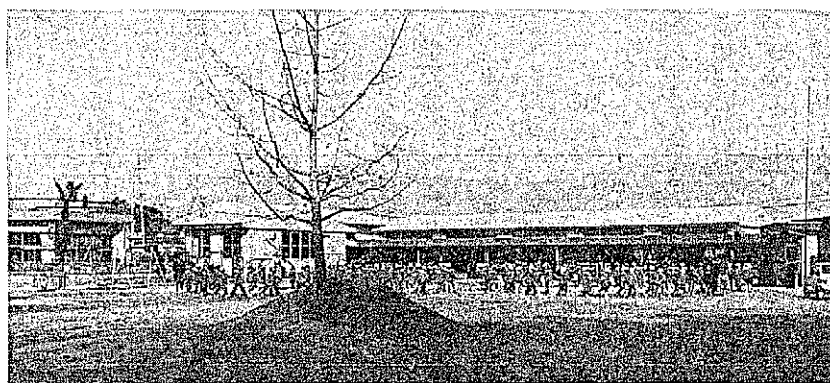
ることを目的として、二十六年

三月「幼児指導要録」の形式が通達された。これは、保育要領に充分に示されなかつた指導の目標を補足したもので、保育要領から教育要領への改正過程となった。

要録改訂は次の経過をたどった。

二六・三・一九 幼児指導要録の形式を通達

三一・二・二 改訂幼稚園幼児指導要録を通達



園舎と幼稚園児（三日月幼稚園）

四〇・二・八 幼稚園幼児指導要録を改正通達（再改訂）

保育要領が発表された翌二十四年五月、教育職員免許法ならびに同法施行法が制定公布された。創設されたこの新教員免許制度で、旧幼稚園令による幼稚園教員免許状は、幼稚園教諭普通免許状または同臨時免許状、同仮免許状と変わった。この免許状の取得は幼児保育課程の認定を受けた大学等において所定の単位修得、または授与権者が行う教育職員検定試験の合格者に授与されることとされた。

これによって、改革前、試験検定または無試験検定で国民学校初等科教員程度の資格を有する者に授与していた幼稚園令時代に比べて、幼児教育重視の比重が大きく変わった。

それに、免許状を統一したことは、幼稚園教育が従来主として家庭教育を補うという役割程度にしか認めていなかったことに対して、満三歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象とする学校教育機関となったことを示している。

**設備基準** 保育要領が刊行配布されて、園舎、園庭、遊具の整え方等と**施設** 指示されたが、その基準を示すものではなかった。

そこで二十七、八年ごろからの幼児の激増、幼稚園の新・増築の必要に迫られた市町村や私的設置者に対する認可権者である県教育委員会や知事からも、幼稚園の編成、施設、設備についての基準設定が強く要望された。

文部省は二十七年五月、幼稚園教育の水準維持とその向上をはかって、かねての要望に答えるものとして「幼稚園基準」を発表し、通達した。その後の設置基準改訂の経過は、次のとおりである。

二七・五・二一 幼稚園基準を通達

三一・一二・一三 幼稚園設置基準（省令）通達

三一・一二・二七 基準の趣旨説明を通達

次に施設の面では、終戦後の二十四年ごろからベビーブームに入った人口現象は、同時に入園児の激増となり、二十六、七年ごろから幼稚園の新・増設をみるようになった。

国は二十八年から、公立幼稚園の施設整備および設備について国庫補助を行い、四十二年からは私立幼稚園の新・増築にも国庫補助制度がとり入れられた。県では、四十五年から学校法人立幼稚園に対し経常費の助成を行ってきたが、五十年からは、国も県の助成費に対し国庫補助金支出の道が講じられた。

また、就園奨励についても四十七年から、市町村の入園料、保育料減免の肩代わりとして幼稚園就園奨励費補助も行ってきた。

このほか、五十年七月公布された義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業等に関する法律で、公立幼稚園女子教員にも五十一年度から適用されることになった。

**振興策および** 文部省は三十九年八月、幼稚園教育振興七年計画を立て

**本県の幼稚園** て、人口一人に一幼稚園の配置、就園率六三・五％目標を立てたが、四十六年にはさらに第二次七年計画で、希望する四、五歳児全員の就園目標を立て企画調査に入った。

本県の幼稚園教育は、終戦間近い昭和十九年以後、本土空襲の激化とともに、幼児保護の立場から休園または廃園するものが多かった。終戦当時存続していた幼稚園は、佐賀市内の私立三園、唐津二園（公立一・私立一）、伊万里の私立一園、小城の私立一園、有田の公立一園で、公

立二・私立六の計八園に過ぎなかった。

終戦後は極度の食糧難と物資難に襲われ、幼稚園の復旧開設よりも廃園したものが多かった。その後、二十五年ごろからようやく食糧安定化への兆しと、工業生産の復興につれて、人心の落ち着きがみられ、幼稚園も息を吹き返してきた。ことにベビーブームの幼児増加現象は、にわかには幼児保育施設の急増を促した。県下の設置状況は、二十八年から三十三年までをピークとしている。

また、五十年代末現在の本県の幼稚園は国立一、公立一〇、私立九一、計一〇二となっている。一方、幼稚園教員の養成機関は、佐賀大学と私立の三短期大学がある。佐賀大学では教育学部の小学校コースによるもので、私立竜谷学園では三十年に佐賀竜谷幼稚園教員養成所の認可を得、三十七年に竜谷短期大学に保育科を増設した。

そのほか、三十九年に永原学園の佐賀短期大学に保育科を増設、旭学園の佐賀女子短期大学でも四十二年に児童教育学科をおいた。これらの課程にはそれぞれ付属幼稚園を開設し、実習に当たらせている。

## 四 高等学校

### (一) 新制高等学校の発足

二十二年四月一日から新学制は施行されたが、新制高等学校は一年間の準備期間を設けて二十三年四月一日から発足した。この一年間の猶予によって、旧制中等学校から新制高校への移行措置準備や地域内の旧制中等学校間の統合等が、混乱もほとんどなく円滑に進められた。

新制高等学校の発足に当たって、総司令部は次の三原則を強く指示した。

#### 一 学区制 二 男女共学 三 総合高校

これは、教育の機会均等実現のため、旧制度の中等学校いわゆる旧制中学校、実業学校、高等女学校、実科高等女学校の間の格差を是正するものであり、男女平等の原則に立つ修学とその期間の平等化、民主化をねらいとし、また、地域性を生かして高校教育の普及を主旨としたものでもあった。

文部省は、この三原則の推進については漸進的な姿勢をとり、必ずしも男女共学でなくてもよいとしたが、地域性を生かした総合制については積極的な姿勢を見せた。

準備期間中の中央での全国学務課長会議や各種中等学校長会等、出席者の帰任談が発表されるたびに郷土新聞の報道をにぎわした。

二二・六・二五 中等学校の昇格問題、学制改革に伴い従来の各中等学校は高校昇格か、合併か、それとも新制中学になるかいろいろ取り沙汰され、学校当局はもちろん生徒父兄らの関心の的となって、全国学務課長会議の結果、公立中等学校は全部高校に昇格させる見込みと内定、一応ホッとしたが、取り残された私立中はどうか

六・二六 公立商業校は全昇格か

九・九 昇格か廃校するか、成美高女(市立)問題、表面化す

一一・三 新制高校の権限、現中等校全部を昇格、地域の特性に応じた学科を設ける、定時制高校は一四に

二二・一・一〇 新制高校に旧制中学は全部昇格、四月一日開校される新制高校について、県は文部省試案並びに本県特殊事情を考慮、検討中

であったが：

二三・二・二二

旧制中学 全面昇格見合わせ「教統統合の総合高校設置か」新制高校の設置数は本省予算の未決定と定時制についてはっきりした見透しがないためでもフラフラの状態…全面昇格に検討を加えようと…六・三制は発足以来設備、教員予算その他苦しいばら道の道をたどり…新制中学に重点を置き新制高校は一般中等、商工農各学校を地域別に教統統合する総合性にするほうが将来女子の進学数を考慮した場合も適当であるというもので…

三・三一 学校は建てられぬ 財政難から統合の気運…独立高校にはし、金はなしで経費ねん出におおわらわ…県学務課に申出でた地区はすでに一市三町におよんでいる

このように、準備期間中の県内一般の様相がうかがえるが、旧制中等学校在学中の生徒もその家庭も、そのまま旧制で卒業するか、新制高校を選ぶかが話題の中心となっていた。

また、学校父兄会にしても、先に掲げた佐賀市立成美高等女学校の場合、成美高女と同校併置の新制中学校、それに市立第二新制中学校という三校の寄り合い世帯となっていた。父兄会や同窓会は新制中学校の校舎や設備に追われる市の貧窮財政から、長年の歴史を持つ成美高女を廃して第二中学校舎に使用しようとする動きがあるとして、結束して新制高校昇格の陳情運動を展開したのは、二十二年九月からであった。

一方、県西南部の鹿島町（鹿島市）の県立鹿島農商学校（男子農業科・男子商業科・女子商業科）では、県立鹿島中学校と県立鹿島高等女学校の中にはさまれて、新制中か新制高かで意見の対立をかもししたが、しかし、三原則の総合制に照らしてはば全面的に高校昇格への方向に沿っ

て対立も鎮まった。

二十二年十二月末、文部省が通達した「新制高等学校実施準備」によると、機会均等という新制度の根本原則の上から、必ずしも男女共学でなくともよいこと、地域性の尊重、いわゆる地方の実情とりわけ地域の教育的意見は尊重すること、というのであって、文部省としては三原則の画一的実施の指導はしなかつた。

地方軍政部の意向によつては、宮崎県にみられたように、総合性が強力に押し進められた地方もあつた。

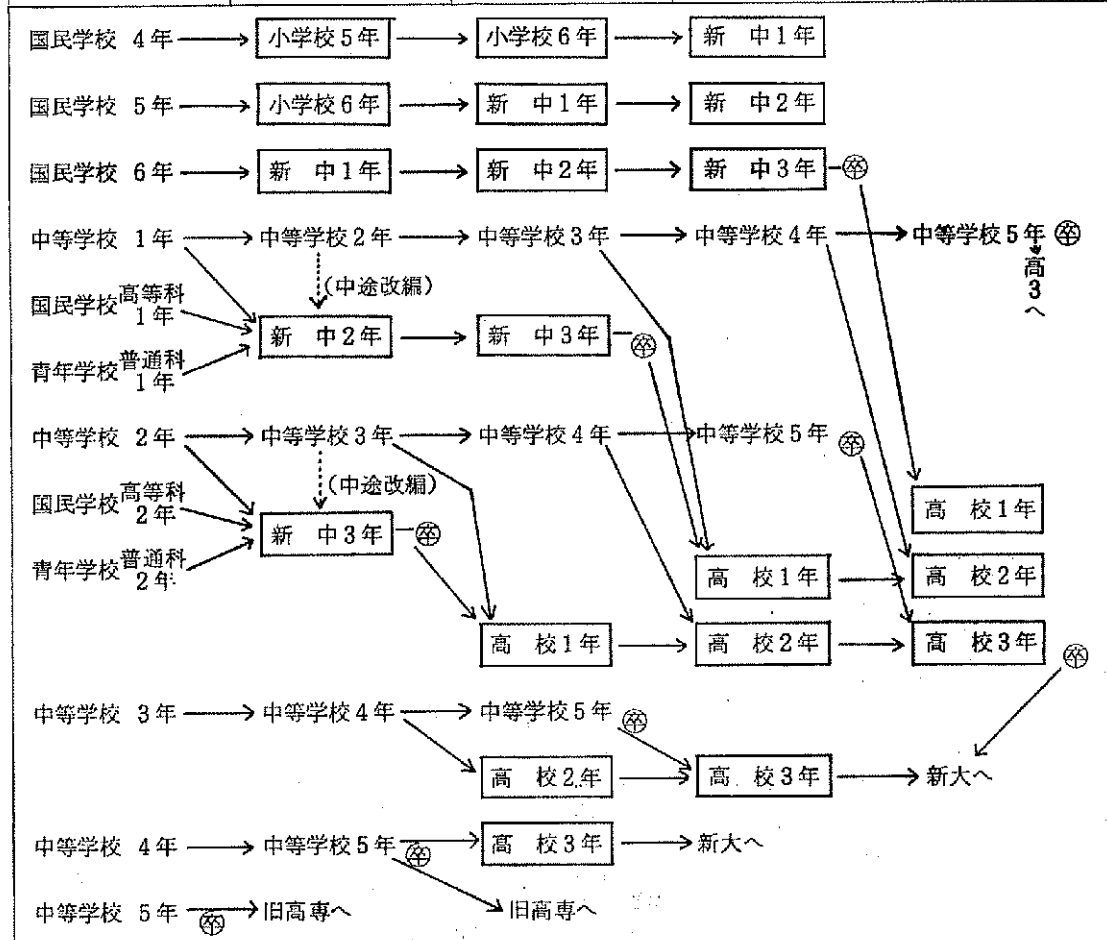
二十三年一月二十七日、文部省令第一号によつて「高等学校設置基準」が制定公布された。これによると、二学科以上を設置する高等学校の編制・整備について、この省令の規定の適用が不適當と認められる事項については、省令が示した二本立中の暫定基準に基づいて必要な定めをなすことができるとして、その権限を都道府県監督庁にゆだねた。これによつて、総合制高校の設置に連なる旧制実業学校の編制も容易になつた。



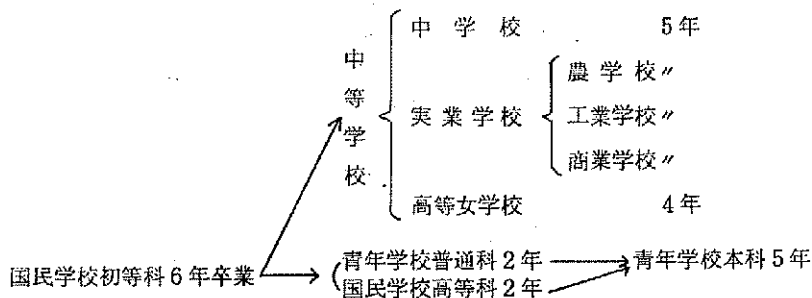
旧制佐賀中学校

旧学制から新学制への移行

昭 21 年 度	昭 22 年 度	昭 23 年 度	昭 24 年 度	昭 25 年 度
	6・3制実施。 本年度末で青年学校 は廃止。	新制高校発足。	新制中学校は義務就 学の生徒だけで全学 年を形成。	旧制中等学校は、こ の年までで26年4月 廃止。 新制高校入学者だけ で全学年を形成。



旧制度の概要



県は、二十三年二月二日、さきに組織した新学制準備協議会にはかつて旧制中等学校の全面的高校昇格を内定した。定時制については二十二年秋以後、進学希望調査ごとに志願者数の減少をみることになり、一応本校設置の定時制のみにとどめた。

学校体系の改編方針が決定してくると、中等学校在学中の生徒は、自己の進学目標の照準を新学制による学校の体系に合わせた。本県下の場合、二十二年度の六・三制の実施の際、中等学校併設の新制中学校に籍を移していた。私立中等学校、わけても女学校の場合は、併設中学校に転ずるものが少なく、学校によっては新制高校三年のクラスがないところもあった。前表は、旧学制から新学制への移行を表わしたものである。

表でわかるように、二十二年度に併設中学校三年に転じたものは、二十三年三月末には新制中学校最初の卒業証書を手にした。

そして四月にはそのまま横すべりして、新制高校初の一年入学者となった。

こうして、二十二年度の旧制中等学校在学中の四年生は、二十三年四月新制高校二学年に横すべりした。同じく五学年在学中の生徒は、旧制中等学校の卒業証書を手にして社会に巣立つ者と新制高校三年に編入する者があった。しかし、高等女学校生徒の場合は四年制度であったため、四年生には高女の卒業証書を持って校門を後にする者と、新制高等学校の二年に編入する者があった。また、研究科にあった女生徒にも、修了証書受領後、なお高校三年に編入した者もあった。

二十三年四月一日、新制高等学校が発足した。県では四月八日、高校発足に伴う人事異動を一応発令したものの、欠員の補充は満たされず、

総合制採用地区の場合の校長配置が困難であったため、校長異動を後回しにして発表した。

こうした諸準備を経て、二十三年四月二十六日県立新制高校はいっせいに開校式を挙げた。

県立二六、特殊二、市立一、私立三の計三二校の中等学校全校が高等学校となったが、旧小城中と旧小城高女は小城高校に、旧武雄中と旧武雄高女は武雄高校に、旧鹿島中、旧鹿島高女、旧鹿島農商は鹿島高校となり部制を敷いた。

## (二) 高校発足その後—全日制

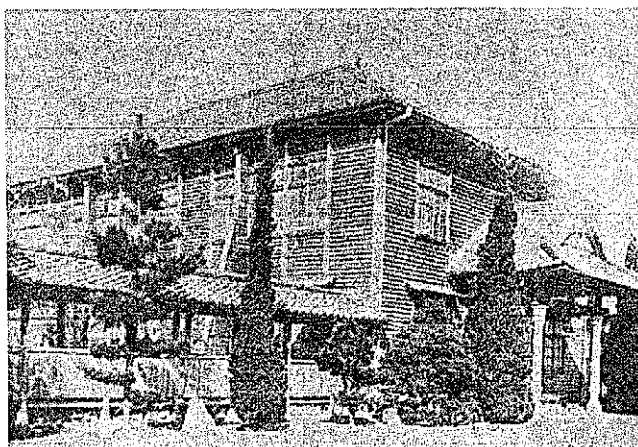
男女共学 明治の学制施行以来、永年の男女別学の修学体系を維持してきた日本に、小学校から大学に至るまでの男女共学の体制を敷くというのは、終戦による総司令部(GHQ)の至上命令によらなければ、その実現を期すことは容易ならぬことであった。

高等学校の男女共学は青少年期にあるという点からも、その実現には予備段階を必要とした。

高等学校で男女共学を最も早く試行的に実施したのは、鹿島高等学校第三部いわゆる元鹿島農商学校、のちの鹿島実業高等学校であった。高校施行の二十三年五月二十四日から商業科に男女共学を試み、六月学務課の二人の視察が視察した結果は「男子は乱暴さがなくなり、女子は甘酸っぱさが消え、お互いに慎重になった」として成功の評を下している。しかし、全般的にはいろいろな意見が出されて円滑な運びに至らないところが多かった。

この年の二学期の初めになって小城・武雄・鹿島の三高校では、一部





昭和20年代の成美高等女学校

の教科、たとえば音楽などについて、男女共学を試行的に実施した。同様に、二学期末の十二月には唐津の高校（第一・二高校・実業高校）でも三校が相寄って、総合的共学制の実施について予備協議するなど、永年の習慣を変えることには慎重であった。

こうした雰囲気を経て二十四年一月、県教委は、新学年の四月から男女共学を全面的に採用する方針を決

定した。そこで、男女共学実施に踏み切るには、旧来の中等学校の校舎では便所の新築という施設の整備が必要であった。

学制改革の三原則の一つである男女共学制を実施に移したのは、この年四月の新学期からであった。

ただ佐賀農業高校や佐賀・鳥栖両工業高校では二十五年まで女子の志願者は皆無であって、有田工業高校は二十四年度から図案科に女子四人が入学した。また、同じ農業高校でも地域によっては当初から女子の入学志願者が出た高校もあった。

二十三年度の女子入学志願者は神埼農業高校二七人、伊万里農林高校二二人となって、当初は女子部を設置し、二十五年から男女共学に入

った。二十七年から農村家庭科を設置するにおよんで、県下の全農業高校の女子入学者は定員をはるかにオーバーする状況が続けるようになった。

このように男女共学の実施は、従来の習慣を一挙に改めることはできなかった。

学区制 学区制は、教育の民主化および教育の機会均等の理念を実現し、兼ねて高校教育の普及をはかる趣旨によるものである。公立の高等学校の平均化をはかり地域性を生かすため、都道府県教育委員会に、学区制定の権限が与えられた（旧教育委員会法第五〇条四および第五四条 通学区域の設定）。

二十四年一月、県教委では学区制を検討の上実施する方針を立て、三月九日、一〇学区を決定し、二十四年度入学者選抜試験を学区制によって実施した。

その後、高校の分離、分校の創設等によって二十六年九月、二十八年二月と一部改正を行い、佐賀郡、小城郡の山間部で郡界接近の地域は佐賀高校と小城高校との共通区域と定めて一学区とした。三十一年一月と三十三年一月には、折からの町村合併に伴う区域の一部改正をはかり、三十五年一月、道路の改修舗装による交通機関の発達に応じて共通学区を廃し、学区名を〇〇高等学校区から地域名を冠した〇〇学区に変更して、学区内の高校を指示した。

その後、三十七年四月と三十九年二月に、分校の統合、昇格、分離独立等によって、新設高校の学区を指定する改正を加えた。

佐賀高校の分離 二十三年四月の新制高校発足当時、県立学校は盲・ろう学校を除いて二六高校であった。しかし、これでは施設設備の整備

高等学校学区制

(初回 昭24.4.1施行)

学区	所属地域
佐賀高等学校区	佐賀市、佐賀郡、神埼郡蓮池町、境野村 小城郡北山村、南山村
神埼高等学校区	神埼郡(佐高区所属を除く)
三養基高等学校区	三養基郡中原村、北茂安村、南茂安村、三川村、上峰村
鳥栖高等学校区	三養基郡基山町、田代町、基里村、鳥栖町、麓村、旭村
小城高等学校区	小城郡(佐高区所属を除く) 佐賀郡川上村(佐高区所属を除く)
唐津高等学校区	唐津市、東松浦郡
伊万里高等学校区	西松浦郡(有田町、東有田町を除く)
武雄高等学校区	杵島郡武雄町、大町町、北方町ほか西部北部9か村 西松浦郡有田町、東有田町
白石高等学校区	杵島郡東部南部(武高区所属を除く)
鹿島高等学校区	藤津郡、杵島郡竜王村

を全うする点から不経済の面が多いため、二十四年四月新制高校を地区毎に統合して一九校とした。統合によって最もマンモス化したのは佐賀高校で、生徒数二、五〇〇人の大世帯となった。これに通信教育の生徒を加えると三、〇〇〇人に膨れあがった。

これは、市立成美高校(元成美高女)が県に移管されたためである。二十四年一月、財政ひつ迫のなかに新制中学校建設で頭を抱えていた佐賀市は、老朽校舎の成美高校を維持することは難しいとあって、ついに県に経営移管を陳情した。その内容は、校舎(木造瓦ふき一部二階建て延べ一、八四〇坪)と五〇〇万円、その他施設設備一切を県に移管するという条件がついていた。そこで県は、地方自治法の規定に従って県議会に移管を提案した。県は経常費の増大も考慮したが、県庁舎焼失後のことではあり、仮庁舎利用と市財政を考慮した結果も含めて、議会にその提案を説明した。県議会もこれによる財政負担増を問題とした点もあったが、結局、教育的見地から三月二十五日の県議会で、県移管問題は可決された。市立成美高校は四月二十日閉校式を挙げ、明治二十三年佐賀実習女学校開設以来六〇年の幕を閉じた。校舎の大部分は五月十日から新県庁舎完工まで、県庁仮庁舎となってその終わりを遂げた。

佐賀高校は結局佐賀第一・二高校と成美高校の三校合同となって、佐中校舎跡を西校舎、佐高女跡を東校舎、成美校跡を南校舎と称することになり、募集定員を一、〇〇〇人とした。しかし、この統合による巨大化は問題となり、二十七年五月にいたって、県教委は佐賀高校の分離を検討し始めた。二十九年六月、佐賀市中折に北校舎(仮称)の用地買収を終わり三十年十二月には着工の運びとなって、翌三十一年三月その一部が完工し、新入学の一年生一、〇〇〇人を収容した。このころ、南校

舎跡は佐賀大学が、農学部増設の条件として併用したので、高校側が使用することはできなかった。

三十五年四月、一段と老朽化した東校舎（佐高女跡）を使用禁止したので、佐高の巨大化問題は北校舎だけの建設で解決されるものではなかった。そこで、三十七年五月に至って北校舎が完工した後、翌六月、県はさらに佐賀第三高校（仮称）の用地として、佐賀市北川副町に四万九、四〇五㎡の敷地を買収し、同十一月には起工式を挙げる運びとなった。

佐賀高校の分離問題はその内容が一般の関心の的となり、県婦人連絡協議会は佐賀市内の県立高校のうち一校は女子高校とするようその設置を要望した。

県高教組は均質分離を申し入れ、また、男女別学論に対し、別学反対の「教育を守る県民集会」が開かれた。こうして、マンモス佐賀高校をめぐる分離問題で議論が百出するなかに、県教委は十一月二十七日佐高の分離処理方針を、次のように決定した。

一 三十八年四月一日から佐高の生徒募集を停止し、新たにこの年度から佐高西校舎を佐賀西高校、北校舎を佐賀北高校とし、新たに佐賀東高校を新設する。

二 志願は自由志願とし、三校ともに男女共学とする。

翌三十八年一月二十三日、佐教組など七者共闘で、三高校の総合選抜制を要求して分離問題が再燃するうち、二月十六日、三校は各々開校した。これによって二年後の四十年三月佐賀高校最後の第十六回卒業式が挙行された。また、四十一年三月の卒業生たちは新設校の第一回卒業生として校門を後にした。

佐賀東高校が工事費三億五、〇〇〇万円を要した校舎の総合落成式を

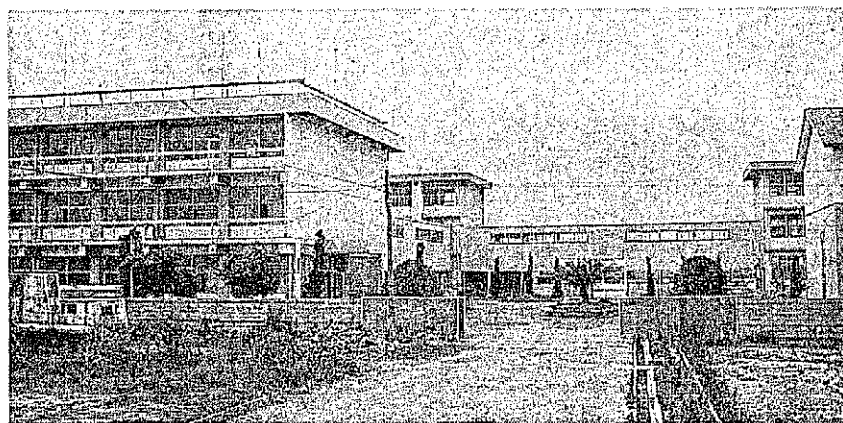
挙げたのは、四十一年十一月三十日であった。

佐賀西高校が昭和十三年改築当時、県内随一を誇った校舎から、工事費八億一、〇〇〇万円を投じた鉄筋四階建ての現校舎に移って落成式を挙げたのは、五十一年三月三十一日のことである。

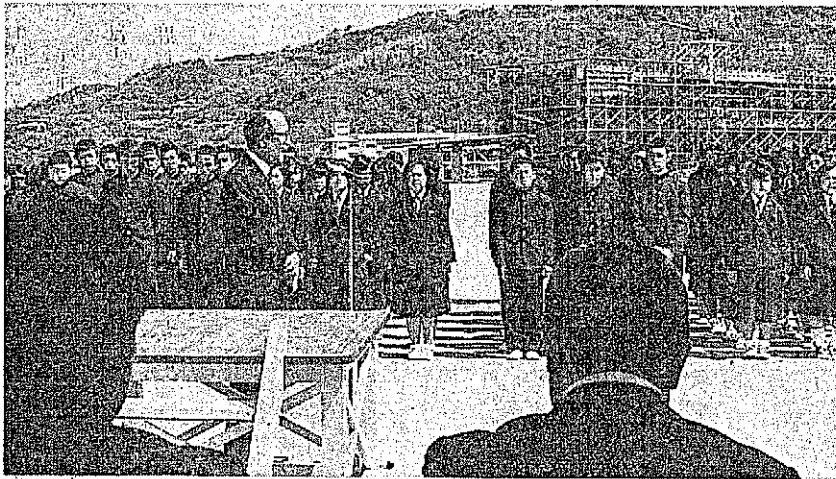
また、三校のうち最も早く完工した北高校は、三十七年五月落成式を挙げたが、工事費は二億一、〇〇〇万円であった。

唐津地区 唐津地区では、唐津第一・同第二高校が二十四年四月の統合によって唐津高校となり、第一高校を東校舎、第二高校を西校舎と呼称して副校長を置いた。二十七年四月西校舎に家庭科を新設し、二十八年四月から二・三学年の一般教養と、就職・家庭科を西校舎、進学希望を東校舎と二分し、一学年は両校舎に等分した。

しかし、三十一年四月に至って現状を生かすため、唐津東高校・唐津西高校の二校に分離し独立させた。舞鶴城下の唐津東高校鉄筋四階建て



県立佐賀東高等学校（昭和38年4月開校）



県立東松浦高等学校開校式 昭和49年5月

の現校舎は、三十七年十二月完工し総工事費はおよそ二億円であった。また、西の浜近くの民家に囲まれた西高校も、四十四年三月旧校地の真南に当たる町田の用地買収にかかり、五十年三月整地工事を完了して現在鉄筋三階建ての完成も間近かになっている。

なお、二十六年四月唐津高校に所属した昼間定時制厳木分校は厳木中学校に併置して発足し、普通課程（普通科、商業科、家庭科）を置いた。

二十八年度は普通課程、職業課程（商業科、家庭科）とし、三十一年度は唐津西高校の分校となり、三十二年度に商業科を廃し、三十六年四月独立校舎第二期工事の完成をまわって独立定時制高校に昇格して、厳木高等学校となった。そして三十七年四月定時制課程の募集を停止し、同時に全日制普通課程に切り替わり替えた。

八上場地区V  
唐津地区は、上場台地と呼ばれる東松浦半

島と、玄界灘に浮かぶ八つの離島を抱え、人口はまばらで面積は広い。

進学する生徒は、唐津市に通学または下宿を余儀なくされていた。このため、三十七年五月、唐津、肥前、玄海、呼子、鎮西の一市四町で組織する離島へき地学生寮組合が高校生徒男子寮「玄海寮」を唐津市に建設した。独立高校の設置の要望が強く、四十一年ころから、上場高校開設署名運動が行われ始めた。県は、四十八年八月東松浦郡玄海町新田沖ノ田を校地として、上場高校（仮称）の四十九年四月開校を決定し、四十九年一月に開校準備室を唐津東高校内に設置した。同四月に至ってプレハブ九教室と、当時工事中の鉄筋三階建て二二教室とをもって東松浦高等学校を開校し、四学級一八〇人が在籍した。校地は二万七、六五二㎡、校舎敷地一万三二九㎡、工事費約五億四、〇〇〇万円を要して五十一年度末一応の完成をみるようになっていた。また、これに続いて、さらに上場第二高校（仮称）を東松浦郡鎮西町に建設するよう計画が検討されている。

伊万里地区 伊万里地区では、旧制伊万里中学校の後身伊万里第一高校と旧制伊万里高等女学校の後身第二高校は、二十四年四月の統合で伊万里高校と改称した。旧制伊万里中学校の前身は県立伊万里商業学校であった。戦後は伊万里地区産業の復興を目指すところから商業課程の要望によって二十五年四月、定時制課程に商業科を併置し、二十七年には全日制にも商業科を設置して募集定員を一五〇人とした。そして二十八年四月、商業科を分離し独立させて伊万里商業高等学校とした。

伊万里高校は四十二年三月伊万里市二里町に新校舎の建築を終えて移転し、四十五年十月総合落成式を挙げた。鉄筋三階建て延べ八、三六〇㎡、校地五万七、四一六㎡、総工事費は一億九、〇〇〇万円を要した。

小城・武雄・鹿島地区 この三地区は新学制とともに地区的に統合して、部制を敷いた地区である。旧制中学校を第一部、同高等女学校を第二部とした。

鹿島地区だけは第一部を普通科コース、第二部を普通科・家庭技芸科コース、第三部は旧農商学校を改めた農業商業科コースの三部制とした。そして校長が第一部長を兼任し、第二・第三部長を別に任命した。

二十四年四月の統合に際してはいずれも部制を廃して統合したが、三部制の鹿島高校も部制を廃して普通科、農業科、商業科、家庭技芸科をおいて統合した。その結果、三高校ともに部長を廃して副校長をおいた。

二十八年四月小城高校に併設した定時制牛津分校は、三十八年四月独立して牛津高校に昇格し、四十八年十二月食物科一学級について調理師養成施設として厚生大臣の指定を受け、現在では県内高校家庭科関係の中心校となっている。牛津分校と同時に創設した武雄高校大町分校と、白石高校江北分校は、佐賀商業高校移管などを経て三十六年四月統合独立して杵島商業高校となった。また、二十九年四月開校した小城高校多久分校は、一時多久工業高校設立準備事務所をおいたが、四十一年二月閉校式を挙げ、三月末をもって炭鉱閉山とともに分校十二年の歴史の幕を降ろした。閉校した分校跡は、私立佐賀女子高校の多久校舎となった。鹿島高校でも二十八年四月定時制高校嬉野分校を設置したが、三十一年四月昇格独立して定時制嬉野高校となった。

また、普通科と実業科を総合した鹿島高校も、三十年四月農業科、商業科、家庭科は分離独立して鹿島実業高校と改称した。

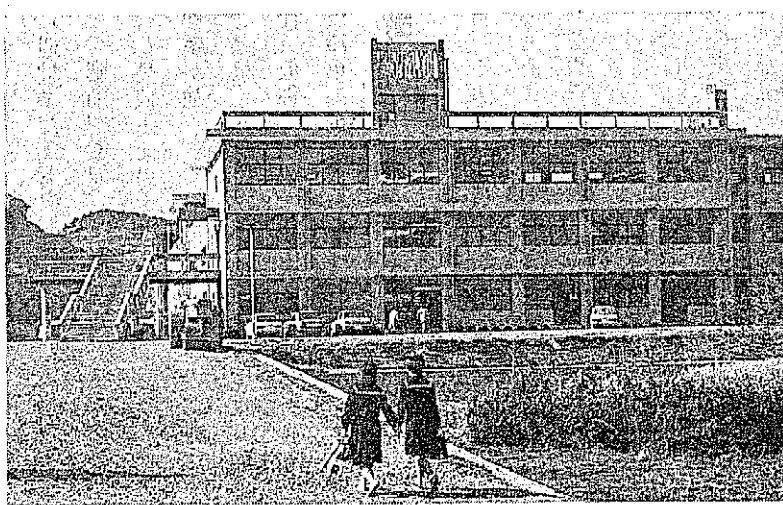
以上のように佐賀、唐津、伊万里、小城、武雄、鹿島の六地区とも二十四年の地区内高校の統合から副校長をおいたが、三十一年三月までの

時点で各学校本来の目的に沿って分離・独立し整理されたので、副校長も廃止した。

県の西南端で長崎県と接する太良地区も過疎地帯である。ここでも年来の地元民の要請と県立高校整備協議会の答申と相まって、太良地区に普通高校を設置することになり、五十一年度より着工し、五十二年度早々には太良高校が開校の予定である。

鳥栖・三養地区 県東部の鳥栖高校は、女子体育で名をはせた県立鳥栖高等女学校の後身である。新学制によって鳥栖高校となり普通科課程をおき、二十四年四月週五日制を採用し、二十五年四月には二期制を実施したが、二十八年九月週六日制に、二十九年四月三学期制にそれぞれ復帰した。

これより先の二十七年四月、同高校は、商業科を増設し、二十八年四月家庭科も設置したが、四十年十一月には地元鳥栖市に鳥栖商



県立鳥栖商業高等学校 (昭和46年4月開校)

業高校設置期成会が結成され、四十五年一月起工し、四十六年四月商業科を分離して鳥栖商業高校として独立させた。

旧制三養基中学校の三養基高校は、二十八年四月三養基郡南部に定時制三川分校を設置したが、交通の發達に伴って三十七年三月廃止した。現在の鉄筋三階建て校舎は四十年三月に、管理棟は四十四年に完工した。

旧制神埼高女の神埼高校は、二十七年四月神埼郡北部に脊振分校を設置し、二十八年四月分校の分教室を最北部の三瀬村に開き、同月合併させて三脊分校とした。しかし、農山村の期待する学科の性質上三十二年四月神埼農業高校がこれを引き継いだ。神埼高校の現在の鉄筋建物は、四十四年三月総合落成した。三養基・神埼の両高校とも、一郡一高校の線に沿って今日におよんでいる。

農業高校 本県の新制の実業高校は、農業四、工業三、商業一、総合実業一のように、米作を主体とした農業県の従来のを示していた。これが三〇年後の現在では、農業六、工業六、商業六と同数に並んで時代の変転を如実に表わしている。

佐賀農業高校は明治二十八年に創立され、県内実業高校のなかで最も古い歴史を有する学校で、大正十年、時の政争によって佐賀市多布施から杵島平野の中心地である杵島郡福治村福田（白石町）の現在地に移転した。二十三年四月新学制施行と同時に、本来の農業科・農業土木科に多角経営化に応じた畜産科を新設し、二十五年四月から男女共学を実施した。

さらに二十七年四月、農村婦女子の教育向上をはかって農村家庭科（三十八年四月生活科と改称）を新設して、全学年六〇〇人に増大し県

下六農業高校の中心校となっている。

神埼農業高校は県下の農業校のうち佐賀農業高校に次ぎ大正二年、神埼郡地主立農産学校として設立された。

大正四年には神埼郡立神埼農産学校と改称され、大正十二年四月農移管となり、神埼農学校となった。

神埼農業高校は、三十二年四月、神埼高校の三脊分校を移管され農業科家庭科を設置した。校舎は脊振、三瀬両村の地元負担であったが、人口過疎化と交通の發達で五十一年三月閉校した。

本校の老朽校舎と校地の狭少とは問題になりながらも、農業校としての所要校地の广大と郡中央部という位置の問題から、旧態の校舎に産振法による施設設備がなされてきた。しかしながら、老朽、狭少の問題から同町内に移転すべく検討がなされている。

伊万里農林高校は、大正五年設立され、新学制実施によって当時伊万里農業高校と改称し、農業、林業、畜産の三学科のほかに、一年制度の



佐賀農芸高校の実習

女子農業別科を新設したが、二十六年三月別科を廃止した。そして、翌二十七年四月伊万里農林高校と改称して旧校名に復した。同校は四〇〇haの演習林による林業教育の特徴をもっている。また、四十二年有田川の大出水による被災額は六、三〇〇万円におよび、伊万里市北畠台地に移転決定し、四十九年十一月総合落成した。校地一四万五、八二二㎡、うち校舎敷地六万二、二二六㎡、実習地六万六、一八四㎡で、総工費は三億五、〇〇〇万円であった。

佐賀農業高校は、昭和七年の暮れ、不況の時代に膨大な経費を要する県立佐賀商船学校（佐賀郡中川副村早津江、現在の川副町）を廃止する代わりに、商船学校の三分の一の経費ですみ、しかも国庫補助の大きい農学校を新設するという当時の知事の方針で、県議会を強行突破し設立した。八年四月佐賀師範学校で開校し、春日村（大和町尼寺）に着工、十一年十一月完工した農芸学校の後身が現在の農芸高校である。

新学制施行後の二十五年四月男女共学を実施し、農業科を農業・農業経済・家庭の三コース制としたが、二十八年四月各コースとも科とし、また園芸科を新設した。

南山村古湯の定時制南山分校は、三十九年四月定時制の募集を停止して全日制富士分校とし、農業・生活の二学科をおき現在に至っている。唐津農業高校は唐津実業高校の分離独立の結果、設立されたものである。その胎動はすでに三十三年五月唐津市神田の土地買収に始まっている。三十六年一月に新敷地の農業科教室に移り、三十七年四月に唐津農業高校として独立し、園芸科を増設した。三十九年四月さらに生活科を新設し、体育館の完工で大要の建築を遂げた。校地一九万九、八九〇㎡、建坪延べ八、九〇九㎡、実習地八万九、〇〇三㎡の規模である。

鹿島実業高校は現在、県立学校中唯一の総合制の実業高校で、三十年四月鹿島高校から分離独立し、この時、定時制塩田分校（家庭科）も当校に所属した。三十二年四月、定時制の農業・家庭の二学科を全日制に切り替えた。三十七年度は生徒急増対策として商業科・家政科の定員増をはかり、三十九年度は塩田分校の募集を停止し、本校の家政科を定員増とした。

四十一年四月農業科を園芸科に切り替え（定員八〇人）、四十五年八月園芸科の浜校舎（鹿島市浜町）の完工によって九月移転を完了した。その後、五十一年三月までに浜校舎は校地三万六、六五七㎡、建物五、一二〇㎡、グラウンドも一万七、八二二㎡と整備され、総額一億七、六〇〇万円が投じられた。

工業高校 科学技術の推進は、敗戦により虚脱状態にあった国民に、将来の日本の方向を示し、わけても独立回復後は、日本復興施策のなめとなり、また経済発展の基盤とされた。本県の工業高校も三十七年から三十九年にわたって、さらに三工業高校が設立された。

佐賀工業高校は、佐賀農学校に次いで明治三十一年五月佐賀市水ヶ江町に創立された県工業学校の後身である。一時は有田に分校をおいたり、自ら佐賀商船工業学校の分校となったが、昭和十一年佐賀市上多布施の元佐賀農学校跡に南接する現在地に移転した。

新学制実施後、二十七年四月定時制を設置し、三十七年四月時代にさきかけて電子科を設け、機械、電気、建築、採鉱冶金と併せて五学科に増大した。三十八年より鉄筋三階建ての校舎建築に着工し、四十七年十一月総合落成式を挙げた。校地四万四、六〇〇㎡、校舎延べ面積一万六、〇七七㎡で、総工費は六億三、〇〇〇万円であった。

鳥栖工業高校は県東部にあって北九州工業地帯に接し、戦時中土木科を一時唐津商工学校に移管したが、終戦後復活させた。新学制施行後二十七年頃から定時制を設置し、翌二十八年四月工業化学科を新設、次いで三十九年四月建築科を増設し、機械・電子・土木・工業化学・建築の五学科となった。

四十二年五月体育館完工後、四十七年四月鉄筋四階の教室棟の落成を経て、五十年三月に各実習棟を完成した。校地整備後の総面積は四万九、六八二㎡、建物延べ面積一万五、六五三㎡で、改築総工事費五億一、〇〇〇万円を投じ校舎の近代化をはかった。

陶都の有田工業高校は、明治三十三年佐賀県工業学校有田分校窯業科として設置され、同三十六年独立した。

その後、陶業主体として図案・陶画・模型・陶業・製品の五科を擁していた。終戦当時は窯業・工業化学の二科であったが、新学制実施とともに図案科を新設し、三学科を以て発足した。二十七年年度電気科、三十八年度機械科を増設して五学科となった。二十七年七月現校地移転の地鎮祭を行ったが、校地買収に当たって有田・東有田両町の誘致合戦は当時の話題となった。三十一年四月泉山より桑古場の現校舎（木造）に移転し、三十八年から学科増設に応じた校地校舎の増設整備に当たり、四十四年十一月総合落成した。

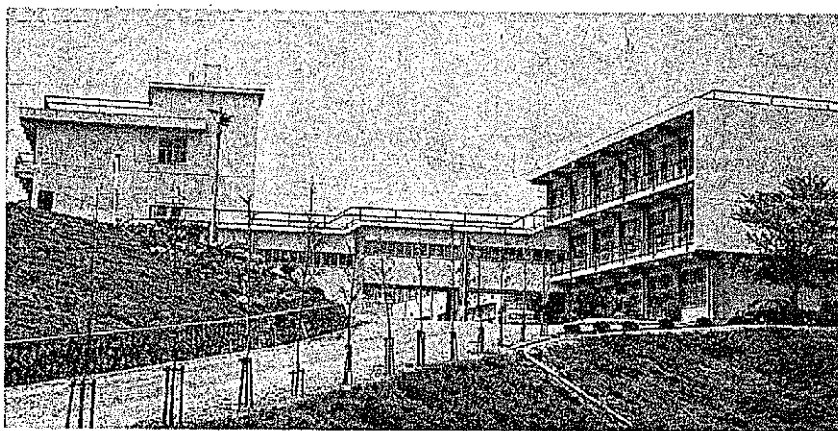
唐津工業高校は、三十六年四月の県教育委員会で唐津実業高校から分離独立に決定。三十七年四月、機械・電気・土木の三学科をもって開校し、四十年末の体育館の落成で一応の完成をみた。校地四万二、五一九㎡で、総額一億七、〇〇〇万円が投じられた。

多久工業高校は三十七年七月二十三日の県教育委員会で多久工業高校

（仮称）設置が議決され、三十八年一月小城高校多久分校に設立準備事務所をおいた。同四月機械科・電気科の二学科で多久市立北部中学校で開校式を挙げ、第一期工事で実習教室二〇〇坪が完工した。翌三十九年四月他校にはない化学工学科を設置した。他の三工業高校の工業化学科が、化学反応を利用して希望する製品をつくることに重点をおく科学装置に対し、当校の化学工学科は工業的規模に合致した製品が生産されるよう設備装置を一定値に制御運転する科学装置が配置された。四十年末第四期工事を完成して四十一年一月校舎落成記念式を挙げた。

建築面積七、三九二㎡で、工事費は一億九、〇〇〇万円であった。

塩田工業高校は、三十八年六月の県教育委員会の議決により、県西部の藤津郡塩田町に設置したが、三十九年四月当初から機械・電気・建築の三学科で開校した。鉄筋三階建て校舎建築着工以来四十三年二月の電気科・建築科実習教室鉄骨二階建ての完工で一応の施



県立塩田工業高等学校（昭和39年4月開校）



設備の整備を終わった。

校地八万五、三四〇㎡、建物敷地三万七、四七六㎡、工費は二億円であった。

**商業高校** 戦前本県内の県立商業学校は三校で、それに鹿島立教実業学校に商学部があった。戦時に入ってソロバンよりも兵器をと要求されて、商業科は工業科に転換（鹿島立教だけは農業科に転換）した。終戦後はそのいずれもが本来の道に復帰し、現在では県立六校に鹿島実業高校の商業科があり、商業高校四校の定時制、小城・武雄両普通高校夜間定時制の各商業科というように、県立実業高校の王座を占めた感があって、時代の潮流を如実に物語っている。

佐賀商業高校は明治四十年佐賀市立として発足し、大正十一年県に移管、史蹟鯉の門を正門としたが、昭和十九年栄城工業学校に転身した。二十一年旧校名に復し、新学制実施に際しては夜間乙種の併設第二商業学校を夜間部として統合した。二十四年七月、県教委は新教育の実験校として三か年の研究を委嘱した。二十七年には産業教育振興法に基づき短期商業科を設置開講し、二か年間の文部省の研究指定校となった。また、本県の産業教育振興会も、当校を一か年の研究指定校として委嘱した。これによって文部省や県、振興会の後援を受けて、当校の整備はいち早く進んだ。三十五年十一月城内赤松町から、第二期工事が完工した高木瀬町の現校舎に移転した。三十九年十月に移転改築総合落成、総工費は一億八、〇〇万円であった。このころ高校急増に伴って三十七年の一九学級は、四十一年には二七学級に増大した。四十七年四月、全日制商業科のうち二学級を情報処理科（定員九〇人）に改編し、四十八年三月には情報処理棟も完成して、県内商業高校の中心校となった。

伊万里商業高校は、明治三十三年伊万里町ほか四か村組合立伊万里商業補習学校として発足したことに始まり、大正十年県に移管された。昭和二十年四月、伊万里中学校と改称した。新学制実施によって伊万里第一高校と改称し、翌二十四年伊万里第二高校（旧伊万里高女）と統合して伊万里高校と改称した。そして、夜間定時制の商業科を併設した。二十七年に全日制商業科を設置し、二十八年四月分離独立して伊万里商業高校と改称した。三十九年九月伊万里市立花町の旧校舎から、脇田町の現在地へ移転し、四十一年三月には総合落成式を挙げた。校地六万七、八一〇㎡、校舎延べ面積一万二、七四八㎡、総工費一億七、〇〇〇万円であった。

唐津商業高校は、大正六年に設立された私立唐津補習学校を母体として発展してきたもので、昭和四年県に移管されて唐津商業学校と改称した。十四年に現在地の元石町に移り、戦時中の十九年に商業科を廃して工業学校とし、鳥栖工業学校の土木科を移管された。二十一年に商工学校と改称して旧校名に近づき、新学制実施に当たって機械・土木・商業の三学科と定時制農業とを総合して、唐津実業高校となった。二十五年には全日制の農業科も増設したが、その後、三十七年四月に至って農・工・商の三学科は各分離し独立することになって、商業科七学級は唐津商業高校と改称した。時勢の流れによって商業科の志願者は次第に増え、五年後の四十二年には一八学級に達した。

嬉野商業高校は、鹿島高校の分校から独立し、三十六年四月全日制商業科の嬉野商業高校と改称し、施設設備の整備が行われ、四十七年一応の整備が完了した。校地四万二、三一七㎡、建物敷地一万七、八六三㎡を有している。

杵島商業高校は武雄高校大町分校と白石高校の江北分校として発足し、その後、佐賀商業高校に移管され、三十六年四月定時制杵島商業高校として独立し、三十七年四月全日制課程に変わった。校地四万四九〇㎡、建物延べ六、六一一㎡、施設は四十四年度で一応の整備をみた。

鳥栖商業高校は、二十七年四月鳥栖高校に設置された商業科が、四十六年四月分離独立し、鳥栖市平田町に校地四万三、〇五七㎡、建築面積七、五六七㎡で三億六、八〇〇万円を投じ、四十九年十一月完成した。

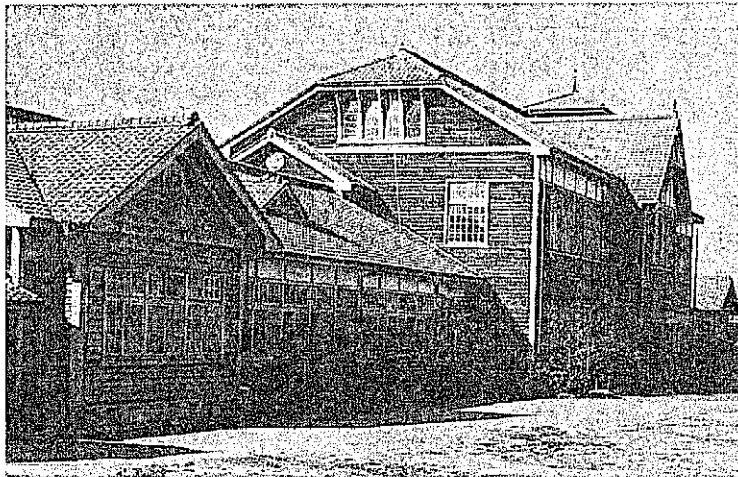
高等学校の戦後のベビーブームによって、小学校、中学校の生徒生徒急増対策の膨張が高校にその影響を与えはじめたのは、三十年代の終り頃から四十年代の半ばにかけてである。中学卒業生数のピークを示したのは全国統計では三十八年三月中学卒業生の二四九万一、二三人である。

本県では一年遅れの三十九年三月中学卒業生の二万六、四〇九人が最高を示した。二万人台の中学卒業生は、三十七年三月当時の二万一、七七二人以来、四十四年三月時の二万八一人まで八年間続いた。

この中学卒業生の急増現象は全国的なもので、国は三十六年十一月公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律を制定し、公私の連携、公立学校の配置、規模の適正化、学級編制及び教員定数の標準等について改正を行い、全国各都道府県における生徒急増に伴う高等学校の受け入れ体制の拡大推進を促した。

本県の急増期対策は、中学卒業生数の増加、公立高校の募集定員の推移や、学級編制基準値の設定などからみて、三十七年度からはじまり、四十一年度をピークに四十五年度までその余波が及んでいる。

普通科では、三十七年度蔵木高校を定時制の分校から全日制の普通科独立校として二〇〇人定員で開設し、翌三十八年度には五クラス二七五人定員に規模の拡大をはかっている。また、マンモス佐賀高校を解体し、三十八年度から佐賀西高校定員四七七人、佐賀北高校定員六四五人、佐賀東高校定員四八三人の三高校定員計一、六〇五人とし、定員わくの拡大をはかった。なお、三十七年度から三十九年度にかけては、ほとんどの高校に学級増を行い、三十八年度から四十年年度までは一学級の定員を五五人の基準とするなどの措置を行った。



分離独立前の県立唐津実業高等学校

職業教育を主とする学科については、当時の経済の高度成長期ともからみ、主として、工業高校の新設がはかられた。三十八年度多久工業高校が機械科一三二人、電気科八八人、計二二〇人の募集定員で、翌三十九年度塩田工業高校が機械科一三二人、電気科八八人、建築科四四人、計二六四人規模で、共に新設開校した。また、唐津実業高校は商業、機械、土木、農業各科をもった総合高校

であったが、三十七年度に唐津工業、唐津農業、唐津商業各単独高校として分離独立し、その際、大幅な定員増を行っている。

商業科については、三十六年度に嬉野商業高校が定員一〇〇人で、翌三十七年度に杵島商業高校が定員一六五人で、ともに定時制分校から全日制独立校として発足した。嬉野商業高は三十七年度に一学級、三十八年度にさらに二学級の増を、杵島商業高では発足の翌年一学級、次の三十九年度にさらに一学級増を行い、急増対策の一翼をになった。なお、家庭科については、小城高校の定時制牛津分校が三十八年度より全日制の牛津高等学校として、家政科五五人、被服科五五人、食物科五五人、計一六五人の定員で家庭科単独高校として開校した。これら新設や分離独立によらない職業教育を主とする他の高校でも、三十七年度から四十年にかけて、多いところは三学級、少ない高校でも一学級程度の学級増が行われ、一クラスの生徒定員が、家庭科、商業科では五五人、農業科、工業科では四五人と膨張し、いわゆるすし詰め教室での教育が行われた。この膨張した生徒定員は、四十一年度以降、わずかずつではあるが減少し、現在の標準法による普通科、商業、家庭に関する学科の一学級が四五人、農業、工業に関する学科が四〇人になったのは四十六年度からである。

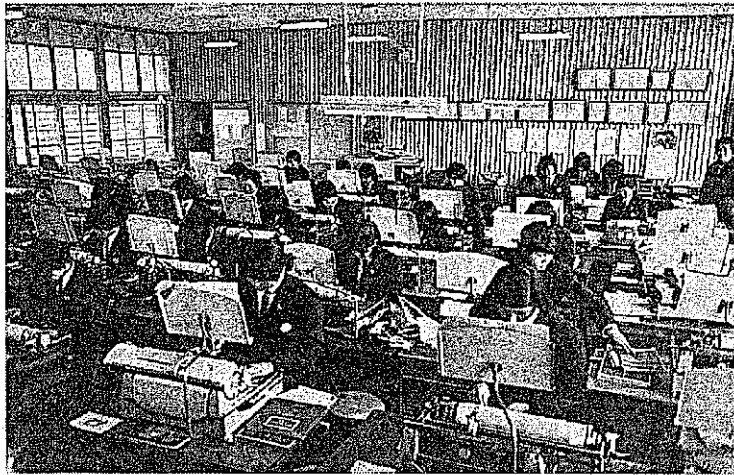
このような大規模な生徒の急増時期に対し、私学の拡張もまためざましいものがあった。急増前の三十五年度の私立高校の在籍生徒数は、佐賀市内の四高校で四、五九九人であったが、三十七年度佐賀中央工業高校の開校について、三十九年度には伊万里市に伊万里学園高校の新設があり、私学への進学者が急速に増加していった。四十年年度の私立六高校の在籍者総数は一万一、一四五人となって、五年前の倍以上の生徒を収

容する盛況となり、四十一年度の在籍者総数一万一、四〇一人をピークに、四十五年度までは一万人以上を収容する状態が続いた。

産振法と高校 戦前から職業陶冶の必要性が叫ばれ実業教育の一幹とされていたが、戦後はこれを職業教育と呼んだ。しかし、新学制の定着をみない間は改革のおおりを受けて一時不振であった。戦後の混乱、物資の不足、地方財政の赤字から、中学校はもとより高校でも施設設備の整備は不十分であった。この結果は、実業高校への進学希望者の減少傾向を示した。

文部省は、二十三年二月初めから「新制中学の職業指導に関する件」を通達し、二十四年六月、教育全般を審議する教育刷新委員会は「職業教育振興方策」について建議し、同七月には「職業教育及び職業指導審議会令」が公布されて、職業教育振興のてこ入れとなった。そのころ、二十四年来日したアメリカ公使が経済九原則による均衡予算実施（ドッジライン）を強調したことや、税制改革のため来日したシャウプ使節団の租税制度改革勧告、さらにアメリカの日本復興四か年計画によるエロア基金（占領地域経済復興基金）設定（二十三年七月）、ガリオア基金（占領地域食糧物資救済基金）設定、ララ（米國奉仕団によるアジア救済連盟）物資等があり、また、日本国民の精励勤勉さもあって、ようやく日本が立ち直りかけたころの、二十六年六月に産業教育振興法（産振法）が制定公布された。

この法律は、産業教育がわが国の経済的發展と国民生活向上との基礎であるという見地に立って、産業教育振興のための国の財政的援助等を規定したものである。国の任務としては、産業教育の総合計画樹立、教育方法・内容改善の援助、施設設備の整備充実、教員の養成計画樹立、



産業教育～タイプ実習（県立佐賀商業高等学校） 昭和43年4月

産業界との協力などが挙げられ、そのために中央と地方に産業教育審議会を設けることが規定された。これからのち、これまでの職業教育の用語は一般に産業教育と呼ぶようになった。

教科目としては、中学校の場合でも産業科とせず、「職業・家庭科」とされた（二十四年十二月局長通達）。

本県の産業教育は二十五年十一月十七日、県下実業教育関係の中学校、高等学校、農業協同組合、商工会、農業試験場等の関係諸機関によって、県実業教育振興協議会を結成した。産業教育振興法制定に先んずること一年であった。

産振法の公布で、二十六年十月県産業教育審議会を結成し、委員定数を一五人と決定した。

次いで翌十一月十五日、県教委は「県産業教育審議会規則」を定めた。規則に従って、事務所を県教育庁（学校教育課）におき、審議会委員は産業界、労働界、教育界、勤労界の各学識経験者と関係行政機関の職員を任命し、その任期は一年を原則とした。

産振法の制定に伴って、本県が先に結成していた実業教育振興協議会も、二十七年七月一日に実業の名称を産業と読み替えた。

しかし、三十年代の高度経済成長、技術開発期に対処して、三十七年四月、県内に産業教育係を新設し、その業務の一端として産業教育振興会も担当することとした。

中学校での職業指導は、教育の民主化に伴い、個性に応じた将来の進路を選択する能力養成の必要性が強調され、重視されるようになった。そして中学校にも職業指導主事をおくよう規定され、二十九年から実施した。

高校での産業教育の基盤は、施設・設備共に産振法の制定で整備されていた。ことに工業高校、農業高校等で、施設設備の改善整備は著しかった。三十年代の日本経済の高度成長期には、技術マンの大量養成に迫られ、そのための整備充実は産振法に負うところが大きかった。求人殺到に対する技術開発の基礎能力養成のために、三十五年六月、県教委は県立四工業高校（佐賀・鳥栖・有田・唐津実高）に、県科学技術教育

産業教育施設・設備整備費決算額  
単位：千円

年度	施設	設備
昭和29	33,707	
30	21,214	
31	10,047	
32	6,283	
33	10,851	
34	11,997	
35	18,673	
36	42,173	
37	35,851	23,705
38	73,570	45,718
39	91,845	80,886
40	118,915	113,372
41	121,300	110,282
42	131,407	121,910
43	144,631	138,900
44	145,635	117,363
45	145,117	117,224
46	160,563	105,695
47	134,848	73,293
48	185,220	90,747
49	359,341	83,177
50	278,504	92,362

資料：学校教育課

研究室を設置したが、これは時代の要請に応ずる人と物（設備）の供給に万全を期したからであった。

本県の産業教育施設設備整備費は前記のとおりであった。

### (三) 定時制・通信制教育

勤労と修 新制中学校卒業後、家庭の事情などで勤労に従事する青年—定時制 少年に対して、高等学校の教育を受ける機会を与えるために設けられた制度が定時制である。夜間課程と、農繁期等の特別の時期を除いて行う昼間課程とを含めて定時制課程とされ（二十五年学校教育法一部改正）、修業年限も、全日制より一年延長して四年以上と改定された。

二十八年八月、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（定通振興法）が制定され、これらの教育に必要な設備等について国が補助する途が開かれた。三十一年六月、夜間課程をおく高等学校における学校給食に関する法律の制定で、給食施設・設備・生徒の夜食費なども国が補助することになった。

さらに、三十五年三月定通振興法の一部改正がなされ、本務教員に定時制通信教育手当を支給することとなり、これにも国庫補助がなされた。翌三十六年十月の学校教育法の一部改正では、文部大臣が指定する技能教育施設で、一定の基準に適合する技能教育を受けているときは、これを在学する学校における教科の一部の履修とみなして、所定の単位を与える「技能連携制度」が発足した。

定時制の発足 新学制施行当時、定時制課程を新設した県立高校は、次のとおりであった。

(種別)	(総数)	(内本校併設校)	(学級数)	(生徒数)
普通高校	一六	一二	一三	三八〇
実業高校	一〇	七	一〇	四六七

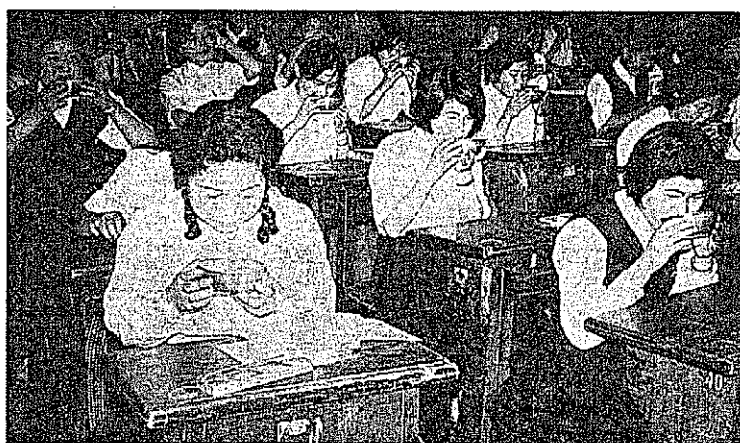
計 二六 一九 二三 八四七 (男五九一) (女二五六)

(注) 佐賀商業高校の夜間課程は定時制とみなした。

教育の機会均等としての定時制は、向学心に燃える青少年に魅力があったが、一面では初めて聞く学制にとまどいがあった。県学務課が二十二年十一月末行った進学希望調査によると、定時制は男子四、七六三人、女子四、一九二人であり、新聞紙上でも「女子の希望が多い—向学心に燃える農村学童」として、青少年の意欲をたたえた。

ところが、年明けた二十三年一月初旬には、男子二、三〇四人、女子二、〇四〇人となり、さらに二月初旬になると志望者は六割以上の減となる見通しとなった。これは、発足当初の設備不足を察じたことと、農村の定時制分校設置は、新制中学校建設で手一杯の財政に苦しんでいる町村が消極的になってきているところから、設立は望み薄だとの一般見解が広がったことによる、とされている。こうして、県が当初定時制設置一郡一・五校の見通しによる分校の設立は、その実現をみることもなく、先に表示したとおりの本校併設一九校で発足した。

三十一年十一月、県定時制・通信制教育振興会（定通振興会）が発足した。県は当時、緊迫した県財政の再建に取り組んでいたこともあって、定時制の統廃合が問題に挙げられた。そこで、定通振興会をはじめ県下各地で廃止反対の運動が起こったが、育成をはかるべきものはその成長を守るという方針によって一応鳴りを静めた。



定時制高校の給食 (佐賀高等学校) 昭和36年6月

三十六年十一月には鳥栖高校定時制において、県内初の夜食完全給食を実施して県下全校実施の端を開いた。

三十九年三月、県定通振興会では、定時制高校生徒の勤労と学習の実態を描いた八ミリ映画「若い麦」を製作した。八ミリとはいえ上映時間約一時間のドラマで、これは労働省が毎年行っている「働く年少者の生活文コンクール」で、県下から三年連続一位入選した三人の応募体験文を土台としたものであった。

製作に当たっては、県庁演劇サークルのメンバー、佐賀工業高校の教諭、生徒、婦人少年室、それにこの映画のおもな舞台となった県立病院好生館、新道幼稚園等の出演協力が実を結んで、映画のねらいとした「忍耐・愛情・誠実」が見事に生かされた。

企画から完成まで一年余、しかもスタッフ、キャストがみんな勤務者という点から撮影スケジュールが意のままに立てられず、資金難も重ったが、困難を克服して完成され、当時県下のへき地まで上映された。

定時制高校の移行変遷 発足後の状況を、まず普通高校からみる。

#### △佐賀西高校▽

発足当初、佐賀第二高校（元佐賀高女）に昼間家庭科二学級で開校した。翌二十四年は学校統合で、佐賀高校定時制として夜間普通科（男女共学）を設置し、二十五年から昼間家庭科を夜間課程に切り替えた。同年七月、神埼郡蓮池町住民のかねてからの要望に沿って蓮池分校を設置した。同九月定時制志願者の激増に応じて普通科三学年、各一学級ずつの後期生を募集発足させたが、これは二十八年度から募集を停止した。三十八年二月には、佐賀の三校分離により佐賀西高校に属した。また、蓮池分校も三十九年三月には廃止し、生徒は佐賀東高校に委託した。

本校併設の定時制は、三十年一月給食堂の完成をまって給食を開始し、三十八年四月には家庭科を家政科と改称した。四十五年三月家政科志願者は四人となり、四十六年からその募集を停止し、以後普通科二学級募集の定員八〇人で今日に至っている。

#### △唐津西高校▽

新学制施行当初は唐津第二高校定時制として一学級で発足し、二十四年学校統合で唐津高校西校舎に属した。二十六年四月、本校遠隔地の厳木町に厳木分校を設置し、定員一〇〇人で普通・商業・家庭の三学科とした。二十七年四月本校定時制の募集を停止し、三十一年西高校の分離独立に伴い分校もこれに所属した。三十二年四月、分校商業科の募集を停止し、定員は一〇〇人（普通科五〇、家庭科五〇）になった。三十六年四月、分校は独立して厳木高校が誕生して、定時制はなくなった。

#### △伊万里高校▽

学制改革施行当時、伊万里第二高校昼間定時制として定員五〇人で発

足した。二十四年四月第一・第二高校の統合で伊万里高校定時制と改称し、募集定員五〇人としたが、二十八年で募集を停止し三十二年三月定時制を廃止した。

#### △小城高校▽

学制改革当初から第一部（旧制中学）、第二部（旧制高女）ともに昼間定時制を設置し、第一部に農業科を、第二部に家庭科をおいた。普通高校に農業学科をおいたのは、小城郡内に実業高校がなく、農業の盛んな三日月村を控えていたこと等によるものといわれた。しかし、施設設備の欠陥から二十四年度には学校統合とともに、小城高校定時制としての普通・家庭の二学科とした。そして二十八年四月に至って、転換に無理の少ない商業科をおくこととし、昼間普通科を夜間商業科に切り替えた。また、この年には牛津分校を牛津町に設置し、夜間普通科・昼間家庭科、定員各二〇〇人として開校した。そして翌二十九年四月、北多久町（多久市）に牛津分校同様の多久分校を開校した。

本校併設の定時制は、三十二年度から昼間家庭科の募集を停止し、夜間商業科の一科となった。三十八年四月、地元要望の強かった牛津分校は分離独立して牛津高校となった。一方、多久分校は、四十一年三月閉校した。商業一科の本校定時制は、四十年から着々と施設・設備の充実がはかられた。

#### △武雄高校▽

新学制による発足とともに、武雄高校第一部（旧制武雄中学）に農業科を、第二部（旧制高女）に家庭科の二学科をおく武雄高校昼間定時制を設置した。二十六年度から農業科を商業科に変更し、三十二年四月昼間制を廃止して夜間商業学科に変更した。

これより先の二十八年四月、大町町に大町分校を設置し、普通・商業の二学科で開校した。これも地元住民が、武雄高校の分校設置を熱望した結果であったが、三十四年九月これを佐賀商業高校に移管し、三十六年には定時制の杵島商業高校として独立した。

#### △鹿島高校▽

新学制実施によって鹿島高校第二部（旧制高女）に家庭技芸科を設置したが、翌二十四年塩田町に鹿島高校定時制の塩田分校を開設して家庭科を設置した。また二十八年四月には、嬉野町に普通・商業の昼間の二学科をおいて嬉野分校を開校した。嬉野分校は三十一年四月に分離独立したが、塩田分校は人口の過疎化と交通の発達のため廃止し、本校定時制は鹿島実高に引き継いだ。

#### △三養基高校▽

発足当初、農業科一学級を併設し、二十八年四月三川村（三根町）に三川分校（普通科）を開設したが、三十五年三月本校定時制が、三十七年三月には三川分校も廃止された。

#### △神埼高校▽

昼間普通科の単級で発足し、二十四年に男女共学が実施され、二十八年度から家庭科をおき、脊振分校、三瀬分教室を、統合して三脊分校を設置（のち神埼農業高校に移管）した。県財政再建計画で、三十二年三月、本校の定時制の募集を停止し、三十五年三月廃止した。

#### △鳥栖高校▽

新学制に沿って昼間二日制の家庭科単級で定時制を設置し、二十四年四月男子普通科を増設して三学級とし、九月夜間制の男女共学とした。二十七年商業科を設置し、普通科に家庭コースをおき、三十年には普通

・家庭兩科とも各四学級となった。定時制の給食も三十六年九月から夜食給食を実施し、三十七年九月給食室を改造拡張し、四十六年には完全給食を実施した。四十七年三月、鳥栖商業高校の分離独立に伴って商業科を廃止し、募集定員四〇人の普通科のみとした。

△白石高校▽

新学制施行当初から普通科の募集定員は五〇人とした。二十八年四月、江北町に江北分校を設置して夜間普通科、昼間家庭科の二学科で開校したが、三十四年九月に佐賀商業高校に移管した。また、本校の定時制課程は、神埼高校同様に三十二年度から募集を停止した。

△佐賀農業高校▽

新学制実施とともに県下の農業高校は農業学科をおいた。当高校も昼間定時制として農業科定員二〇〇人で発足し、二十九年度から夜間制に切り替え、四十二年度から定員四〇人となった。

△神埼農業高校▽

当高校も昼間定時制の農業学科をおき、三十二年四月神埼高校の三脊分校を移管し、校舎や農場も設置し農業科・家庭科各定員三〇人としたが、農山村の過疎化現象と交通の発達で全日制志望の傾向が強くなり、本校は四十六年度、分校は四十八年度から募集を停止した。

△佐賀農芸高校▽

農業科を本校に併設し、二十八年九月小城郡南山村立南山中学校（富士町）を仮校舎として、農業・農村家庭の二学科をおく定時制の南山分校とした。三十年六月分校の独立校舎完成、三十二年四月農村家庭科を二年制とし、同六月富士分校と改称し北山中学校に分教室を開いた。三十九年三月に定時制の募集を停止して全日制に切り替え、今日に至って

いる。本校定時制は、四十九年三月で廃止した。

△唐津農業高校▽

当校の定時制課程は学制改革当初、前身である唐津実業高校に併設されたが、三十二年三月には募集停止となり、三十五年には廃止した。

△伊万里農林高校▽

新学制による発足当初、農業・農林・畜産の三学科と、一年制度の別科（定員三〇人）で開設した。しかし、別科は二十六年三月には廃止し、翌二十七年四月、定員五〇人の農業科のみで今日におよんでいる。

△佐賀商業高校▽

学制改革当時、佐賀商業学校に付設されていた甲種四年制の県立佐賀第二商業学校を、佐賀商業高校に統合して夜間部課程とした。二十五年四月、定員を倍増して一〇〇人とし、夜間部課程を廃止して定時制課程に吸収した。三十六年六月から学校給食を開始し、四十四年給食室の完工をまって四月から完全給食とした。四十六年度から商業高校の多様化によりタイプ科目を新設し、現在募集定員を四〇人としている。

△伊万里商業高校▽

当校が伊万里高校の中に統合されていたころの二十五年四月、夜間の商業学科を設置し、定員二〇〇人で発足した。二十八年四月、本校が分離独立したので伊万里商業高校定時制とした。四十六年度から入学の定員を八〇人として現在におよんでいる。

△唐津商業高校▽

唐津実業高校時代の二十六年四月、定時制商業科を増設し、三十七年四月本校の分離独立に伴って、唐津商業高校定時制と改称した。四十八年四月、技能連携制度による衛生看護科一学級を増設した。



#### △佐賀工業高校▽

二十七年四月機械・電気科の二学科の夜間定時制を設置し、五十一年四月から二学科を合併して機械科・電気科の一学級となる予定である。

#### △鳥栖工業高校▽

二十七年四月機械科・電気科の二学級夜間定時制としたが、四十八年度から二学科を合併して、機械・電気科の一学級とした。

#### △有田工業高校▽

三十九年四月、陶都「有田」の要請もあって、窯業科・デザイン科の二学科として夜間定時制を設置したが、前記工業高校と同様に四十八年四月から窯業・デザインの一学級に減じた。

以上によって定時制教育の移行状況を見ると、新制普通高校のうち定時制併設校一二校は、翌二十四年の統合で一〇校となり、そのうち存続するものは佐賀西高・鳥栖高・小城高商業科・武雄高商業科の四校で、実業高校では当初の併設七校は伊万里農林、佐賀商高の二校が残存した。学科別には、普通科は二校、実業科は四校で、それに二十七年発足の佐賀・鳥栖・有田の三工業高校を加えて七実業校となった。

また、分校から独立高校に発展したものは普通高校一校（厳木高）、実業高校三校（嬉野商高・杵島商高・牛津高）、分校の廃校となったものは普通課程四分枝（三養基高三川・佐賀西高蓮池・小城高多久・鹿島高塩田）、実業課程一分枝（三瀬村・脊振村の神埼農高三脊分校）で、存続しているのは佐賀農芸高校の全日富士分校一校である。

定時制教育三〇年の推移は、本校併設や分校では廃止したものが多く、分校から定時制の独立校となり、やがて全日制課程となった四高校など、高校進学率の上昇と生活水準の向上をその背景とするものであった。

勤労と修 通学のできない青少年の学習意欲を通信によって満たさ

学―通信制 せることは、明治の時代から行われていたが、戦後の学制改革では、学校教育拡張の一形態として通信教育の普及がはかられるようになった。そして、その学校または指定された学校での面接授業を経ると、その学業の卒業資格が取得できるようになった。この点、資格授与のない社会教育での通信教育との違いがある。

二十一年十一月文部省は通信教育調査委員会を設置し、二十三年五月「高等学校通信教育規程」を制定した。二十四年六月には郵便法の改正で、通信教育用郵便料金が軽減されるようになって第一の福音をもたらした。次いで二十六年三月所得税法の改正で、通信教育学生の勤労学生控除が認められるという第二の福音が生まれた。二十八年四月から通信教育講義がラジオ放送されることになり、同八月には、定通振興法が制定されて、通信教育のための設備や運営等に国庫補助の道が開かれ、一段と改善が重ねられた。

三十年四月からは受講科目二六科目に増加され、しかも通信教育のみで高等学校を卒業できることになった。また、通信教育は放送利用の効果が大きいことに照らして、ラジオ放送受講は三十二年から、テレビは三十八年から、各々一定の条件のもとにこれを視聴した場合は面接指導時間数の一部を免除することができるようになった。

三十一年十二月の高校通信教育規程の一部改正では、全面的に高校学習指導要領の基準によることになって通信教育の内容充実がはかられた。三十二年四月には、日本育英会の奨学制度が通信教育にも適用されるようになり、三十四年二月から鉄道運賃の学割制度も実施されるようになって、教育の機会均等化のための施策は通信受講生徒の身辺を暖か

く包んでいった。

さらに、三十六年十月、学校教育法の一部改正で、通信制課程として独立し、技能教育施設との連携もはかられて広域通信教育が可能となり、勤労と修学が実を結ぶ実学主義が採り入れられた。四十一年四月、国鉄の割引回数券が発売されるようになり、四十二年十一月からバスの通学割引回数券も発売されて、勉学の足を助けてくれるようになった。そして五十一年四月、就学奨励金制度も実施されることとなった。

本県では二十三年二月通信教育部が、佐賀第一高校と唐津第一高校に設置された。最初の募集定員は、佐賀二〇〇人、唐津一〇〇人であった。同年八月十五日佐賀・唐津両部とも国語・数学の二科目と、専任教員各一人で開講式の運びに至った。二十四年四月、学校統合で改称された佐賀高校東校舎（旧制高女）、唐津高校西校舎に管理室をおき四科目とした。そして受講生相互の連絡と励み合いの広場として、機関紙「樟蔭」を創刊し、専任教諭は二人とした。翌二十五年四月新しく三科目を増設して開講科目七単位とし、両校通信教育部の規程も定めて歩一歩と組織づくりを前進させた。開講満二年を迎えた八月の生徒数は、男子一六九人、女子二〇人であった。そして同十一月には、九州地区定・通信教育研究協議会の会場となってその認識を広めさせ、また、受講生激励の一助とした。二十六年から地区巡回指導を開始し、四月には管理部を東校舎から旧成美高女校の南校舎に移した。

二十七年四月、唐津高校通信教育部を佐高通信教育部に統合して、専任教諭三人とし、うち一人を主事とした。このとき東川副青年団（諸富町）六〇人が集団入学した。同七月の生徒数は男子二六六人、女子五四人となり、巡回指導地区も四二か所の多きにのぼった。

二十八年四月、従来の九科目に新開講一科目を増科した。五月には、杵島郡白石町の弥栄義塾の塾生が集団入学した。二十九年一月に専任教諭五人、次いで四月、七人に増員され、同時にNHK高校講座が佐賀放送局から放送されるようになった。受講科目も三十年四月から二六科目となり、通信教育だけで高等学校を卒業できることとなったことは、先に制定された定通振興法の施行と相まって、通信教育進展の礎となった。

受講者の熱意は強く、この年の大学入学資格検定試験に県下一五人の受講者中、七人が合格したことは、世の人に通信教育の存在をあらためて認識させた。また、この三十年度には受講生から二人の第一回卒業生を送り出したが、定時制と同日同席で卒業式を挙げて世の注目を浴びた。三十一年四月、専任教諭は八人となり、十一月には県定通教育振興会が発足して、本県の通信教育はなお一層固まった。

三十二年度から四十一年度までの一〇年間に生徒数は一・五倍となり、面接指導も全県下にわたる生徒のため、地区課程を設けて受講者の便をはかることに努め、専任教諭も倍増した。

通信教育部の本部は、三十二年五月、東校舎の旧教室に復帰した。次いで佐高北校舎の建築に伴って三十五年三月新校舎に移転し、三十六年十月から法改正に伴って佐賀高校通信制となった。そして三十八年二月の第八回卒業式からは、定時制を離れて通信制単独の卒業式を挙げるまでになり、同年四月一日北校舎が佐賀北高校として独立するにおいて、佐賀北高等学校通信制として併設した。

教育手段としては三十一年から開始した夏季宿泊（佐賀郡大和町春日山社会教育会館、現県青年の家）面接指導も効果が著がり、三十八年四月

県立佐賀北高校通信制教育の状況

単位：人

年度	専任教諭	生徒の状況		在籍総数	入学数	卒業数
		男子	女子			
31	8			955	322	3
32	8			1,299	238	7
33	9	815	527	1,342	174	8
34	9	700	437	1,187	163	10
35	9	639	478	1,117	138	11
36	9	707	550	1,257	251	8
37	11	737	547	1,284	179	16
38	11	794	606	1,400	307	24
39	15	744	677	1,421	282	20
40	16	793	836	1,629	306	34
41	17	812	960	1,772	340	42
42	18	786	1,034	1,820	318	58
43	20	770	1,060	1,830	305	84
44	20	714	1,121	1,835	316	96
45	21	647	1,268	1,915	381	78
46	22	577	1,332	1,909	335	83
47	22	514	1,402	1,916	337	89
48	24	530	1,456	1,986	341	164
49	26	583	1,565	2,148	397	172
50	27	614	1,469	2,083	338	157

資料：北高校通信制機関紙「樟蔭」による。

- 注：1 25.8 現在在籍 男子169人、女子20人  
 27.7 現在在籍 男子266人、女子54人（「樟蔭」）  
 2 第1回卒業生は昭和30年度2人で、ほかに29年度の定時制・通信制の併合修学による卒業生9人があった。  
 本表は第2回卒業以後の分である。

からはNHK学園高校新設でその協力校となった。同時に従来の随時入学を四・十月の二期制度としたが、三十九年四月からは一期制入学とするまでに組織も整った。

また、三十八年七月には、県高等学校通信教育後援会が発足した。三十九年四月には、東松浦郡の遠隔地肥前町から青年二十九人が集団入学して、通信教育の普及ぶりを示した。そして四十年から入学生男女の比率が逆転するまでに、通信教育が家庭の婦女子に普及した。なお、福

岡県立修猷館高校との交歓会を開催したことも受講生の輪を広げる一助となったが、通信制の普及増大につれて交歓会は四十二年までで、中止した。

この時期を、通信教育の成長期とすると、四十二年度から五十年度までの九年間は通信教育の発展期といえる。

四十一年四月、唐津西高校が唐津課程の協力校となり、また協力施設として佐賀市大和紡績所に大和課程を新設した。四十四年四月には、唐津市の学校法人引地学園との技能連携教育を開始して、家庭一般と被服一の単位課程とした。これによって、三十九年四月国立佐賀療養所（三養基郡中原町）に開始した准看護学院の佐療課程と合わせて、三協力施設を得た。

受講生徒数も二、〇〇〇人を超え、入学生徒もまた毎年三〇〇人を超え、専任教諭陣も二八人に改善された。

また、施設の面では、四十一年五月通信制校舎の建設を決定し、翌四十二年二月早々には事務室、職員室等の通信制専用校舎の完工をみて、三日に移転し七日に落成式を挙げた。四十七年三月にはこれに職員分室、印刷室を二階に増築し、四十九年一月生徒会総務室も新築して施設の整備をはかった。

なお、この施設整備と並んで四十二年度から学年制に準じる教育課程を実施した。

生徒の視野を広め学習意欲の向上をはかり、通信教育の喜びを語り合う他校との交歓会も、福岡修猷館に次いで長崎西高校、佐世保南高校、佐賀北高校の三校交歓会を開くまでに発展した。

生徒激励についても四十一年の生活体験県発表会、四十四年十一月の

全国定時制・通信制生活体験発表会、四十五年の「働く青少年生活文」全国コンクール、五十年の県体験発表等、いずれの会にも労働大臣賞、NHK賞を獲得して勤労学徒の生活を積極的に発表していった。そして、四十九年度からはNHK放送教育研究の委嘱校となった。

通信制教育のこの発展期に対して、定時制教育の生徒数の激減傾向は、通信教育制度の今後の充実方策のあり方を暗示しているものといえる。

## 五 大 学

### (一) 佐賀大学

従来の県内 終戦前の本県内の高等教育関係諸学校としては、小学校 高等教育 教員養成の官立佐賀師範学校(佐賀師範)と同佐賀女子師範学校、昭和十年四月施行された青年学校教員養成の官立佐賀青年師範学校があった。また、高等普通教育として官立佐賀高等学校があった。

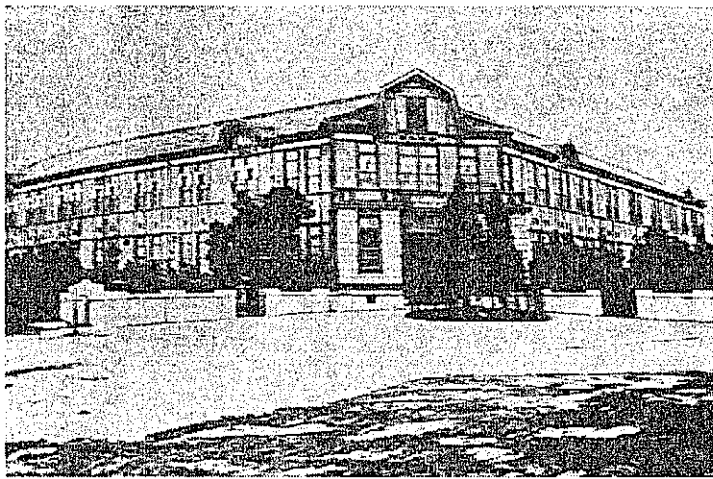
佐賀師範学校は、明治五年の学制発布によって生まれた小学校教員養成のため、佐賀、唐津、鹿島に設立された小学校教員伝習所が、明治十年統合して佐賀師範学校となった。

その後、長崎県師範、佐賀県尋常師範と校名は変転したが、明治三十一年四月佐賀県師範学校と改称し、昭和十八年四月直轄学校官制改正に伴い官立佐賀師範学校となった。

この間、明治二十一年三月、女教員養成所を設置してこれを女子部と称した。昭和三年四月、佐賀県女子師範学校として独立したが、同十八年再び佐賀師範と合同して旧に復した。

佐賀青年師範学校は、大正十四年四月佐賀師範学校に併設された県立佐賀実業補習学校教員養成所がその前身である。昭和十年四月青年学校令施行によって県立青年学校教員養成所と改称して、佐賀郡春日村(大和町)の県立佐賀農芸学校に併置したが、同十七年佐賀郡久保農村(佐賀市)の白石原に新築移転した。そして同十九年四月、官立の佐賀青年師範学校に昇格した。

一方、高等普通教育としての佐賀高等学校は高等学校令により設立され、大正九年九月佐賀高等小学校の仮校舎で開校式を行った。文科と理科を擁し、全国官立高校



開校時の佐賀高等学校(旧制)

第一五番目のもので、佐賀城下のお堀に白線入りの学生帽の姿を映し出して、翌十年三月佐賀市本庄町一番地の新校舎に移転した。

戦後の学制改革はこれらの佐高(旧制)、師範、青年師範に旋風を巻き起こすことになった。

新制佐賀 二十二年四月 大学発足 月国民学校は小学校となり、同五月三日新憲法施行日を記念して県下の新制中学校が

発足した。そして同月三十一日、文部省は全国師範学校長会議を開いたが、同会議から帰任した佐賀師範学校長の談話が、六月六日の新聞に報道された。これが佐賀における大学問題の発端である。その意味で当時の新聞から紹介すると、

大学昇格は有望 山本佐賀師範学校長の帰任談

全国師範学校校長会議に出席した佐賀師範学校山本校長は三日帰任、昇格問題につき次の如く語った。

全国の師範学校が一率に学芸大学になるわけではなく、九州では一校か二校が出来るでしょう。この場合九大に教育学部を設けるか、佐賀高校と本校を合併して大学をつくるか、全九州の師範学校を全部総合して本校を学芸大学にするか、本校単独でつくるかが考えられますが、自分としては全九州の師範学校を総合して佐賀に大学を設けたい。何れ学校自体を慎重に研究し関係方面ともよく相談の上決めたい。

二十二年六月六日付佐賀新聞

二十二年七月ごろ、文部省では九州に教育者の養成を主とした学芸大学の設計案があるという声を耳にした。佐賀師範では、「大学の分布状況、校舎の完備その他の条件から本県への誘致が最も適当である」との判断から、佐賀師範の大学昇格に乗り出した。七月二十八日の臨時県議会では、佐賀師範の大学昇格期成会の結成を満場一致で可決した。そして、知事を名誉会長、県議会議長を会長として佐賀学芸大学の実現を期し、積極的な猛運動を開始することとなった。

これをうけて、一、〇〇〇人余の佐賀師範男女学徒も昇格運動生徒本部を設け、各市郡に支部を結成し、暑中休暇返上で労力作業、移動演劇等で運動資金の獲得に当たった。この年は来春に控えた新制高校の設立

もあり、積極的な動きは少なかったが、二十三年二月に入ると、にわか

に活発化した。

当時の動きを新聞からひろうと、次の通りである。

二・三 佐高は九大に編入、来春五月に「教養学部」設置か (佐高校長談話)

二・一 教育大学設置、佐師で期成運動

二・一四 佐賀に三つの大学 九大教養学部・教育学部・竜谷大学…

：造るのに二億五、〇〇〇万円

二・二五 佐高は九大分枝に、文・理両科制で来春発足

(佐高校長談話)

五・二 佐賀に総合大学、佐高の九大からの分離が先決条件

(佐師校長談話)

五・三〇 佐賀大学か九大分枝か 慎重な県会・悩みぬく教育界

(田中県議談話)

「質と位置」にも問題 食い違う佐高と文部当局 文部省・佐高の意見 まだ文部省の肚(はら)が決らない (県副議長談話)

県教組 佐賀大学案を可決

六・二 九大との関係を善処し、佐高も「佐賀大学」に 文部省が妥協案を考慮

佐賀師範の学芸大学誘致運動

六・三 佐賀大学なら七、〇〇〇万円、九大なら国庫負担 学徒公聴会で気焔あぐ

文部省案を支持か、県会教育部常任委員会

六・一一 佐高の九大分校は絶対的 (佐賀で語る奥田九大総長)

六・一六 大学問題、県会、文部省に一任………両論さらに結論を得ず

佐賀大学支持 小・中学の校長会

佐賀新聞社主催「大学問題の公聴会」 各代表の意見と質疑要旨

佐高 文化の向上と財政上、九大へ

九大 程度の低い大学になる

佐師 教員養成に是非必要

青師 九大合併はマイナスが多い

県 理想は両立だが文部省の方針を考慮すべきだ

県議会議 文部省の方針は強い

六・一七 大学問題へ知事声明 三校の合併やむなし………文部省の方針不動の場合

大学問題に佐師校長、国立佐大設置準備委員会の早急実現

申し入れ

六・一九 生徒自治会、運動を中止 佐師・青師声明書

六・二二 佐高案支持を声明 県下新制高校生徒自治会の動き

七・一三 鮑くまで九大分校 佐高校長強硬態度を表明

九大総長、同工学部長、佐高自治会代表 県に二本建ての最善案考慮を申し入れ

このように、県には佐師昇格期成会、佐高に九大分校設立期成会、佐

師に佐大設置協議会と、三者三様の動きと歩みのうちに、七月末の新制

大学設置認可申請書提出期限が切迫した。

ところが、文部省には文部省案のほかに、総司令部(GHQ)民間情

報教育局(CIE)が示した、次の大学編成三原則があった。

一 各都道府県に複合大学一校

二 一つの大学に文理科と教育科の学部を別個に組織

三 他府県に分校をおかない

二十三年七月二十二日、GHQの方針によって、これまで一年近く続

いた新制大学の動きはやまった。ここで県は三校長を招き三校統合の合

意を得、同二十四日三校長の共同声明となり、即日佐賀大設置委員会が

結成された。

次いで七月三十日、県議会は農業県として、佐賀大学文理学部に農学

科を設置条件として、六、〇〇〇万円相当の土地、建物、物品の寄付を

決議し、佐大設置認可申請書を提出した。

書類審査に次いで、十一月には大学審議会の視察を経て第二審査もパ

スした。そのようななかで、佐高生による反対ハンスト、試験拒否など

が行われたが、二十四年三月十八日、文科・教育科の二本立てで佐賀大

学は正式に認可された。そして、文理学部に文学専攻、理学専攻、将来

農学科設置の前提としての農学専攻の三課程がおかれた。

二十四年五月三十一日、初代学長に西久保光(前九大理化学部長・九大

名誉教授)が発令された。同じく文理学部長に島地威雄(前佐高校長)、

教育学部長に内山良男(前新潟第二師範学校校長)が任命されて、佐賀大

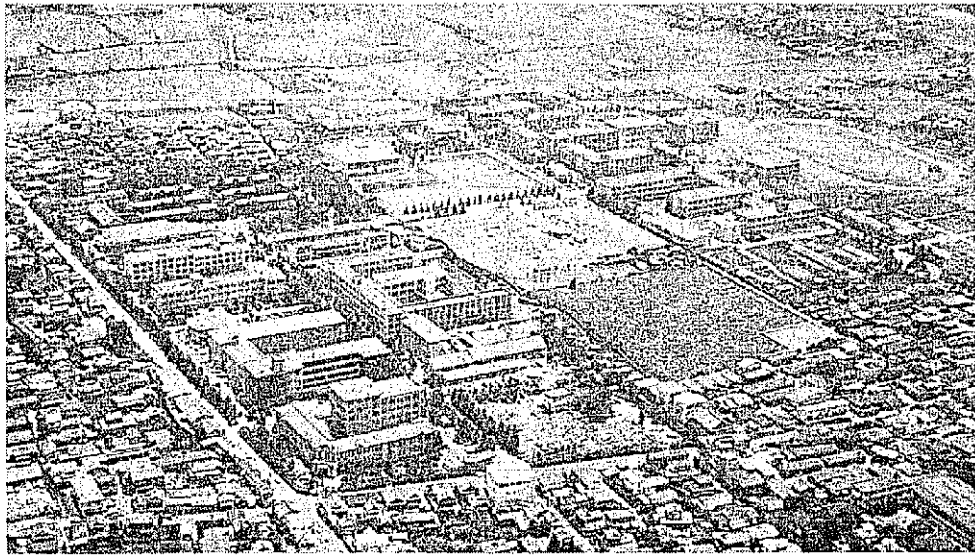
学は開校した。

学生募集は佐大発足前にすでになされ、入試は二期校とされ、六月十

五、十七日に実施され、二十八日に合格者発表(男子四三三人、女子三

〇人)がされ、七月十五日に入學式、十六日両学部始業式、そして、九

月八日記念すべき開講となった。



佐賀大学の全景

かねて陳情していた農学科設置は、二十六年四月、文理学部の農学専攻が農学科に昇格し、二十八年十月、県が寄付した新制佐賀高校南校舎（旧成美高女）跡に佐大文理学部農学科の校舎が完成した。そして三十

年七月には農学科は農学部となつて発足した。

三十四年十月 県農業会議は農業工学科の新設を要望し、十二月にはそれを大蔵省に陳情、三十五年十月に佐大工学部設置期成会を結成した。三十六年四月 農業土木科が新設され、四十年一月には農芸化学科が新設と決定したので、農学部は農業・農業土木・農芸化学の三科とな

つて、四月一日から発足した。

この前年の三十九年二月、佐大の統合計画に関連して県では同大学の教育学部・農学部の敷地を代替地として譲り受けた。農学部跡は県庁の別館に転用し、教育学部跡には四十五年に博物館が建てられた。

同年五月佐大が発表した拡充の基本方針は、理工学部・経済学部の増設にあった。

四十年八月には佐大本校で農学部校舎新築の起工式が举行され、九月には四十一年度からの文理学部の分離拡充が発表され、四十一年四月文理学部は経済学部・理工学部へ改組され、農学部・教育学部と合わせて四学部が発展し、教養部が別におかれた。

こうして、佐賀大学は大学創設の困難を乗り越えて、二学部から四学部へと拡充された。四十三年一月農学部に園芸科、教育学部に養護教員養成課程が設置され、四十五年四月から農学研究科、五十年四月に工学研究科がそれぞれ、修士課程の大学院を設置した。

## (二) 佐賀医科大学

佐賀に医学専門学校を、佐賀の地に医科大学を、という望みの声は戦時中から叫ばれていた。昭和十八年十二月四日の県議会には、県立医学専門学校設立建議案が上程されていた。

しかし、時代は戦争に深入りし、医大設置も自然に消滅した。

終戦直後の二十年十月十五日、原爆をうけた長崎医科大学付属薬学専門学校が、佐賀市日東航機工場青年学校に疎開してきた。佐賀市としては、そのままの存続を望んで誘致運動に乗り出した。しかし、ついに実らず、二十一年九月に佐賀市も県も誘致運動を打ち切った。

それでも佐賀市は医学専門学校をということと、同年十一月から女子薬学専門学校の誘致計画を練ることとしていたが、学制改革による新制中学校の建設問題、それに市立成美高等女学校の新制高校昇格問題とその維持運営から、市立維持か県への移管かという財政問題がからまって、これも立ち消えとなった。

四十五年三月、全国有数のガン患者を抱える本県の実情にかんがみ、池田知事は、県議会で医大設置を検討することを表明した。

翌四十六年七月、医科大学（医学部）設置調査会が文部省に設置された。これに伴い県は、八月、国立佐賀医大誘致促進期成会を結成し強力な陳情を行った。医大設置調査会は十二月に「医師養成の拡充について」報告し、これをうけた四十七年度予算閣議で本県が医大設置の調査対象県に入り調査費が計上された。

県は佐賀市高木瀬地区を医大用地候補地として用地買収にかかったが、四十八年五月に至っても買収交渉は難航した。翌六月誘致事業促進のため県庁内に国立佐賀医大誘致推進本部を設置し、七月になって唐津市が医大誘致を表明した。県は用地買収が難航している高木瀬地区を断念して、佐賀市鍋島町に全力を注ぐこととした。そのころ、佐賀市鍋島町に「医大鍋島町誘致促進期成会」が発会し、翌八月には同町民の同意を得て誘致事業は一転して前進し、九月十日医大用地の買収調印式となって、誘致推進本部の努力が実った。

こうして四十八年十二月二十六日までに、医大用地として佐賀市鍋島町に面積約二万五、〇〇〇坪の買収が完了した。同年十二月二十九日、四十九年度予算閣議で国立佐賀医科大学の新設が決定した。これによって、県民の願望は達成され、国立医大創設準備県となった。四十九

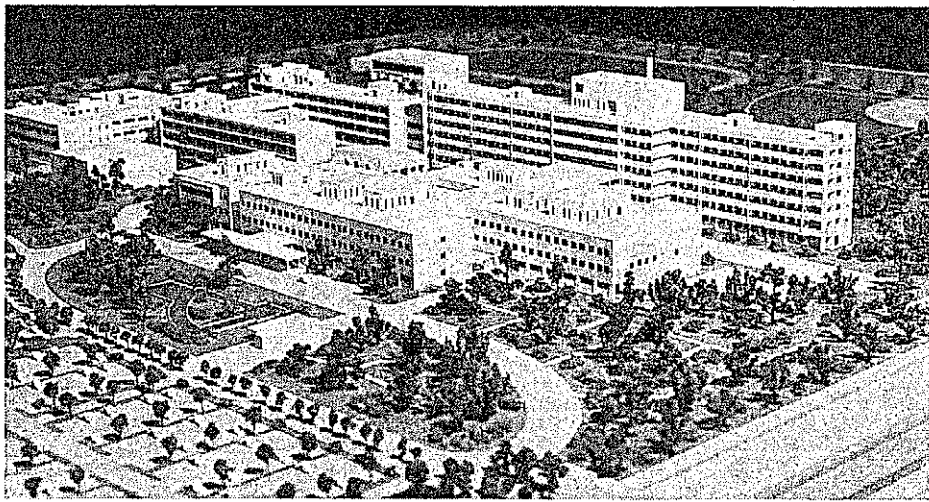
年八月、国立医学教育機関創設準備室が佐大におかれ、当初は五十二年四月開講の見込みのもとに、四十九年十二月大学用地造成工事に着手、五十一年三月工事着工の計画がたてられた。

四十九年十二月、時を同じくして医大関連の教育病院としての県立病

院好生館は全面改築の必要に迫られ、県は五十二年十一月完成予定で直ちに工事を着手した。

五十年八月、県に国立医科大学設立準備室が設置され、十月文部省調査団の現地調査があつて、五十一年十月開学、五十三年四月学受入れが決定した。

五十一年三月、設置の促進、施設および設備の整備を協力するため、財団法人国立佐賀医科大学設置協力が募金目標四億円が発足した。その後、大学は



国立佐賀医科大学の完成予想図



五十二年三月校舍講義棟、六月基礎実習棟、さらに十二月には基礎臨床研究棟を着工し、五十三年三月国立一期校としての大学入試も終え、当初計画より一年延長されて五十三年四月開講された。

なお、佐賀医科大学は、入学定員一〇〇人（収容定員六〇〇人）、教官一八〇人とされ、また、附属病院は、診療科一八科、病床数六〇〇床で五十六年十月開院される予定であり、本県の医療水準の向上に果たす役割が期待されている。

(注) 医科大学誘致の背景は、第十一章衛生に詳述

### 三 奨学事業

教育扶助と 奨学事業の内容は、育英、扶助、奨励の三事業に分けられ、就学奨励 れる。

日本育英会法、母子福祉資金の貸し付けに関する法律に基づく修学のための資金が、貸し付け、貸与であって、その対象が主として高等学校以上であるのに対し、教育扶助は生活保護法に基づき、その対象を義務教育に限り、しかもそれは貸し付け、貸与でなく支給されるものである。

就学奨励は、就学援助法（略称）に基づき、小学校、中学校での教育の機会均等を確保するため、経済的理由で就学困難な児童、生徒に就学奨励を行う地方公共団体に対し、国が学用品、通学費、修学旅行費、寄宿舎居住費の補助を行うことになっている。

(注) 就学奨励は、八四八頁に記述

奨学資金と 義務教育以上の高等教育において、優秀な天性の能力を育英事業 有する生徒で、しかも経済的な事情のためにその能力を

伸ばし難い環境にあるものを援助育成して、能力開発する事業が奨学事業であり、育英事業と呼ばれている。

日本育英会法（昭和十九年二月十七日）は、人材育成の観点から、国家的な育英奨学事業を行い、政府は日本育英会に必要な資金を貸し付け、また事業に要する経費を補助している。

日本育英会は、高等学校の生徒と大学、大学院、高等専門学校の学生に対し、一般貸与または特別貸与による奨学金を貸与している。特別貸与は特に優秀な生徒で、経済的理由で著しく修学困難な者に特別高額の奨学金を貸与し、その返還にも一部を免除するものとして進学を保障している。

県内の日本育英会の奨学実績は、年間貸与一般三〇〇人、特別貸与四五〇人平均となっている。

県の奨学事業 大正五年十一月本県東部を中心に陸軍特別大演習が行われ、大正天皇が行幸になりその折の御下賜金一、五〇〇円を元資金として、同年十二月二十八日県令第五五号で、「大正五年行幸記念佐賀県奨学資金」を設置した。そして資金より生ずる収入は、これを県内の中等以上の教育奨励費に充てることにして、ここらいう教育奨励は、中等学校首席卒業者に記念時計またはすずり箱等を賞与して篤学を奨励したもので、いまの貸与資金とは異なった。この資金は、終戦直後の物価変動とともに残金との関係から、これを教育奨励の項目に繰り入れて終わった。

その後、三十六年三月に、県育英資金貸与条例を制定した。この条例は、向学心に富み、有能な素質を有する学生または生徒であって、経済的理由によって修学が困難な者に対し資金を貸与して、将来有為の人材

佐賀県育英資金貸付状況

単位：千円

年 度	36年度		40年度		45年度		50年度	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
高 校	25	450	40	720	42	874	125	5,196
大 学	10	750	20	1,584	32	2,640	42	4,368

日本育英会貸与状況

単位：千円

高 校	633	19,412	621	38,499	728	53,170	854	90,092
-----	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------

を育成することを目的とした。資金の貸与を受けるものの条件は、大学、高等専門学校、高等学校に在学する者で、

- 一 県内居住者の子弟であること
- 二 心身が健全で、学力がすぐれていること
- 三 学資の支弁が困難であること

の三条件である。

貸与額は、三十六年度以降数次の改訂が行われている。

育英資金の返還は、卒業後一年を経過したときから一五年以内に年賦または月賦で返還することとされ、また、返還猶予や、育英学生の卒業成績が特に優秀であったときは、育英資金の一部の返還を免除することも規定した。

佐賀育英会 佐賀育英会は、旧佐賀と松濤学舎 藩領内の各種の育英会を統合して、大正十年四月二日設立認可を受けて設置された財団法人である。

そして、佐賀出身の在京学生の修学を助けるために、東京都渋谷区に一、

二八八坪の土地を購入して、建て坪三四二坪の二階建て三八室を有する寮を建設した。名づけて「松濤学舎」とした。

当時、学舎敷地の内も外も、高くそびえた松が多く、閑静で、通学の便もよかった。選考されて入寮したものからは、わずかの寮費を徴収して勉学を助長し、卒業後退舎しても何の義務もなかった。

昭和二十年五月二十六日の東京空襲で無惨にも焼失したので、同区内の鍋島家の職員寮に移転した。そして焼跡の地所と、松濤町所在の鍋島家所有地五七二・五五坪と同所にあった古い木造の小家屋とを交換して、小規模ながらもできるだけの育英事業をつづけた。

その後、戦後の多難な時代のなかにあつて資金難に襲われ、古家の学舎経営も窮境に落ちたが、田中鉄三郎理事長は二十六年十一月佐賀育英会東京寄宿舎設立委員会を設け、建築の企画と資金募集に着手した。

理事長自らも私費を投じ、全国の佐賀県出身者の浄財で一、四〇〇万円の調達を得て、二十九年六月、二階建て二棟に付属建物を加えて、建て坪二三六・三二坪が完工した。その後建て増しをほかり総建て坪三一六・三二坪、七二人の収容力を持つに至った。

四十六年九月、一部古材使用の松濤学舎も年とともに、老朽化したため、売り払い、小金井市に敷地四、一三二㎡、鉄筋コンクリート三階建て、総工費二億七、四八〇万円を投じ、五九人収容の一人部屋と二人部屋が建設された。

久敬社塾 財団法人久敬社は、旧唐津藩主小笠原家を中心に在郷県人の懇親と向上を目的として、明治十一年東京小笠原邸で発会したもので、同十九年十一月、県出身の在京修学者の便をはかって小石川表町に小笠原家の提供で寄宿舎を開いた。同二十一年新築して収容力の増大を

はかり、同四十三年財団法人「久敬社」とした。郷里出身学生の指導助言と、同郷人のクラブを目的としたところに、久敬社の特色がある。

昭和十年一月東京都の道路計画のため、敷地を譲渡し一時閉鎖したが、十六年一月西大久保に着工し翌年完工して再開した。

幸いに戦災は免れたが、長年月を経て老朽化し、また、同所が都市計画に入ったこともあって売り払い、四十年十月神奈川県川崎市に土地を購入し着工、翌四十一年三月完工移転して現在に至っている。

## 六 私立学校

### (一) 私学三法と本県の私学

私立学校は、国立や公立ではできない独自の校風と伝統とをその誇りとして、県民子弟の教育を果たしてきた。それは、通学区域のない自主選択、伝統の一貫教育、男女別学、宗教教育、技術教育、道徳教育、スポーツ振興等それぞれの特長を発揮して公教育を担当し、本県教育の振興に大きな役割を果たしてきた。

学制改革前までは、小・中・高女・大学の各学校令が適用され、該当規定のない部分は私立学校令が補充的に適用されていて、監督庁の権限が大きくはたらいっていた。新学制によって、私立学校の公共性を大きく認め、認可制などを廃して届け出制を採用するなど、監督庁の権限が大幅に縮小されて、私立学校が自主的運営で発展する道が開かれた。

二十四年十二月の私立学校法、二十七年三月の私立学校振興会法、二十八年八月の私立学校教職員共済組合法、いわゆる私学三法の制定で、

県内の私立学校

昭和22年10月現在

種別	学校名	所在地
幼稚園 (7)	新道幼稚園	佐賀市
	精々	唐津市
	西唐津	唐津市
	伊万里	伊万里町
	弥栄	白石町
小学校 (2)	新屋敷炭鉱	木野村
	嬉野	嬉野村
新制中学校 (1)	貝島炭鉱岩屋	名護屋村
中等学校 (4)	海の星学園	名護屋村
	竜谷中学校	佐賀市
	佐賀旭高等女学校	佐賀市
	清和	神埼町
	神陽高等実践女学校	神埼町

資料：佐賀県年鑑など

注：各種学校を除く

私立学校の助成と振興と福祉がはかられた。私立学校法は、自主性と公共性の協調確立であり、また、国や地方公共団体からの保護助成を規定したものである。私立学校振興会法は、学校の拡張や学部の振興のための補助、収益事業外は非課税とする税の減免等をはかったものであった。しかし、三十八年からの高校、四十一年からの大学の学生生徒の急増後、四十四年からは生徒数の減少傾向が続き、私立学校の経営は悪化をたどるようになった。そこで、国は私立学校へ経常費補助の途を開くため、四十五年五月私立学校振興会法を発展解消させて、日本私学振興

財団法を制定し、私立学校経営の安定機関とした。

そのほか、二十六年の産業教育振興法制定後は、産業教育のための実験実習の設備補助を二十七年から、同施設補助は二十九年から実施され、二十八年制定の理科教育振興法に基づく、理科教育設備整備費補助も三十一年度から実施された。また、三十九年度から始まった幼稚園教育振興七年計画実施でも教材教具ほか設備整備費の補助をはじめ、四十二年からは施設費にも及んだ。

本県では、二十五年四月十日、県私立学校審議会規程を定め、知事の諮問機関として審議会を設置した。

二十九年四月には、県私立学校教育助成条例を制定し、県内の私立学校に対して、三十一年度から施設設備補助を実施したのをはじめ、三十六年度から高等学校急増特別補助、さらに三十九年度からは高等学校の運営費に対する補助をそれぞれ実施して私学助成の充実をはかってきた。ことに、運営費に対する補助は、私学教育の充実と父母負担の軽減をはかる目的で実施したが、四十五年度からは学校法人立幼稚園にも拡大され、五十年には、高等学校運営費に四億円、幼稚園に六、八〇〇万円の補助を行った。

## (二) 海の星学園と神陽学館

**海の星学園** 海の星学園は、正しくは学校法人カトリック学園と称すべきであって、プロテスタント、つまり新教に対して旧教と呼ばれるカトリックの教義を基調としている。同学園は教育基本法および学校教育法に従い、二十一年九月二十六日認可された。海の星小学校と、二十二年四月一日認可の海の星中学校を、それぞれ「隠れ切支丹」、またカ

トリックの島で有名な、東松浦郡名護屋村（鎮西町）の馬渡島に開設した。そして学園の事務所を福岡市におき、カトリック福岡教区長を理事長とした。当初はアメリカの手厚い援助のもとに、馬渡小学校のキリスト教関係の児童生徒はすべて転入学し、学校経営も安定していた。しかし、その後一〇年の歳月を重ね、島の人口も次第に減ってついに廃校のやむなきに至った。

三十一年三月一日、海の星学園の理事会は、学校法人経営の海の星中学校および海の星小学校の廃止とその善後策を協議し、三十二年限りで中学校、三十三年限りで小学校を廃校することを議決した。そして廃校後の児童生徒はそれぞれ馬渡小・中学校に転校編入させた。

海の星中学校廃校後の校舎は、同小学校で使用することとし、同小学校廃止後の校地校舎は赤字がある場合はその返済のために処分し、残りは宗教学区に譲渡すことになって、机・腰掛など必要な校具は馬渡小・中学校に無償で譲渡された。

**神陽学館と 神陽学**  
**神陽女学校 館は明**  
治三十九年五月、神埼町および有志家の発起



海の星学園と奉仕作業をする父兄  
(馬渡島カトリック教会提供)

で開館したもので、当時、高等小学校二年卒業者（中学校二年修了）で、中等学校に入学できない者の便宜をはかった予備校的性格が強く、実業学校や師範学校志願者が実力養成を期して入学した。当館二年修了者は、竜谷中学校第三学年に編入試験受験の資格を与えられていた。

神陽学館は、神埼町二丁目の道沿いにあった。学館にひきつづいて明治四十一年四月、神陽女学校を創設し、本科、専修科各二年制とした。のち青年学校令によって神陽高等実践女学校と改称し、商業科を併置した。

学制改革に当たって、当時、県下四私立中等学校の改革がどう進められるかが話題になっていたが、二十三年三月末日、神陽高等実践女学校は廃校となり、四二年間の市民教育にささげた私学の幕を降ろした。校舎は神埼町が譲り受け、神埼町立神崎中学校が小学校の仮校舎から引越した。

### (三) 私立高等学校

学制改革に際してその成り行きを見守られた竜谷中学校と清和・旭の二高等女学校は、いずれも新制高等学校に昇格した。改革実施前の各校の構想の動きは、当時の地元新聞によれば、次のようであった。

竜谷中学校は文科系の高校に昇格させ宗教教育に力を入れるが、学校設備、教師の陣容が比較的とのっているので高校昇格間違いないとみて、具体的な昇格方策はたてなかった。

清和高女では、昇格はまず校舎からということで神野町に約八、〇〇〇坪の敷地に一棟三八〇坪の校舎を新築するため、父兄会や同窓会に呼びかけ資金調達に乗り出した。

旭高女では、篤志家の大口寄付が集まっていたので、昇格資金は父兄会に仰がず学校自体でバザー等を開いた。昇格プランは翌年度から裁縫家事など家政専門の高校とする意向で、新しくシンジキなど設備を充実させ、教師の陣容も整えるというのが、当時の状況であった。

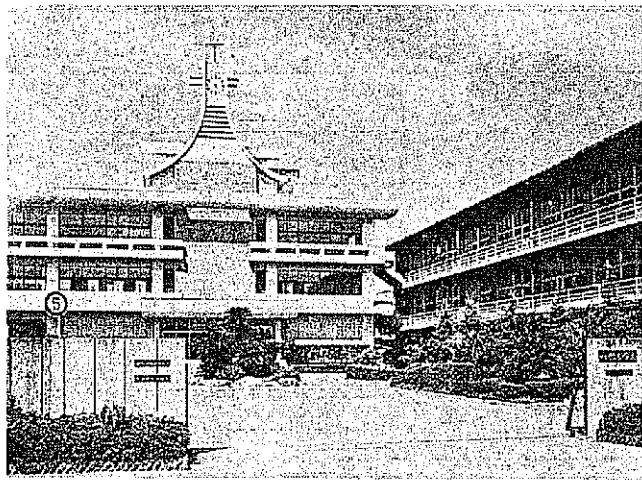
竜谷中学は、大学に進学するための普通科四学級と同校の特色を生かした宗教科、法経科の中に新聞科（仮称）を設けようとの意向もあり、教授陣充実のため九大から講師を迎えるという計画もあった。

清和高女では、大学設置の計画を研究中で、部門は職業科（農・工・商・家庭）と普通科に分れ、予算二〇〇万円で新校舎を佐賀市三溝に建てる計画であった。

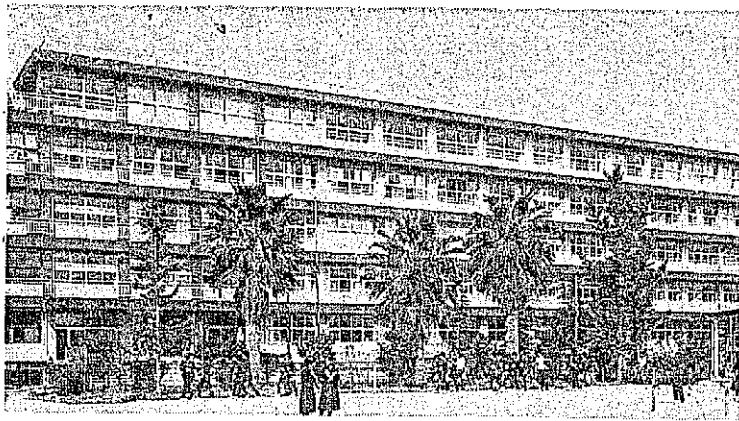
旭高女は、普通科は設けず、商業科三学級、家政科三学級の二科のみ設置し、女子実業教育を行う職業学校的な動きが注目された。

こうして二十三年四月、佐賀市内の三私立高校は予定通り開校した。

竜谷高校は、明治十一年浄土真宗西本願寺派が設立した「振風教校」に発し、仏教主義による全人教育に特色を生かした



竜谷高等学校



清和高等学校

高校で、全日制普通科をおいた。二十五年に学校法人竜谷学園認可、三十六年四月女子部を増設し同六月に女子部校舎の完工をみた。二学年から進学・就職コースに分け、就職コースには商業科をおいている。

清和高校は明治四十四年私立実科女学校として創設したもので、以来「明」の教育理念一筋に和顔愛語をモットーとし、週一時間の礼法を正科として情操教育を行っている。二十六年三月学校法人佐賀清和学園となり、普通科のほか四十三年に専攻科を設置し、九月新校舎が完成、四十四年被服科・食物科を設置、四十五年商業科設置、五十年四月県民や

医師会の要請で衛生看護科を新設するなど、私立学校としての特色を発揮している。

旭高校は、明治三十年四月家塾として発足し、大正十二年佐賀裁縫女学校として認可された。昭和二十一年三月財団法人佐賀旭高等女学校と改称し、学制改革で私立旭高等学校となった。二十六年四月学校法人佐賀旭学園となり、被服科を家政科に変更し、衛生看護科・家政専攻科を増設した。三十二年普通科を増設、四十一年旭学園佐賀女子高等学校と改称し、同時に県

立小城高校多久分校跡に多久校舎（家政・商業・普通の三科）を開設、さらに四十二年武雄市に武雄校舎（家政・商業・衛生看護の三科）を開設した。

四十三年武雄校舎が新築完工し、同年佐賀校舎に保育科と食物科を増設し、続いて四十五年衛生看護専攻科、四十九年家政科を服飾デザイン科に変更して時代の要請に応じ、また音楽科とインテリア科（製図・設計・レタリング・室内計画）を増設するなど、精力的に幅広い経営に取り組んでいる。

新学制施行後に創設された私立高校に、次の三校がある。

佐賀学園高校は、三十三年私立佐賀実業高校として商業科で発足し、三十七年には他校にさきがけて自動車教育を実施した。四十五年には普通科、四十七年情報処理科をそれぞれ増設し、四十八年学校法人佐賀学園高校と改称した。

教科の理念として「人間の素質には無限の可能性がある」を信条とし、その教育手段も実践主義がとられている。

佐賀中央工業高校は、三十年四月佐賀高等無線電信学校として、社会の進展に伴う中堅技術者の育成によって、将来の日本の繁栄を支えることを目標として発足した。三十五年学校法人佐賀電波学園となり、三十七年佐賀電波工業高校の設立認可を受けて、神野町から現在地に移転し、同時に電子科を新設した。

四十一年電気科と建築科を増設し、四十二年佐賀中央工業高校と改称して自動車科を設置した。さらに四十四年航空機関科、四十五年航空機関専攻科を増設したが、四十六年に前者を航空科、後者を航空専攻科と改めた。

なお、四十八年に土木科を増設し、県内唯一の工業系の私立学校としての特色を發揮している。

伊万里学園高校は、これまで述べた私立五校がいずれも佐賀市内に所在しているのに対して、伊万里市に創設された。伊万里地区では女子中等普通教育の学校不足が嘆ぜられていたので、これにこたえて浄土真宗本願寺派佐賀教区松浦組が中心となって、三十九年四月宗門関係の学校法人伊万里学園伊万里女子高校として発足した。

四十三年に伊万里学園高校と改称し、同時に男子の志願者も募集して男女共学を実施した。宗門関係の学園だけに、仏教精神による心の教育に根幹をおき、個性の伸長を目指している。

普通科（特別進学・普通・商業・家政の四コース）のほか、四十九年から、地元に進出している造船企業の背景と地の理から造船科を増設した。

#### 四 私立大学

西九州大学 県内唯一の四年制私立大学である。四十二年八月学校法人永原学園が、神埼町の日の隈山に連なる丘陵上に、四年制大学設立の構想を練り、四十三年一月三十日文部大臣の認可をうけ、四月二十三日家政大学として入学式を挙行し、五月二十五日開学式を行った。

面積六万㎡の校地を造成し、五、九〇〇㎡の校舎に実験実習室、図書館、研究室、学生大ホール等の施設設備のもとに、研究と学生生活の充実を期して開学した。

家政学をあらゆる学問の基礎としてとらえ、家政学を振興することに よって、生き生きとした人間像を育成し、社会の一員として世に送り出

すという教育理念をもった大学である。

鉄筋四階建ての中央棟のほか三階建て二棟があり、家政学科一〇〇人、家政学専攻五〇人、管理栄養士専攻五〇人、計二〇〇人の学生が、スクールバスを利用して高台の学舎に通学し、一般教育、外国語、保健体育、専門教育の各科目に取り組んでいる。

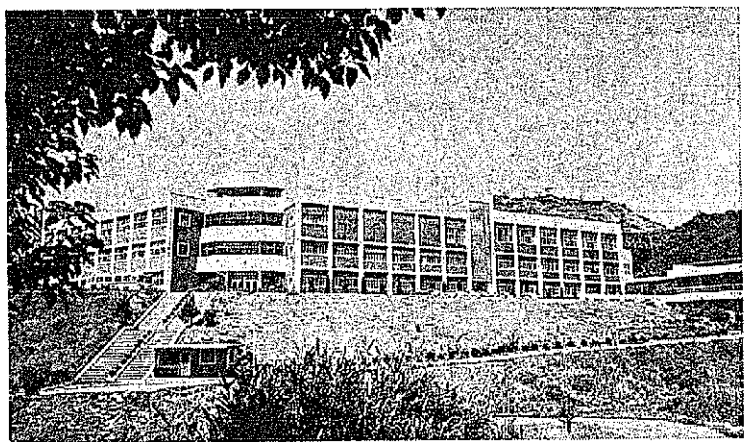
この大学は家政学部には珍しく男女共学である。

開学から七年目の四十九年四月、社会福祉学科を増設して社会福祉と児童福祉の二コースとし、同年六月、西九州大学と改称した。

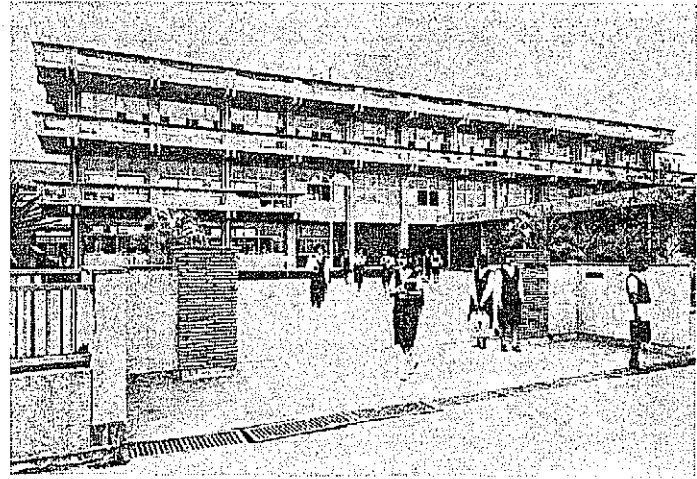
佐賀短期大学 戦後間もない、二十一年九月、佐賀栄養専門学校が創設され、二十九年二月学校法人永原学園を組織し、その後、同学園は大きく発展し、三十三年三月には佐賀保育専門学校を設立した。

そして三十八年四月十日佐賀短期大学を開学して食物栄養科をおき、翌三十九年には被服科、四十年には保育科を増設した。

被服科外の二科は同学園が経営する栄養専門学校と保育専門学校とを



西九州大学



佐賀女子短期大学

発展的に解消し統合した。

四十一年佐賀市神野町に鉄筋三階建ての新校舎の完工をみ、四十二年専攻科被服専攻を増設し、また、付属三光幼稚園を開設して保育科の将来に備えた。この保育科だけが女子の専修で、ほかの三科は男女共学を実施している。

佐賀女子短期大学  
旭学園佐賀女子高校

の姉妹校で、四十一年四月家政科において開学した。

四十二年児童教育科を増設し、四十三年に家政科を食物学専攻と家政専攻に分離し、多久市に付属施設ひしのみ幼稚園を開設した。次いで四十四年には、佐賀市にも付属ふたば幼稚園を開設した。

また、四十四年に呼称変更した児童教育学科を、四十七年に初等教育専攻および幼児教育専攻に分離した。

竜谷短期大学 二十七年五月竜谷学園の創立にかかるもので、仏教科を設置した。次いで二十九年国文科を増設し、三十年には佐賀竜谷幼稚園教員養成所を開設して、幼稚園教育に対処した。しかし、三十七年に

保育科を増設したため、幼稚園教員養成所を廃止した。四十一年三月鉄筋三階建ての校舎が完工し、四十二年に保育科に応ずる付属幼稚園を開設した。

#### (四) 各種学校

各種学校の定義ともいうべきものは、学校教育法の第一条に掲げられた小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校および幼稚園以外のもので、しかも修業年限、授業時間数、教育を受ける者の数において、一定の基準のもとに学校教育に類する教育を行うものである。

各種学校は、学校教育法に基づくもので、二十四年八月、県洋裁学校協会が設立され、二十八年八月には社団法人県私立各種学校振興会の設立をみた。

当時は八七校の設置者または校長を会員とし、事務所を一時は県庁地方課においたが、現在は佐賀高等予備校においている。

各種学校の種類の変遷をみると、二十八年四月国立嬉野病院付属高等看護学院開設に次いで、三十二年十月県立病院好生館に看護学院を設置して以来、各種医師会の看護学院の開設が時代の要請を反映して隆盛となり、終戦後の洋裁学院ブームに代わっていった。

本県の五十年末現在の設立状況は六七校で、うち、和洋裁三〇、医療一〇、編物六、その他二一となっている。



## 七 社会教育

### (一) 社会教育課の復活

社会教育は、戦前からの実業補習学校を中心に実施された。もともと社会教育は大正十五年から公民学校、昭和十年からは青年学校へと引き継がれて、学務課の所管であった。

昭和十五年四月、県学務部内に社会教育課が新設されて、翼賛体制下の県民の教化事務に当たった。しかし、十六年十二月太平洋戦争爆发



新日本建設運動用ポスター (多久市立図書館蔵)

による戦時体制の強化に伴い、翌十七年七月には機構の縮小改革で廃止され、内務部教育課が所管となった。

終戦直後の二十年九月、

文部省は「新日本建設ノ教育方針」を発表したなかで、社会教育に関して、国民道義の高揚と国民教養の向上が新日本建設の根底をなすものであること、成人教育その他社会教育の全般にわたってその振興をはか

る、国民文化の興隆を進める、統制によらない自発的青少年団体を育成することなどを訴えた。

翌十月、文部省内に社会教育局を復活させ、次いで十一月、社会教育局長通牒で、都道府県に社会教育協会を設置して、これまでの思想指導委員会のような組織を廃止するよう指示した。同時に大臣訓令および次官の依命通牒で「社会教育振興ニ関スル件」、「一般壮年層ニ対スル社会教育実施要領ニ関スル件」、「婦人教養施設ノ育成強化ニ関スル件」などを相次いで発し、終戦直後の混乱を防ぐよう努力した。

次官通牒のおもな点は、都道府県社会教育専管課の設置、青少年や婦人団体などの育成、学校施設の開放と教職員の協力、社会教育団体の活動促進、図書館・博物館等の整備と増設、各種講座の開設など、戦後施策の基本的な方向が示された。

これら戦後の社会教育施策の背後で、その推進力となったものは総司令部 (GHQ) の民間情報教育局 (CIE) であり、このもとで、地方軍政部 (二十四年七月一日民事部と改称) が、民主化の早急実現を期して指示巡回に協力した。

また、アメリカ教育使節団の報告書でも、社会教育に関しては、民主化推進の上から成人教育の重要性を指摘し、具体的には、行政の民主化、指導者および図書館等の充実、PTAの奨励、大学などの開放等を勧告し、また討議や協議の重視等、方法上の改革をも示唆した。先に挙げた社会教育協会や、二十一年五月文部省および都道府県、市町村に社会教育委員制度が設けられるようになったのも、社会教育行政の民主化のための措置であった。

こうしたなかで、文部省は二十一年七月「公民館設置運営の要綱」と

婦人教養施設「母親学級」の委嘱を通達し、同年八月には社会体育の普及奨励について通達するとともに、「社会体育実施の参考」を配布した。そして十一月には、国民の復興意欲を盛り上げる意味から、第一回国民体育大会が京都を中心に阪神方面で開催された。

二十一年十一月十八日、県は教育民生部を設置するとともに、教学課を学務課と改称し、新たに社会教育課を新設して機構を強化した。

### (二) 社会教育機構の整備

県の社会教育協会の設立は、社会教育課の復活設置より早い二十一年七月のことであった。会員募集と会費の拠出、市町村の寄付金募集を始めて、協会の活動資金造成に着手した。個人の加入は一口年一〇円、青年団・婦人会の団体は二〇二〇円とし、一般は一戸五〇銭として七月末日を限った。協会に対する文部省の補助金は八、〇〇〇円、県の助成金は五、〇〇〇円で、募集当時の予算は、七万五、四二〇円であった。

協会の事務所は当時、県の教学課におかれていた。

本県では、社会教育協会と同時に、社会教育行政にひろく各方面の良識と経験を反映させ、民間と行政との緊密な連携をはかるため、社会教育委員を設置することになった。県にはすでに戦前の昭和七年九月、各市町村に社会教育委員を設置し社会教育の振興に当たってきたが、これを一応解散して、今後は新しく設置することになった。選出は、二十一年五月文部省が示した「社会教育委員規程」に準拠することになって、県二〇人、市町村五、二〇人、任期二年、名誉職として無報酬、市町村長の意見を聞いて知事が委嘱した。

県は社会教育のための集会場として、大正十三年一月、現在の和町川

上の春日山に会館を建設し、「春日山道場」と呼んで戦時中は国民精神作興のための修練場としていたが、昭和二十二年三月七日春日山公民クラブと改称し、宿泊設備を整えた。さらに三十一年四月

からは社会教育会館と名称を変更した。その後、四十二年八月六、四九〇万円を投じて全面改築し、県青年の家を設置した。

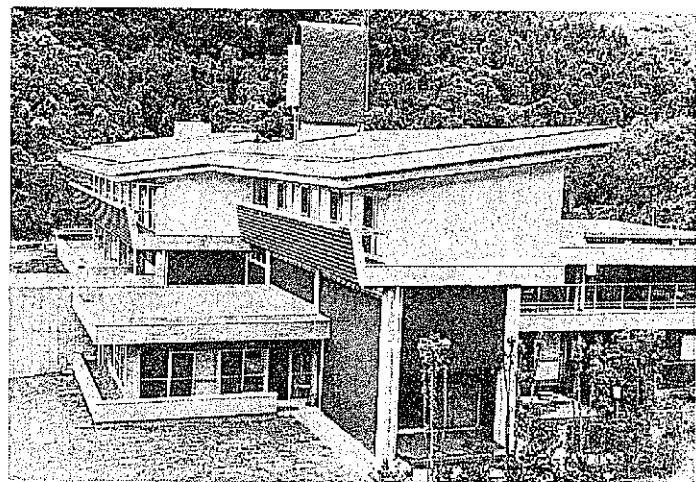
二十三年三月十日、社会教育の中心となる公民

館の重要性から市町村公民館の普及発達をはかり、県内の文化活動を強化することによって、県民の教養を高め文化と産業を振興し、県勢の発展に寄与するため、県中央公民館を佐賀市松原町の県図書館に設置した。

そして業務執行のために総務、文化、民生、図書の一部をおいたが、図書部の業務はこれまでの図書館を吸収したような形となって、相互の歯車がかみ合わないという運営面の難点も生じた。

これから三年後の二十六年三月七日、中央公民館は、科学、芸術その他県内の文化活動を強化促進するため、県文化館となった。

また、同年十二月制定の博物館法によって博物館相当施設となった



県青年の家（昭和42年8月新築）

が、これから以後のことについては、別項の博物館に譲ることとする。

### (三) 公民館と社会教育

昭和三十年十二月十六日、衆議院議員選挙法が改正されて、選挙年齢は二十五歳から満二十歳に繰り下がり、婦人の参政権が確立した。

総選挙を前に選挙法改正に伴う公民教育、政治教育の必要に迫られた。県は十二月二十日から二十五日まで一郡一か所で、「公民教育講師講習会」、別名、政治教育指導者講習会を開き、これが市町村内末端部落への伝達を十二月末日までに終わるよう早急に指示した。

こうして社会教育の重要緊急な施策が動きはじめた頃、二十一年五月、教育刷新委員会は、「社会教育振興方策について」を建議した。

建議内容は、①社会教育費の増大、②社会教育関係の立法の必要、③公民館の設置、運営、機能について、④学校開放、⑤社会教育関係団体の性格、運営、の五項目にわたっていた。

この建議が生かされて、二十四年六月十日社会教育法が制定をみた。これは、日本ではじめて社会教育行政に法的根拠を与えたものであった。そして、図書館、博物館は、社会教育のための機関とすることだけを明記して、それぞれ単独法によることとした。二十五年四月、図書館法、同五月文化財保護法、二十六年十二月博物館法、二十八年八月青年学級振興法、三十六年六月スポーツ振興法と制定されたのも、社会教育の趣旨に基づいたものである。

公民館の設置については、二十一年七月、文部次官名で「公民館設置運営について」を通牒し、同時に解説書「公民館設置運営のしをり」を添えて、全国市町村に配布した。



公民館設立を急げと説く 佐賀軍政部バーツ (昭和22年 5月 8日 佐賀新聞)

新生公民館は、社会教育活動の中心をなすもので、社会教育の根本が住民の自発的学習の基盤をつくることであり、自主的に学習できる環境を整備することにある点から、その存在が大きく浮かびあがった。

これを受けた本県では、同九月四日内務部長名で「……青年学校の運営と併行して適切な公民館を設置せらるるよう」依命通牒した。次いで同十二月十日、県社会教育協会会長名(知事)と民政部長名で、県下二三市町村を公民館設置の指定市町村として委嘱して、設置を急いだ。

二十二年四月、「新憲法公布記念公民館設置奨励運動」を起こし、公民館建設に一、一〇〇円〜二、一〇〇円を補助する等の助成措置をとった。

また、県はこれとは別に一市町村五〇〇円を助成して、新憲法精神普及講座の特別助成金にするとともに、未設置市町村の公民館設置と、各種成人講座の開設や育成に努めた。

次いで五月、文部省・県共催の社会教育研究会を開き、六月には郡市別社会教育研究会秋期開催(二日間)の計画を発表して、憲法普及と公民館設置の推進をはかった。

戦後の多難な時期に、一般大衆は「憲法より食糧を」と叫ぶ声が強く、憲法普及も成人講座も振り向くものは少なくて、社会教育の担当者

は人集めに苦勞した。二十二年九月、県は市町村別に、一般大衆への公民館の理解と設置運営指導のため、公民館講座を開いた。国際問題、公民館、父母と先生の会、道義問題等が当時の講座内容であった。また、県は公民館運営指導の一環として、県下全市町村に、二十二年度は両級学級、二十三年度は社会学級の講座を開設した。

これに合わせて、市町村間の社会教育の横の連絡をはかるため、広報紙「社会教育通信さが」を二十三年三月一日付で発行して、月刊とした。混乱の中から立ち上がる日本の社会教育は、独創的な公民館という社会教育施設と、はじめて立法化された社会教育法を軸として出発した。県は公民館理解の一助として

- 一 今日の日 明日の村 (昭和二十五年七月)
- 二 公民館運営事例集 (昭和二十六年二月)
- 三 公民館の運営について (昭和二十七年十二月)
- 四 モデル分館概況報告集 (昭和二十八年三月)
- 五 本県公民館の現況 (昭和二十八年五月)

等の実践記録を発刊した。

公民館設置が県下の九〇%に達した二十五年十二月、県・市郡に公民館連絡協議会を結成して公民館未設置市町村の解消に乗り出し、その結果、二十六年の公民館一〇〇%設置は、福島、石川に次ぎ第三位であった。

公民館が新設されるたびに記念講座を開設して公民館活動の認識を高め、普及率は高まった。なかでも、二十二年九月佐賀市で開いた「市民学校」、二十四年二月、同会場での「成人講座」など、市民の足をひきつけ、理解を高めた。このような機運に動かされて、中学校建設に当たり財源難に苦しんでいた佐賀市の地区公民館の設置も、二十六年度に達成

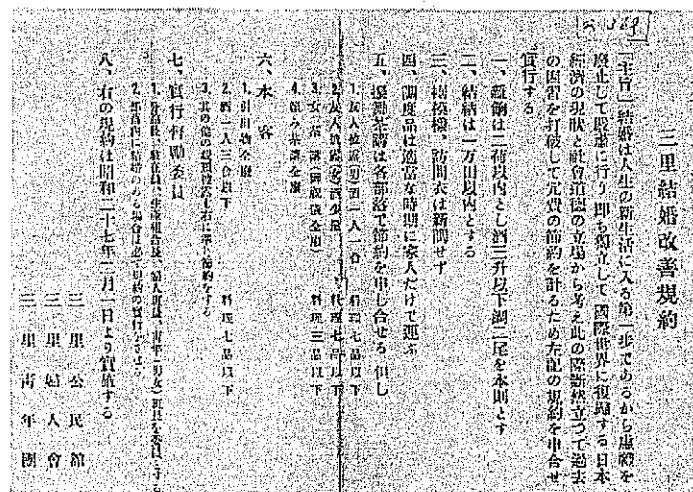
した。二十六年十一月には、「全市町村設置記念」と銘打って県下公民館大会を開いた。

二十九年四月、県教委では町村合併で誕生した新市町村に対し、中央公民館の建設を勧告した。二十九年度武雄市をはじめ、三十五年度鳥

- 野町、四十一年度佐賀市、四十六年度鹿島市、四十七年度北茂安町、白石町、川副町、四十八年度浜玉町、有田町と続いて、各市町村の近代的中央公民館が建設された。これにつれて全部落公民館の改築新築も一〇〇%の域に達した。

施設の進展とともに、公民館運動も活発となって、三十八年六月佐賀市に開設した老人学級「弥栄大学」は、現在の高齢者学級の草分けとなった。三十九年七月には佐賀大学教授陣を総動員して小城町を中心に、「小城農業大学」が開講した。四十七年六月牛津町に発したオアシス

(お早う・有難う 失礼 すみません) 運動の展開、四十八年十一月オイル・ショックの際に県が提唱した「物を大切にす運動」も公民館の



公民館活動の一環としての結婚改善規約 (昭和27年 三里公民館)

新生活運動の力強さを示したものであった。

五十一年の若楠団体が、部落公民館の協同炊事による民宿によって、外には県外遠来の選手団との友情を深め、内には県民のスポーツ振興の理解を高めた。これは、公民館の社会教育活動の背景と、部落公民館という末端の基礎的な社会的施設との一体化によるもので、住民に公民館活動の価値を改めて認識させた。

#### 四 社会教育関係機関と団体

社会教育関係の機関として社会教育委員、社会教育協会、公民館連絡協議会については、それぞれの関係項目で述べたので、ここでは視聴覚関係を採りあげることとする。

視聴覚教 二十三年一月、進駐軍によるアメリカ教育映画機器の貸与育の振興があつたが、これはアメリカの宣伝紹介ばかりではなかつた。貸与されたものはナトコ映写機一五台、ベル映写機二台、ベスニール幻灯機二台、レコードプレイヤー一台、CIE（民間情報教育局）フィルム四五〇本、展示資料五〇組であつた。県はこれを、県本部、ライブラリー（フィルム図書館）と二市八郡に分け、フィルムと展示資料はライブラリーに確保して、巡回貸し出しを行った。

はじめは、各市郡に嘱託技術員を駐在させて担当郡内を巡回させたが、技術員養成が進むにつれ、二十七年から専任視聴覚教育係二人を各郡教育事務所配置した。二十五年九月、県視聴覚教育審議会を設置した。委員には視聴覚教育に関係ある官公吏、県会議員、市町村長、学校長、各種団体の長、視聴覚教育に関し学識経験ある者三〇人を選び、県教委が委嘱した。各市郡ごとに地方部会もおき、審議会の事務局とライ

ブラリーは県社会教育課内においた。

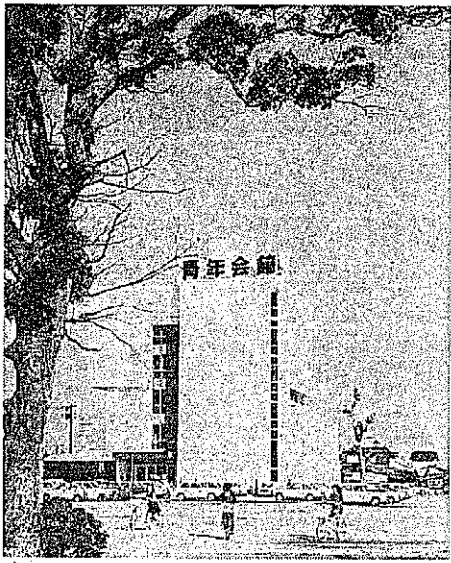
この視聴覚教育審議会と前後して、同年八月視聴覚教育の振興を目指して、県視聴覚振興会を結成した。これは各市郡別にも結成されて、各市町村を構成組織単位としたので、視聴覚教育の機材整備と活動が著しく進展した。二十七年一月三十一日には、県視聴覚教育大会が県青年会館で開かれた。この教育大会の決議で、全市町村に映写機を設置することを採択した。このころになると、貸与品のナトコ映写機の巡回または貸し出しのみに頼っては不充分として、市町村自体で国産の機材購入がみられるようになり、国産一六ミリ発声映写機が各市郡に整備された。

こうした状況の中で、二十六年度の全九州放送教育研究大会は、唐津市が開催地を担当した。

放送施設も年ごとに進み、三十一年三月佐賀市で初めてテレビ受像がされ、七月には佐賀駅待合室でテレビサービスが行われ、東京・大阪に次ぐ九州では初の施設になるなど、放送機器の発達をみるようになった。

青年団活動 終戦後復員した青年団員の増加で、青年団はいち早く再編成に取り組んだ。県下一二一の地域青年団は、二十一年十一月県連合青年団を結成し、翌十二月佐賀市城内武徳殿の一角に事務局を開設した。ところが、当時占領軍軍政部の方針に対し、「連合」については戦時中の全体主義に通ずるものと誤解されるおそれがあつたが、敗戦後の日本を救うという青年の使命感を自覚した団体の連合体として、あえて連合の文字を崩さなかつた。食糧欠乏時の佐賀市青年団と農村青年団が連携して野菜供出運動を展開し、市内の野菜不足の緩和に努めた事例等はこの使命感の現われであつた。

こうして立ち上がった連合青年団は、翌二十二年一月、機関誌「若い



県青年会館 昭和49年新築移転

つて建設された。その後、この会館も手狭となつて四十九年十月、佐賀市日出一丁目に鉄筋五階建てが完工した。総工費は二億五、四〇〇万円、県はこの建設に六、〇〇〇

人々」を創刊した。

新生青年団の運営は軍政部の指導助言もあって、教養・レクリエーション・社会奉仕の三本の柱を軸にしたが、討論等の新用語や運営の技術と方法は、団員にも受け入れられて、地方でも職場でも、討論会、演劇、音楽、新しい六人制バレー、ソフトボール等、文化と体育に若者の情熱が傾けられた。二十五年九月炭都杵島郡大町町では、個人の自由裁量に任せるグループ活動の母体として自由学校を始めて、青少年育成の一環としたところもあった。

また、従来からの青年団の夜学会は、やがて青年学級へ発展していった。そして、二十八年八月、青年学級振興法として法制化された。

一方、二十三年から二十四年初めにかけて団活動の拠点とすべき会館建設運動が行われ、この結果、佐賀県青年会館が二十四年七月着工し、同十一月完工した。青年会館は、佐賀市旧松原公園内の敷地四九五坪に総工費六五〇万円で、物資難等の苦勞を乗り越え、県下青年団員の総意によ

〇万円を補助している。

**PTA** 二十二年三月七日、文部省は、父母と教師が子供の眞の幸せを願ひ、協力して学習し実践する「父母と先生の会」設置に関する資料を配布した。翌二十三年六月には早くも第一回全国協議会が開かれた。

同十二月文部省は父母と先生の会の参考規約を各都道府県に配布してPTAの結成を促した。これは当時、子供を中心として精神的環境整備をはかる米国式教育の導入であったが、日本の父兄会と相通ずるところがあつていち早く結成されていった。二十七年十月には日本PTA全国協議会の結成となり、翌十一月には全国高等学校PTA協議会も発足した。本県では、二十三年五月二十八日、佐賀市で県中学校育友会連盟の第一回総会が開かれた。総会は次の六項目の要望を決議し、二項目を協議検討事項とした。

- 一 佐賀県中学校育友会連盟第一回総会決議
  - 一 教育費の増額
  - 二 敷地の獲得
  - 三 独立校舎の建設
  - 四 資材の優先的配給
  - 五 教員の待遇改善
  - 六 教員養成機関の完備充実
- 同協議事項

- 一 不良化防止の具体策
  - 二 育友会はいかなる教育を希望するか
- PTA発足当初は、小・中学校併設の関係から、町村単位のPTAとなり、小・中学校PTA組織が合同または一本化されて結成された。二十六年十一月、第一回県PTA大会が唐津市で開催された。二十九年の県財政の窮迫から人員整理が表面にでくると、県PTAはいっせいに立つて教員整理に反対した。三十一年県財政再建に伴う教



県 P T A 会 館  
(昭和45年5月完成)

員削減問題では、反対と善処方の要望陳情が知事・県議会に対して行われた。そして教育を守る県民大会を開いて、計画案の修正を要望した。しかし、三十二年二月の佐教組の休暇闘争には、絶対反対を叫び、あくまでも話し合いを主張し、P.T.A.県連の各地区別教育擁護決起大会、県連主催の教育を守る県民総決起大会を開催して、教員削減による教育の低下防止に努めた。

三十八年八月、全国公立幼稚園P.T.A.連絡協議会が創立されて、ここにはじめて幼稚園から高校までのP.T.A.が結成された。

四十五年五月には、佐賀市に県P.T.A.会館が落成した。

婦人会 終戦後の団体の決起は青年団に次いで、婦人層であった。ことに選挙法改正によって一挙に参政権を手にした婦人の政治教育と婦人の自覚を促すことは、当時の重要な社会教育の任務であった。

二一・一・一六 県下二〇四市町村に母親学級設置

一・二〇 佐賀市に婦人平和クラブ設立

二・一〇 県婦人連盟結成

- 四・二〇 衆議院議員総選挙・婦人初投票
- 五・一六 新女性講演会(婦人将校クレイト中尉・旧制佐高)
- 七・一七 佐賀市内校区ごとに婦人会結成
- 八・一九 女性文化講座(佐賀高女)
- 二二・二・二〇 婦人警察官誕生(入所式)
- 七・ 佐賀少年刑務所に女性教官を配置
- 二〇・八 婦人教養大会(C.I.E.U.イード女史)
- 一〇・二四 県連合婦人会結成(事務局、県社会教育課内)
- 二三・三・八 県婦人解放大会
- 六・八 県連婦人会結婚改善運動決定(結納最高五、〇〇〇円)
- 一〇・五 県教委選に婦人一名当選
- 一一・一一 町村婦人幹部講習会(春日山公民クラブ)

「佐賀新聞から」

これは、終戦直後の婦人の進出と運動の一端を表わしている。

県連合婦人会は戦後のインフレのなかで、結婚改善に次ぐ物価問題と取り組み、この運動は、二十六年に生活協同組合設立となった。当時、婦人会員は約三万三、〇〇〇人といわれ、一人一口一〇〇円の出資をし、三二万余円で、県連合婦人会事務所内に設置した。

二十七年三月、連合婦人会は婦人連絡会と改称し、各市郡もこれにならった。

同年五月から婦人週間が始められ、毎年目標を掲げて婦人大会が開かれた。また、この年はわが国の独立を記念して青少年の純潔を守り、不良化防止の上から家庭環境の浄化の意味で、オパール運動を開始した。

二十六年ころから婦人会館建設の気運と、その財源造成に会員一日一円貯金の構想が生まれ、この運動を三十年四月まで続け、ついに同年十月待望の会館を佐賀市神野町に完工させた。敷地一、四八五㎡、建て坪

六六一・六五㎡、総工事費二、〇〇〇万円で、大衆浴場を付設して維持費に充てた。

(四) 青少年の健全育成

非行化防止 敗戦後のわが国は、極度の住宅難、物資難に直面していた。国民は、まず食を求め、衣を求めることに奔走していたが、一方にヤミ市の盛り場や駅構内の構内、またはすし詰め汽車の中などで食をねだり、くつみがきを強要する浮浪児の姿があった。

当時その対策としては、将来性ある青少年の非行防止のため、二十一年十一月に、警察部の刑事課に少年係を創設し、各警察署にも設置した。翌二十二年四月、県に、児童保護委員会を設けて、知事を会長とし、非行化と孤児・浮浪児の保護対策に当たった。

二十三年四月、児童福祉法の制定に伴って、県中央児童相談所を開設し、同月二十九日には県地方児童福祉委員会（委員一七人）を設置して、これら救済機関の機能發揮に積極的に乗り出した。

戦後の不安定な国内の横相を背景として、二十四年五月衆議院および参議院で、青少年の不良化防止の決議がなされるにいたって、青少年問題は大きくクローズアップされた。同年十月、県では警察の少年係をはじめ児童保護委員等を通じて、少年保護観察の強化を行った。当時の警察は、国家地方警察と人口五、〇〇〇人以上の市町村の自治体警察に分離していたので、警察間の少年係の連携強化が特に強調された。

しかしながら、二十四～二十六年と少年犯罪は上昇した。二十八年四月一日、県教育委員会は、青少年教育のために必要な専門的・技術的指導助言者として、青少年指導員を設置した。

青少年関係の各種委員会や協議会等の構成員としては、市町村長、検察局、警察部、学校、医師会、育児院、婦人会、青年団等があったが、こうした機関団体の連絡機能の成果を挙げるには法的根拠の裏付けが必要となり、国は二十八年七月、青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法を制定した。

これに応じ県では、同年十月十二日、県青少年問題協議会設置条例を制定した。この協議会には専門事項の調査を必要とする場合もあるので、専門委員を設けることとした。

この協議会は県下全市町村にも設置されたが、大山村（西有田町）はそのトップを切って同年十月末に発足した。

こうして二十六年をピークとする青少年犯罪は、その後、量的には減少傾向をたどったものの、質的には凶悪化、粗暴化がみられた。各警察署巡査駐在所（当時の呼称）に、「少年身上相談所」の看板を掲げたのは、三十年三月からのことである。

三十一年以後、日本の経済復興のつち音が高くなっていくに従って、「もはや戦後ではない」のことが流行し、マスコミの発達、テレビジョンとくにカラーテレビの普及、どぎつい週刊誌や映画ポスターのはんらん、マイカーの激増等に伴って、青少年犯罪は再び増加した。

ことに青少年の交通事故発生が上昇し、四十年を再度のピークとするに至った。県警察でも、三十二年四月、少年非行防止のモデル地区を設定したり、三十五年には県警保護取り扱い要綱、県少年警察活動要綱をまとめるなど、対策を進めた。

県では、青少年問題協議会を中心として、三十五年九月、遊戯場組合や質屋組合など、青少年が関係し易い業者との懇談会を個別に開き、非



行防止対策として青少年の入場を断ること等を申し合わせ、各組合員に  
対し連絡徹底に努めた。四十一年一月に至っても再度申し合わせ事項の  
確認がなされたが、このころになると環境浄化に対する社会的関心の高  
まりに伴い、業者自体の自粛と、申し合わせが強化された。

青少年の育成 二十六年一月全国青年団大会は、佐賀会場の県青年会  
館で、日本青年団協議会の結成を決定した。これを機にBBS連盟やボ  
ーイスカウト、日本青少年赤十字、4日クラブ等青少年の自主活動団体  
が、次々と結成、組織化されていった。

国でもリダー育成に力を注ぐとともに、次第に高まりつつあった国  
際化に対応して、三十四年から青年海外派遣事業を創設し、国内的には  
全国各地に「青年の家」を建設して、青少年健全育成の拠点とした。国  
立阿蘇青年の家が開所したのは、三十八年七月のことであった。

このころ、県内では石炭の斜陽化と、一方では工業力の成長が進み、  
農村の過疎と都市の過密化の進行するなかで、青少年の非行が増加し  
た。本県では健全育成の対策として、三十八年から県青少年団体連絡協  
議会を結成して、主要青少年団体相互の連絡提携の場とした。

佐賀市では三十九年八月、佐賀市少年センターを設置して、組織の育  
成、早期発見と補導・情報資料の整備・関係機関や団体との連絡協調に  
当たり、唐津市でも四十二年七月、青少年センターを設置した。

三十五年ごろから青少年保護・育成の気運が盛り上がり、児童福祉審  
議会でこれら条例制定について論議がなされたが、三十六年にいたって  
条例制定の必要を認めない旨の答申がなされた。

一方、四十四年三月、県議会でも条例制定の論議がなされたが、条例  
制定にはいたらなかった。

そのほか、健全育成の

統合をはかる上から、青  
少年問題協議会を中心  
に四十年十月、毎月第一  
曜日「家庭の日」と定  
めて、家庭内の対話に  
よる健全育成の方策を  
とった。翌四十一年十  
月、この趣旨に賛同す  
る県下一九九の民間各  
種団体や個人が参加し  
て、「県青少年育成県民  
会議」を結成した。

その第一着手として健  
全図書館の計画し、  
四十三年から年一冊づ  
つ「郷土史に輝く人々」  
のシリーズを編集して、  
健全育成の一助とした。

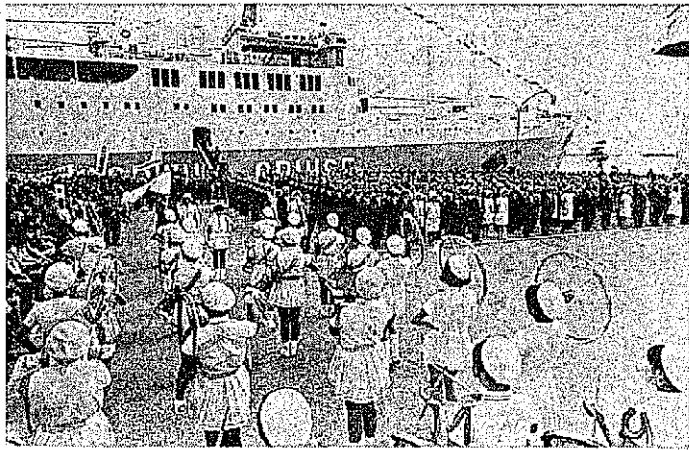
四十六年には、シン  
ナー遊びが激増したた  
め、県民会議はシンナ  
ー関係のあらゆる業者  
の集会をはかり、有機  
溶剤販売の強力な自  
主規制の申し合わせを  
決議して実行を誓った。

県民会議は、総務、家  
庭・社会、教育・補導、  
産業・勤労の四部会を  
組織したが、県民運  
動の末端徹底のため、  
四十六年四月には青  
少年育成推進指導員を  
設置した。

次いで五十年十一月、  
青少年育成県民会議  
青少年バス運用規程  
を制定



県青少年育成県民会議結成大会 昭和41年10月



青年の船出港式 昭和45年10月

した。これは社団法人青少年育成国民会議から委託をうけたバスを、県民運動や育成事業に利用する運用規定である。

一方、健全育成施設として、県は四十二年八月、佐賀郡大和町の県社会教育会館跡に、県青年の家を開設した。唐津市では四十四年三月、唐津市都市青年の家、四十七年三月唐津市勤労青少年ホームを建設した。

また、佐賀市では、四十七年三月、佐賀市青年の家を設置した。県は両市の各施設に各五〇〇万円の建設補助を行った。

一方、青少年の社会参加の一環として、国は、青少年の国際的視野の拡大と心身の鍛錬をはかるため、三十四年度から「青年海外派遣」、四十二年度から「青年の船」派遣を始めており、毎年本県代表青年も派遣されている。

四十七年からは「九州はひとつ」の考えから、九州各県の共同事業で、「九州青年の船」が東南アジアを二回訪問し、第三回から中華人民共和国を訪問して日中友好にも貢献した。本県から毎年この九州青年の船に四六人の青年が参加し、五十年までにその参加は約二〇〇人のほり、これら

の青年は、帰国後、海外で得た知識や経験をいかして、職場や各地域で活躍し、郷土の発展に貢献している。

#### 六 県立図書館

大正三年二月、佐賀市松原公園内に二階建て洋館で落成開館した鍋島家私設の佐賀図書館は、昭和四年四月、県に移管されて県立佐賀図書館と改称して、終戦を迎えた。

終戦後の図書館 二十年十月十日、佐賀軍政部が佐賀市中の小路の旧佐賀連隊区跡（検査庁敷地）に設置されると、やがてCIE（民間情報教育局）図書館の開設とフィルムライブラリーの設置が要求された。そこで佐賀図書館の児童室を婦人閲覧室に移して、児童室をCIE図書館に開放し、二十二年から発足した。

フィルムライブラリー（映画スライドの保管・貸し出し施設）は、軍政部の指示に従って、社会教育課に設置した。

一方、国防軍備、戦意高揚、反国際的で戦後の現実に着しく遊離している出版物については、教科書等は墨の棒線を書いて削除したが、図書館ではできないことなので、戦記・武術・刀剣に関する図書約三、〇〇〇冊を別置き、戦没図書として閲覧禁止とした。一時は焼却論の声も聞かれたが、館長の努力でこれをやめ、独立回復後検討を加えて、資料価値があるものは、元の書架に返した。

一方では県下公民館の中核として、二十三年三月県中央公民館を設置し、本館の新聞閲覧室を閉鎖して事務所を設け、図書館長が中央公民館長兼務となった。しかし、図書館活動としては、その業務を中央公民館の図書部に移譲した形となり、一見変則的になった。これは占領政策の

推進という軍政優先の結果であった。この年七月、先の肥前史談会に代わる県郷土研究会が図書部から発足した。

二十五年四月三十日、図書館法が公布され、これまで勅令によった図書館令が、法的に基礎づけられ、その公共性によって設置主体を地方公団、または民法第三四条に規定する法人に限定された。

当時の県下の図書館は、県立一、市立一、町立五、村立一、私立二の計一〇館で、全国の図書館の蔵書平均一、〇〇〇冊、公民館図書部二〇〇冊に対して、本県の場合は図書館一、三四〇冊、公民館三二五冊で全国平均よりやや優位にあった。しかし、必要とされた一人当たり〇・六冊に比べると、県内一〇館の総蔵書一三四、〇九四冊に対し、当時の県人口は九四万人で一人当たりは〇・一四冊となり、必要冊数には遠くおよばぬ数字を示していた。

また、図書館法制定で、二十五年十月三十日、県立図書館設置条例を公布した。これによって昭和四年以来の県立佐賀図書館は、佐賀県立図書館と改称した。

独立回復後の二十六年四月一日、県中央公民館を廃止し、新たに科立図書館、学・芸術その他文化活動促進のため、県文化館を設置した。ここに、中央公民館の図書部の業務は完全に図書館に復帰して、名実共に備わった県立図書館となった。そして、一方の県文化館は、二十六年十二月一日制定された博物館法による「博物館相当施設」として、文部省の指定を受けた。

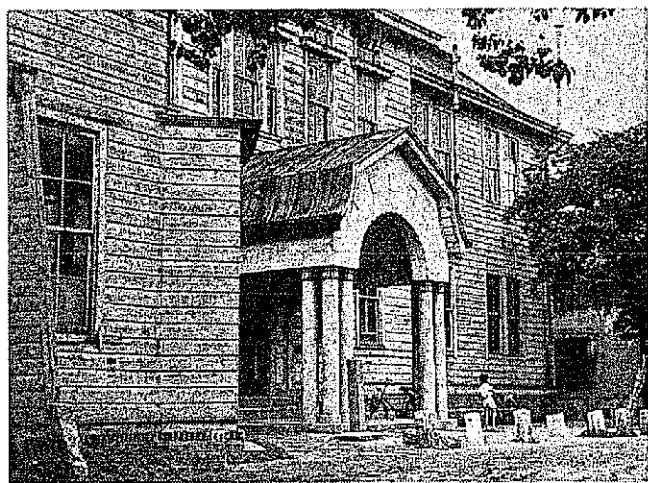
県立図書館の戦前からの懸案事項として、佐賀県史の編さん事業と図書館の改築とがあった。しかし、事変から戦争、そして終戦後の疲弊、県の財政難のため、共に目の見ることができなかった。それで、県

史についてはまず資料収集の段階から始めることとして、史料編の刊行から着手した。三十年に「佐賀県史料集成古文書編」第一巻を刊行し、以後毎年一冊づつを刊行して、現在十七巻を終えている。

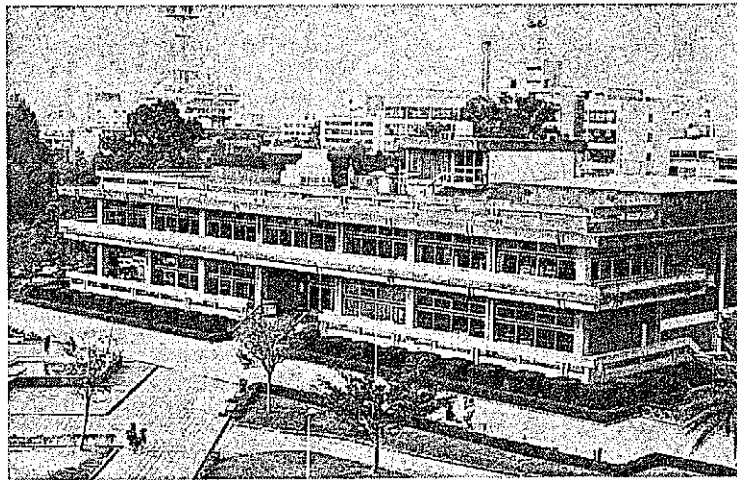
図書館の改築は、戦後になって二十三年、二十五年の増築案、二十九年からの三か年計画改築案も、赤字団体となった県財政のため実現を見なかった。三十三年には改築期成同盟会が結成されて、浄財を基金とする動きも発足しかかったが、県民生活に直結する重要文化機関を浄財のみに頼ることの不本意さから、準備段階だけで廃案となった。

しかし、三十五年に至って待望の改築起債が認められて、松原町の旧地から元県立佐賀高等女学校跡の現在地に三十六年十一月に着工した。総工事費一億二、七〇〇万円、鉄筋コンクリート二階建て、面積一、二五八・七五㎡、延べ面積三、三九七・四五㎡で、県下の図書館活動の原動力となるにふさわしい近代的な建物が、三十七年十一月完工した。

改築した県立図書館は、大正三年以来五〇年の古衣を脱いで、三十八



旧県立図書館（大正3年2月建築）



新 県 立 図 書 館 (昭和37年11月完成)

年の新春を迎えた一月二十五日、落成開館式を挙げて輝かしくスタートした。そして開館後の一週間は各種の記念行事が開催された。  
この記念すべき三十八年の開館から、機動力ある移動図書館としてのブック・モービル「ともしび号」が、巡回を始めた。  
次いで三十九年八月には、懸案の佐賀県史編さん事業にも着手し、四十二年十一月下巻が完成し、残る上巻、中巻も四十三年十月完了した。  
移動図書館としてのブックバスともしび二号車も、四十四年三月一七〇万円で購入され、巡回を始めた。

五十年末の県立図書館の所蔵冊数は、約二一萬三、〇〇〇点となっている。

また、集会活動として、三十八年に郷土研究講座、近代文学研究会、図書館講座等が設けられ、四十三年から古文書研究会、四十六年から古典文学を読む会等が開催されている。

主な集会活動の概況は下記のとおりである。

なお、県内の市町村立図書館としては、唐津・

県立図書館集会活動

展 覧 会	古地図・古絵図・貴重図書
図 書 館 講 座	38年6月～42年まで
郷 土 研 究 講 座	38年6月～現在
こどもの読書週間	毎年こどもの日を中心に
読 書 週 間	毎年11月
近代文学研究会	38年9月～現在
レコード・コンサート	38年2月～現在
古 文 書 研 究 会	43年5月～現在
水 曜 会	(婦人読書グループ) 42年11月～現在
古典文学会を読む	46年5月～現在
くすの 実 会	(こども読書グループ) 40年2月～年3、4回

鳥栖・多久・伊万里・武雄・鹿島の六市立と、基山・太良・塩田の三町立に加えて、私立弥栄郷土図書館がある。

## 八 体育保健

### (一) 体育課の新設

終戦までの体育行政は、中央では学校体育は文部省、社会体育は厚生省の所管であったが、二十年九月文部省に体育局が復活し、二十一年一

月厚生省所管の社会体育が文部省に統合されて、中央の体育行政は文部省に一元化された。本県では、内政部教學課の一係が総合担当していた。学校体育は、当時体錬科と称していたが、終戦でその内容が変わった。まず、二十年十月銃剣道と教練を禁止し、次いで、同年十一月「終戦に伴う体錬科教授要項取扱ニ関スル件」並びに「武道ノ取扱ニ関スル件」の通牒で、軍事的色彩をもつ教材の削除、剣道・柔道・なぎなた・弓道等の武道の授業を中止した。特に、武道は戦時中軍事教練の一つとして戦力増強の立場から取り扱われたというので、教科だけでなく課外活動としても禁止された。

社会体育は、二十一年八月、「社会体育実施に関する件」の通達がなされ、同時に文部省は「社会体育実施の参考」を公表して、社会体育の振興方針を示した。

学校保健は、二十年九月「臨時身体検査施行ニ関スル件」の通牒を出して、応召と勤労学徒の身体検査を実施させた。次いで翌二十一年二月「学校衛生刷新ニ関スル件」の通牒で、終戦直後の環境の不潔と体位の低下に対処し、特に学校衛生を刷新するよう指示した。

学校給食も、前記の学校衛生刷新の通牒で終戦直後の食糧不足が児童の体位低下に影響が大きいため、未利用の食糧源の利用や食糧自給等による学校給食の普及奨励が指示されたが、学童も一般庶民の生活も食糧不足にあえいでいた時代であった。

二十一年五月、全九州陸上選手権大会を佐賀市で開催し、六月には佐賀高校対福岡高校（共に旧制）の野球を復活させ、七月には県籠球協会、県体育協会の設立をみた。同八月には五八チームが参加した県軟式野球大会や全九州籠球大会を佐賀市で開き、県体育協会、同籠球協会

の結成式を挙げた。九月には県相撲連盟の結成から第一回団体予選を開くまでに県民の意識は高まった。十一月の京都国体には、飯米持参の国体選手百余人が参加するなど、県民の体育意欲は強かった。

明けて二十二年一月、全九州籠球大会、五月全九州陸上競技大会を佐賀市で開き、また、十月の第二回金沢国体には一八四人の選手を送った。このとき佐賀郡出身の西村政平選手は、砲丸投げに優勝した。また同月の全日本陸上選手権大会で西村選手とともに、西原稔子選手は走高跳びに優勝した。

二十二年十一月三日、佐賀市民グラウンド（現在の城南中学校敷地）の地鎮祭が行われ、翌二十三年三月、工事費一〇〇万円で完工開場した。また、二十二年十一月、全九州バスケットボール大会を佐賀市で開催するにいたって、二十三年一月県庁機構に、体育課の新設が実現した。

すなわち、教育民政部学務課内で学校衛生、学校、一般体育に関する事項を処理してきた一係が教育部体育課として独立した。二十三年五月、体育課が発表した当時の体育事情は次のようであった。

体育について（昭和二十三年五月二十八日 体育課）

終戦後の体育問題は、戦時中のスポーツを排した極端な体育指導理念に対する疑惑と、食糧不安等種々困難な事情のために、とにかく一般はもちろん関係者からも一時敬遠された形だったが、文部省においても体育行政が一元化され、スポーツ熱は全国的に爆発的に復興してきた。

二十二年度中に実施した本県体育関係行事は、およそ百余の多きにわたるが、その主要なもの、本省主催体育指導要綱講習会に受講者を派遣し、その伝達講習会を開催した外、本県学校体育指導要綱を作成した事等である。

金沢市で開かれた国民体育大会には、代表選手一八四名を派遣し、陸上にお

いて十二位を獲得した。また佐賀県体育協会を強化するため、小学校、中学校（新制）、高等学校（新制）各連盟の体育協会、および種目別体育協会の発足を、従来の地域別体育協会と併せ、その自主的活動と運営を行うこととなった。また武雄町総合グラウンドに全国第一線選手三十余名を迎え、それに本県選手二十五名を加え、三月二十一日から三十日まで十日間の合宿練習を行った。

なお体育課は昭和二十三年一月新設した。

これが、二十三年当初ごろの状況である。同年十一月一日県教育委員会の発足と同時に、積極的に体位の向上をはかるための保健衛生が強く打ち出され、体育課も体育保健課と改称した。

## (二) 学校体育

終戦後の体育行政は、文部省に一元化されたが、体育行政の所管事務は、初等中等教育局と社会教育局に二分された。これに対し県は、体育保健課内に学校体育と社会体育の二係をおいて同一課内にまとめた。

戦時中の学校体育の体錬科は、二十二年七月文部省が発行した「学校体育指導要綱」で、体育科と改められた。

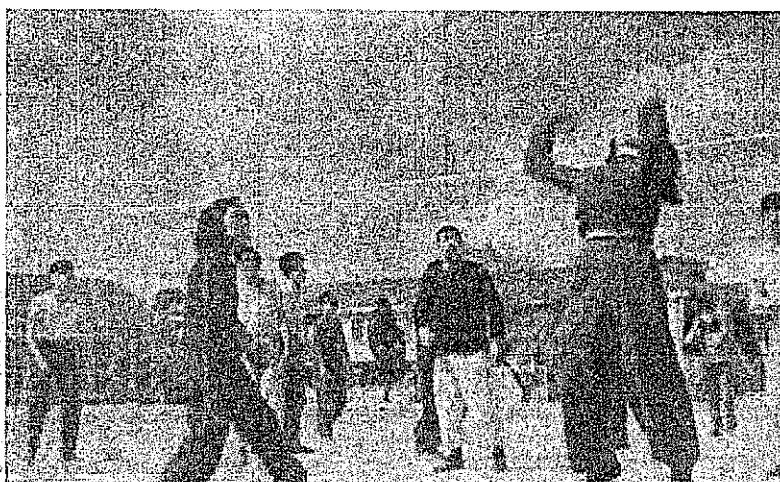
要綱によると「体育は、運動と衛生の実践を通して人間性の発展を企画する教育である。」とし、運動内容は画一的形式訓練を排して学習者の興味を尊重し、徒手体操、器械中心から遊戯・スポーツ中心に転換した。この要綱の趣旨はやがて「小学校学習指導要領体育編」（試案）に具体化されて、二十四年に発行された。

中学校・高校では、教科の名称が二十四年から保健体育科に改められ、二十六年に「中学校・高等学校学習指導要領保健体育科体育編」（試案）が発行された。

武道は一時禁止されていたが、その後、競技方法も改められ、軍国主義的色彩をなくして、民主的なスポーツとしての性格、内容をそなえるようになり、二十五年に柔道、二十六年に弓道、二十八年に剣道を、それぞれ選択教科とクラブ活動に採用し復活した。

スポーツ競技は終戦後ようやく盛んになってきたが、その運用については、文部省は生徒の心身発達段階と社会的経済的情勢を勘案して、教育的に企画運営するために、二十三年「学徒の対外試合について」として運牒を出した。これによって、小学校では校内競技にとどめ中学校の対外競技は宿泊を伴わない程度に、高等学校の対外競技は地方的大会に重点をおき、全国的大会は年一回程度を適当とすることや、主催者は教育関係団体でなければならぬことが強調された。

学制改革直後の小・中学校では、物資不足による新教科書の未着から体育の時間が多くなり、これまで訓練式体操からスポーツ競技に代わった。



昭和25年頃の体育の授業風景（佐賀高校）

新制中学校では、各市郡別に中学校体育連盟(中体連)が結成され、小学校でも対外試合の招待参加または積極的な対外試合の参加が行われた。しかし、二十二年十月、県学務課は小学校の対外試合を禁止する旨を通達した。

高校では、新制高校として発足した二十三年十月、武雄町御船ヶ丘グラウンド(のち競輪場)で第一回全九州高等学校陸上競技大会を開いて、若者の気を吐いた。そして翌二十四年六月には、県高等学校野球連盟が結成された。

高校で行う日本武道の内容も、進駐軍に理解されて、その試合方法もスポーツ方式が採り入れられ、柔道や弓道が復活し、各種のスポーツクラブ活動とともに年を追って隆盛になっていった。

二十六年五月六日、ラジオ体操が復活した。戦後、軍国主義につながるとして、ラジオ体操までが国民から奪われていたが、ようやく国民体育としてよみがえり、学校体育ではいち早く採用された。

二十七年四月十日、文部省は、対日平和条約発効を目前にして、中学校以上の体育教材に「竹刀」<sup>しなひ</sup>競技の採用を認めることを通達した。「竹刀」<sup>たけな</sup>は、竹を細割りしてそれを袋で包み簡素な防具を着けて競技するよう考案されたものであった。「竹刀」<sup>しなひ</sup>競技が剣道復活の糸口となり、二十八年七月、文部省は学校での剣道をクラブ活動への採用を許可した。

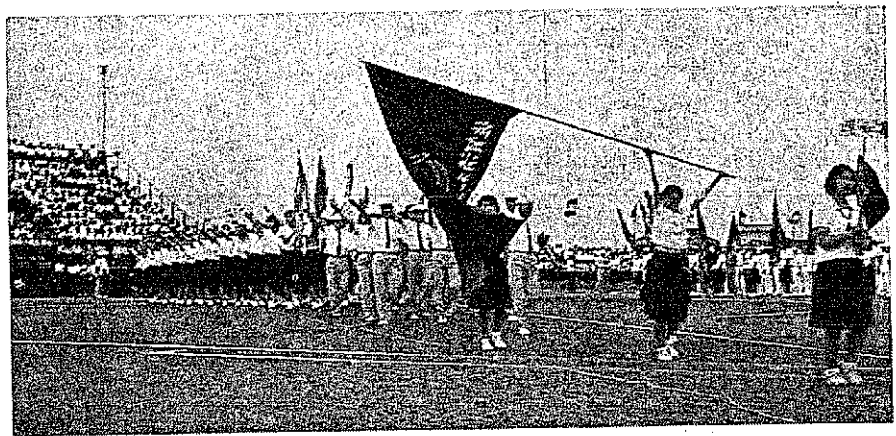
また、二十七年には、第四回全国高等学校女子ソフトボール選手権大会が大分県で開催された。過去二十五、六年と九州協会主催のソフトボール大会に連続優勝した佐賀高校女子チームは、三連勝を飾った。

三十年代になると学校体育の施設も進んで、三十二年八月佐賀市立循環誘小学校では、県内小学校で初の二五m公認水泳プールが完成した。

一方、高校は三十七年八月、鳥栖高校に県内で初の五〇m公認プールが完成した。

県下の学校の総合体育競技会は、高校では三十八年六月、第一回県下高等学校総合体育大会を佐賀市で開催したことに始まる。大会は、地区的に体育施設の整備がすすむにつれ、会場持ち回りとして体育の普及振興をはかることとした。中学校では、三十九年東京オリンピック開催年の七月、第一回県下中学校総合体育大会を開いた。引き続き十一月、第一回県下中学校剣道大会を開くなど盛んになった。高校でも同様に目覚ましく、四十年八月の全国高等学校剣道大会で佐賀北高校が優勝しました、同月行われた全国教職員剣道大会でも本県教職員チームが優勝の栄冠に輝いた。

四十二年度には、高校体育になぎなた、弓道を二十二年ぶりに復活、レスリングも採択した。学校体育の研究促進のために、三十五年一月県学校体育研究会を発足



第5回県高校総合体育大会開会式 昭和42年6月

させ、四十五年八月には全国小学校体育科研究集会を佐賀市で開催するまでに、施設の充実と指導研究とが積み重ねられた。

このようにして四十五年度になると、県下高等学校総合体育大会（参加者四、〇〇〇人）、県下高等学校定時制通信制総合体育大会（参加者二、五〇〇人）、県下中学陸上競技大会（参加者七〇〇人）と、いずれもレベルが向上し、この目覚ましい躍進は一般のスポーツ理解と振興に連なつた。

このあとの学校体育は各種の講習・研修による指導者の資質向上をはかる一方、研究指定校の指導や、計画的な学校現場の指導と研修を実施することで、当面している安全・管理・指導面の解明に努めた。

また、児童・生徒の体位、体力の向上と、体育、スポーツ水準の向上をはかるため、スポーツテストの完全実施、中学・高校生を対象とした各種大会の開催で、学校体育の充実強化をはかった。

ことに四十八年度になると、学習指導要領に基づく体育の推進をはかって、学校教育全般の中で体育に関する諸計画を実施し、自発的、自主的に体育活動を生活化できるよう指導に力を注いだ。また、一方、教科体育の指導力の向上をはかるため、各種体育実技講習会の開催、水泳ができない教員（主として小学校女子教員）の解消をはかるための水泳指導者講習会の開催や、児童・生徒の体力・運動能力調査の実施、また課外体育を活発にして、中体連・高体連・高野連大会の充実をはかった。

五十年度になると佐賀国体を一年後に控え、スポーツの品性と実技の向上とを目標として、全九州高校総合体育大会では、本県で二四種目を開催、またその前年の四十九年には、全国高校総合体育大会のうち六種目を本県で開催した。これらの大会は競技運営についてはもちろん競技

力の面でも、五十一年国体開催に大きな力と自信をもたらした。

また、競技ルールの厳正と応援のマナーは、学生生徒や一般県民にとって生きた教材となつて、スポーツの品位を高めることとなつた。

### (三) 社会体育

社会体育 敗戦と戦災で、国民は衣食住のすべてにわたつて困窮を振興の源流 極めていたが、こうしたなかに、二十一年十一月、国民体育大会の開催が提唱された。日本体育協会の前身である大日本体育会の主催で、戦災をまぬがれた京都市を中心に第一回が開催され、食糧持参で全国から五、三十七人の選手たちが、スポーツの復興と新日本建設への意欲に燃えて参加した。本県では九月八日から陸上競技など七種目の予選を行い、百余人の選手団員がリュックを肩にして参加した。

成果は、やり投げで六位、女子八〇mハードルで三位に入賞するなど、陸上競技の総合で十二位となつた。この第一回国体が、今日の社会体育の源流をなしたといつても過言ではない。この年八月に県体育協会が設立された。

県体協のそもそもの起こりは、二十年末から、終戦の自失状態の中に明るさを取りもどすためにこそ、スポーツを起すべきだというスポーツ有志の熱意で練習会が始められたのに始まり、二十一年一月、早くも佐賀陸上競技協会がスタートし、五月には戦後第一回の九州陸上選手権大会を他県に先がけて佐賀市で開催した。翌二十二年も続いて佐賀市で行い、二十三年には武雄如蘭塾（満州婦人教育所）でオリンピック候補選手の強化合宿を誘致した。

こうした気運のなかに二十四年六月、社会教育法が制定されて、社会



教育を「主として青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動（体育およびレクリエーションの活動を含む）をいう」と定義され、社会体育およびレクリエーション活動は社会教育の一分野となり、社会教育の法的根拠が明確になった。この結果、国と地方公共団体は、社会教育行政の一環として、社会体育振興のための条件整備をはかることとなった。

さらに、二十六年三月「社会体育指導要項」を発行し、市町村や職場の体育の指導についての指針を示した。

その後、三十六年六月、体育スポーツの振興をはかるために、スポーツ振興法が制定された。この振興法は、学校体育も包含しているが、とりわけ社会体育に関係が深く、スポーツ振興に関する施策の基本を明らかにし、国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とし、スポーツとは「運動競技および身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む）であって、心身の健全な発達をはかるためにされるものをいう」と定義した。そして国と地方公共団体の任務としてスポーツ振興の施策を実施しなければならないことを明確に示した。これによって体育施設の整備や指導者の充実が、より一層推進されていった。

**指導と振興** 終戦の傷跡も生々しい、二十年十二月二十六日、内政部の機構整備 長名で「体育指導員設置ニ関スル件依命通牒」を県下全市町村に発した。

体育指導員は戦前から設置されていたが、戦後の苦難な生活のなかに明朗活発と和親共同の社会的諸徳の育成、戦時生活により低下した体位の増進に努めるために設置することになった。

各種協会の結成状況

年	結成協会名
21	佐賀陸上競技協会
々	県籠球協会
々	県体育協会
々	県相撲連盟
23	県ラグビー協会・フェンシング協会
24	県柔道協会・県ソフトボール協会
25	県しない競技連盟
28	佐賀マラソンクラブ
々	県バドミントン協会
37	県ライフル射撃協会
39	県ハンドボール協会
40	レスリング同好会・県自転車競技連盟
41	県漕艇協会
42	県ヨット協会
43	県スイミングクラブ
47	県ボクシング連盟

体育指導員人選の三条件中の一は「老齡又ハ若年ニ過ぎザルコト」とし、市町村に各五〜七人の指導員を設置することとした。

また、スポーツ振興の母体としては先にも述べた県体育協会を、二十一年八月結成した。これを機に各種協会が左のとおり結成されていった。県体育協会は、二十六年二月二十六日、財団法人日本体育協会の佐賀県支部を兼ねて、県体育協会規約を制定した。その組織は、全県を統轄する各種目別体育団体、各地域の郡市別体育団体、学校体育連盟、および本会に賛同する体育関係団体で構成した。この県体協が、のちの本県の体育振興の推進力となり、行事遂行のバックボーンとなった。

市郡単位の体育協会は、二十三年に始まった県体が二十四年から郡市對抗競技となったために、この年二市八郡の体協が全部出揃うきっかけとなった。

市町村の協会は、地域の状況でまちまちであったが、四十二年度までには設置された。

県体協の地盤の強さは選手育成にも力をそがれ、日本のオリンピック復帰が承認された二十七年のヘルシンキ大会には、走り高飛び(田島政治)、マラソン(内川義高)の二選手を送った。

その他の大会にしても、後楽園夏の都市対抗野球に杵島炭鉱チームが、二十七、八年の二年連続出場した。

三十、三十一年のクレー日本選手権大会では、唐津市チームは二年連続優勝を果たし、三十四年の東京国体にも個人優勝者を出した。同年佐賀市にクレー射撃場を設置したのも、この下地があつてのことで、これらがついて三十七年県ライフル協会を結成した。

伝統を持つ剣道も、三十二年十一月の全日本剣道選手権大会の決勝戦は、佐賀県出身同士の試合を演じたほどであった。教職員剣道大会は、三十五年の第一回、四十年の第七回、四十四年の第十一回と優勝した。

警察の剣道は、二十七年二月旧武徳殿を警察体育館とし、翌二十八年それを記念して第一回県下都市対抗剣道大会を開いて、一般社会人の剣道普及をはかった。警察としても小県ながら三十八年、四十年と全国制覇の偉業を遂げている。

柔道も、四十七年の全日本年齢別柔道大会に優勝者を出した。

また、戦後の特徴として女子スポーツの振興が挙げられる。女子ソフトボールは二十五、六年から、婦人バレーボール第一回県大会は三十九年五月から実施された。女子ハンドボール県高校第一回大会は四十一年に八校の出場をみた。ソフト・バレー・ハンドへと進出し、女子スポーツは大きな芽を出した。このほか、老人のスポーツも四十七年第一回県

大会が開催され、また、ゲートボールも盛んになってきた。

また、身体障害者スポーツも第一回県大会を三十九年に開催し、年ごとに活発化している。

こうして、四十年以後の県下のスポーツは、将来誘致される国体を目指し、見るスポーツからプレーするスポーツへの脱皮をはかりつつあった。県の主な体育施設は次のとおりである。

県体育館 佐賀県体育館は、県内における体育と文化の振興をはかり、あわせて県民の体育その他健康で文化的な各種の集会の用に供するため、郷土出身の前リコー社長、故市村清が私財二億一、〇〇〇万円を投じ、三十八年三月に佐賀県に寄贈された。

坂倉準三設計によるこの体育館は、当時においては最新の技術であった吊屋根工法を用い、デザインもまたさん新なもので、体育・文化関係者のみならず、建築学界にも全国的な話題となった。さらに全国の体育館に先がけて全館冷暖房、電光掲示板を設備した。



県体育館 (昭和38年3月完成)

本県におけるスポーツ・文化の普及振興に、県体育館の果たした役割は、はかり知れないものがある。国際的なスポーツ・文化行事がこの体育館を会場に開催され、その水準向上に大きく寄与した。

スポーツでは、中国（三十九年）、ソ連（四十六年）など外国チームと全日本チームとのバレーボール大会などが開催された。また、オリンピック候補選手の体操模範演技会（三十九年）など一流の演技が県民に公開され、さらに、剣道、卓球など各種の全国大会が開催されている。

とくに冷暖房完備で環境に恵まれたこの体育館は、オリンピックの日本代表男子バレーボールチームの強化練習場として数度にわたって使用され、その結果、日本チームのオリンピックでの活躍につながった。

またスポーツを通じて青少年の健全育成をはかるため、県内の児童生徒の各種スポーツ活動や競技会に広く利用されるよう配慮するほか、県体育館主催による青少年スポーツ大会を三十九年から毎年四月から五月にかけて開催している。

一方、文化面では、数多くの国際水準の公演が開催されている。

県総合運動場 県体育館の建設は、県スポーツ界に転機をもたらし、飛躍の起点となったが、一方、当時、公認（第一種）陸上競技場を持たない県は、九州で本県だけであり、同時に、ラグビー場や水泳場の整備も、関係者の間で強く望まれていた。また、国体誘致の気運もさざし始めていた背景もあって、四十年に県総合運動場建設計画がスタートした。敷地は、佐賀市高木瀬町の県農業試験場跡地約一六万㎡で、その後周辺の公有地を併合、または民有地を買収し、最終的には二七万㎡となった。施設の建設年次と概要は次頁のとおりである。

中心的な施設は四十五年九月に完成した。



県総合運動場（佐賀市）

陸上競技、サッカー、ラグビー、水泳などの全国大会、九州大会が相次いで開催されるとともに、県内選手の競技会や練習に利用されている。とくに、この総合運動場の早期完成が、五十一年若狭国体実現の大きな決め手となったことは特筆される。

県総合運動場の施設概要

施設名	完成年月日	面積	概要
第二庭球場	41年9月	7,986 <sup>m</sup>	コート6面
水泳場	43年3月	14,827	50m、25m(温水)、飛込、徒渉プール
中央管理棟	44年5月	1,535	事務室、合宿所、他
補助競技場	44年5月	24,850	300mトラック
陸上競技場	45年9月	28,556	第一種公認、タータントラック
球技場	45年9月	35,600	球技(ローン)2面
バレーボール場	45年2月	6,703	クレー 4面
第二球技場	47年11月	29,018	球技 1面、ソフト 2面
第一庭球場	49年4月	26,834	コート 14面
エヤーライフル場	49年4月	140	16的
ボクシング	49年4月	324	
フンシン練習場			
第二補助競技場	49年10月	20,288	投擲練習場 ソフト 2面
馬術場	49年12月	12,462	馬場、厩舎、管理棟
弓道場	49年12月	920	6的

この運動場は、市街地の中心部にあり、交通の便もすこぶる良く、このように地の利を得た施設は他県に例をみない。利用者は年ごとに増加し、毎年、二十数万の県民が利用しており、県民スポーツの中心的施設としての機能を果たしている。

#### (四) 県民体育大会

県体の創設 戦後の混乱のなかで、国民の再起復興の意欲を盛り立てるために国民体育大会が開催された。二十一年十一月一日〜三日、京都市を主会場として阪神地帯で挙行された大会には配給米を、リュックに詰めて、全国から選手が集まった。

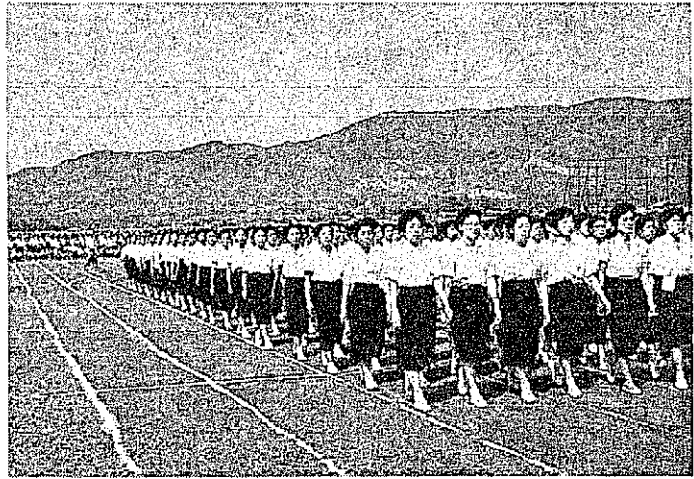
石炭がなくて間引き運転する汽車を辛抱し、食糧難の中に、全国から集まり、力闘する若者の姿は、国民に深い感動を与えた。二十二年の第二回金沢国体も、本県代表は初回にも増して多数参加し、しかも優勝選手を出して県民の意気は上がった。この成果から、国体に通じる道として県民体育大会が生まれた。

県体は県を中心に、県体育協会や佐賀陸上競技連盟の全面的支持で、総合的県民体育大会として発足した。

第一回県民体育大会の陸上競技会は、二十三年十月九、十日の二日間行われ、その種目は

- 一般対学生 男子十一種目、女子七種目
- 一般町村対抗リレー 男女青年団町村対抗リレー
- 男女高校対抗リレー 男女中学校対抗リレー 一般男子短縮マラソンであった。このほか、ラグビー、蹴球、庭球、野球、排球、籠球、卓球、体操、ダンス、自転車、相撲、マッスゲーム(幼・小・中学・高校)の計一三種目が、佐賀師範、旧制佐高、市民グラウンド、市立成美高、佐賀一高(現佐賀西高校)、佐賀二高(旧佐高女)、肥前神社(現護国神社)、県庁の八か所で開催された。

二十四年の第二回県体から、参加者全員に、金色の参加章を胸に着用



第13回県体の入場行進（烏栖市） 昭和35年9月

させ、入場開会式典を加え、体育祭典としての内容を充実させた。また、郡市対抗の形式を採用して、出身郷土の名誉と意欲を盛り上げた。

以上の経験で第三回の県体から純然たる郡市対抗としたことで、郡予選を兼ねた各郡民大会がみられるようになった。なお、この大会では応募当選の「県民大会歌」の制定発表も行った。

は、会場を唐津市とする最初の地方進出大会となった。ことに、この年新たに制定された紫紺の大会旗の搬送は、沿道の歓声に送迎されて、スポーツ振興の高まりを見せ、舞鶴城下に炎々と燃え続ける炬火とともに、大会発展の未来を象徴した。そしてこの大会の成功は、大会地方開催の可能性を立証した。

第五回県体から、開催地も主催者に加わって大会運営に新機軸をつくり出すよう考案され、大会前夜祭もこの回から登場した。

二十八年の第六回県体は初めての郡部開催の試みとし、武雄町を中心に杵島郡で開かれた。そして、この回から郡市対抗を町村単位で出場す

ることとしたので、町村民大会が各郡とも漏れなく行われるようになった。また、この年は史上最大の水害いわゆる二十八災の甚大な打撃を受けた年であったが、立ち上がる県民の意気をスポーツで示そうと、予定より一か月遅れて開催された。

二十九年の第七回県体は、町村合併により、烏栖・武雄・伊万里・多久・鹿島の五市誕生の年とあって、七市八郡が参加する大会となった。

そして県体の意義をさらに深めるために、採点制による郡市優勝を廃止して、優勝団体表彰に代え、出場者の便宜のため、中学・高校・一般の各競技を一日のうちに終ることとした。

三十一年の第九回県体では、一般県民のより多くの参加を企図して、中学校・高校は原則的に参加を中止、社会体育を主体に内容を充実させることにした。そして開催地の郷土色を豊かに織り込むために、三日間の第一日目を記念祭とした。

三十三年の第十一回県体から、開催地を後援者に入れて佐賀市で開き、翌三十四年の第十二回県体は、新装なった市民球場を会場として、引き続き佐賀市で開催した。また、各種目ごとに種目協会に運営を委託した。

三十五年の第十三回県体では、開催地の烏栖市が再び主催者に加わり、節約型の競技に重点をおいて地方開催を容易にする方策をとった。

翌三十六年唐津市で行われた第十四回県体では、優秀団体表彰に加えて優秀町村または校区も表彰の対象にして、末端町村にも県体の意義を浸透させることにした。なおこの年、スポーツ振興法制定を祝して、モデルキャンプを鏡山で催し、キャンプ活動の振興をはかった。

三十八年の第十六回県体は、三種公認陸上競技場国見台競技場建設を記念して、伊万里市を会場とした。

東京オリンピック開催の三十九年第十七回県体は、二七会場・二〇種目、これを自衛隊通信部の全面的協力で見事に運営し、また、ソフトボール人口の増大は男女別競技をするほどの佐賀大会となった。

四十年の第十八回県体は、小城郡大会となり、婦人会や中・高校のマステーム、小学校児童の鼓笛隊と合わせて大会に花を添えた。四十一年第十九回県体は伊万里市で開き、家族ぐるみの「歩け歩け運動」はこの年から始まった「体育の日」を意義あらしめた。

四十二年の第二十回県体は、佐賀市大会となり、佐賀市スポーツ少年団によるキャンプファイヤーが印象深く、四十三年の第二十一回県体は海と松の唐津市で、県水泳場と唐津総合運動場の建設を記念した大会とした。翌四十四年の第二十二回県体の鳥栖市では、県総合運動場補助競技場の完成を祝し、四十五年の第二十三回県体は佐賀国体誘致のための総合運動場の完成を祝して、佐賀市を会場とした。

こうして四十七年の佐賀国体開催内定後の県体は、国体ムードの盛り上げと国体成功の試金石としてその運営が強化されていった。

また、国体開催を機に予想される一般住民のスポーツ熱の高まりに対応するための検討や改革が年々重ねられ、特に四十九年には、国体開催前後の県体のあり方を検討する小委員会が発足し、答申が出された。

#### (五) 学校保健

従来の学校衛生は予防と処置であったが、新学制では積極的に保健増進に重点をおくようになった。

教育基本法に「心身ともに健康な国民の育成」と明示され、学校教育法に「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和

的発達をはかる」と、教育目的達成のための目標が示された。心身の「健康」そのものが教育の目的であり、目標となった。学校医、養護指導員中心から、学校教育当事者全般の責任で保健教育をするようになった。すなわち、学校衛生の観念が学校保健に転換していった。

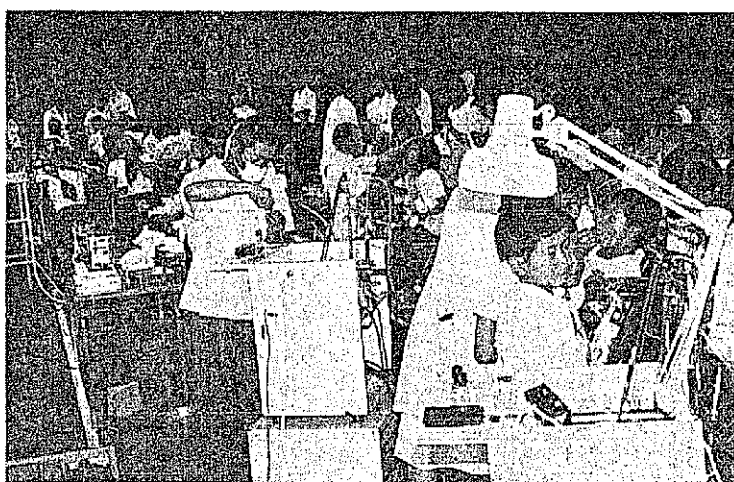
学校保健は、保健管理と保健教育に分けられている。文部省は、先に掲げた学校衛生刷新事項（二十一年二月）を指示し、二十二年三月学校教育法で「学校においては、学生・生徒・児童及び幼児並びに職員の健康増進をはかるため、身体検査を行い、及び適当な衛生養護の施設を設けなければならない」として保健管理の位置づけをした。なお、二十三年の高等学校設置基準で、生徒の養護をつかさどる職員をおくこと、十四年の教育職員免許法では、養護教諭または同助教諭の名称と資格を制定して一新した。

学校保健計画は、二十四年「中等学校保健計画実施要領」、二十六年「小学校保健計画実施要領」が作成されることにより、その基礎が確立された。そして二十三年度から学校衛生統計調査が指定統計となった。

保健教育の面では、二十二年六月刊行された「学校体育指導要項」で体育の定義づけがなされ、体育科の内容に衛生の項目が設けられた。そして二十四年三月、学校身体検査規程も改正された。

なお、二十四年に中学校・高校の体育科は体育保健科と改められ、それに伴って、「保健」、「保健体育」の教員免許状の制度も設けられた。

しかし、これらが法的に整備されたのは三十三年四月十日の学校保健法の制定からであった。この法で学校は、学校病といわれた伝染性疾患に治療の指示と予防措置をとることになったし、定期健康診断等に対する国の補助も定められた。



離島での歯科検診

環境衛生上については、学校薬剤師を二十九

年からおくようになり、

三十六年から必置制とな

った。へき地学校の医療

は三十四年度から、保健

施設設備は四十一年度か

ら各々の補助で助成さ

れるようになった。

本県では、二十二年十

一月県学校衛生会を開

き、食糧難による体位の

低下防止、積極的學校保

健のあり方、学校衛生施

設設備の進め方等の研究

協議機関とした。二十四

年十一月に県学校保健会を結成し、校医部・歯科校医部・校長部・養護

教諭部の四部を組織した。不言実行を目的に一に結核、二に寄生虫、三

にトラホーム、四に虫歯、をスローガンとした。そして、後述する学校

保健所長が学校環境、児童生徒の保健衛生一切を担当して、四か年を経

ないうちに四目的を達成した。引き続き離島へき地の児童生徒、住民

のための移動健康相談班が結成された。

二十四年ごろから本県教職員の結核性疾患が憂慮されてきて、二十五

年二月県教職員身体検査審査委員会を設置した。ところが、二十五年四

月ごろになると、結核性教職員の急増現象をみるようになり、県はその対策を急いだ。

同二十五年六月一日県教育委員会は、県教職員身体検査審査委員会規

則、県教職員結核性疾患取扱規則を制定した。審査委員会は、教職員

の身体検査や結核性疾患取扱規則に定める事項について県教委の諮問

機関とした。委員は、県衛生部長、各保健所長、国立佐賀療養所長、国

立唐野病院長、県立病院好生館長、体育保健課長、学事課長、学校保健

研修所長、学校衛生技師とし、二月一日にさかのぼって適用した。

取扱規則では、検診結果を健康者、要注意者、要休養者、要療養者の

四階級に分け、要注意者以下は審査委員会の判定で研修所に入所保養さ

せることにした。これらのために、学校保健出張所および学校保健研修

所を設置した。

学校保健出張所は、教職員・児童生徒を対象とする保健衛生の実務を

扱う事務所で県内八保健所内に併設した。

学校保健研修所は、審査委員会の判定による入所保養と保健教育に関

する研修を行うための施設で、東松浦郡鏡村（現唐津市）に設置した。

研修所の入所期間は三か月以内を原則としたが、この研修所設置で昭和

十九年設置の県立教員保養所は廃止した。

その後、研修所は、三十一年に県立教員保養所と改称され、戦前の旧

名称に復した。処務機構も、総務・医務の二係をおき、従前のように入

所期間の明示はなく、保養所長の判断に基づくものとした。

戦後、一時憂慮された教職員・児童生徒の結核性疾患もその後の健康

管理と施設整備でいちじるしく減少し、四十一年四月一日教員保養所は

廃止された。

## （六）学校給食

学校給食 二十一年二月、文部省体育局長通達の学校衛生刷新事項の確立で、食糧不足による体位低下を防止するために、学校農園の経営等で学校給食施設の普及奨励をはかるよう指示した。次いで同年十二月一日文部・厚生・農林各省は「学校給食実施の普及奨励について」の次官通達を出して、極度の食糧不足に対処し、発育の助長と健康保持を目標に、二十二年一月から学校給食を始めることになった。

給食実施に必要な物資は、アジア救済連盟（ララ）の寄贈食糧と連合軍総司令部（GHQ）が放出した旧陸海軍用かん詰めであった。学童一人一回一八〇cal、たん白質一五g程度で週二回の補食給食であった。そしてこの秋、米国援助の脱脂粉乳が配給された。

翌二十三年には前記脱脂粉乳と文部省のあつ旋物資で、週五回実施となり、さらに国際連合児童緊急基金（ユニセフ）寄贈の脱脂粉乳による給食が、二十四年十月から二十五年末まで続いた。

パン・ミルク・おかずによる完全給食は、米国寄贈の小麦で、二十六年二月全国市制地域に実施された。その後、二十六年の講和条約の調印で、完全給食の基本となっていた米国の占領地域救済資金（ガリオア）による小麦の贈与が、同年六月で打ち切られることになったため、国は小麦粉に対する補助を行うこととしたが、その額は麦粉一〇〇gに一円であって、父兄負担が重くなった。これはひいては給食校の減少となり、継続校でも収金率が悪くなって、法制化の要に迫られた。

一方、文部省は、二十七年三月「昭和二十七年年度の学校給食方針」を

示して、完全給食の励行を勧めた。同年十月「学校給食を中心とする学習指導」の手引書を発行して、学校給食指導の内容と方法を示唆した。学校給食は、二十七年に至ると、救済物資停止の苦境が見舞った。

二十九年六月待望された学校給食法が制定されて、目標、経費の負担区分、国庫補助等が確立した。

次いで三十一年三月同法の一部改正で、小学校から義務教育諸学校に拡充され、同六月さらに夜間課程をおく高校へ拡大された。翌三十二年五月には、盲学校・ろう学校・養護学校の幼稚部・高等部へと拡充されていった。

三十六年ころには中だるみの現象となり、文部省は学校給食制度調査会を設置し、同八月調査会の答申で小学校は五年、中学校は一〇年計画で給食の完全実施をはかるべしとした。

また、夜間定時制高校では、設置者で無償給食した場合の国庫補助の道を開いた。

その後、国庫補助も三十八年脱脂粉乳、三十九年共同調理場整備費、四十一年三級以上のへき地学校のパン・ミルクの全額、四十六年都道府県学校給食センター整備、四十七年老朽給食施設設備の更新改善などに年々拡大されていった。

なお給食指導の内容充実として、三十三年の学習指導要領改正では、学校給食が学校行事として確立された。

その後、四十三年小学校、四十四年中学校の学習指導要領の改正で、学校給食は、特別活動の中の学級指導の一分野として位置づけられて、重要な教育活動の場となった。





昭和40年当時の学校給食風景（佐賀市立赤松小）

本県の二十一年十  
学校給食 二月文部・

厚生・農林三省次官通達  
「学校給食実施の普及及奨  
励について」が発せら  
れ、連合軍総司令部・ラ  
ラ委員会・ユニセフ等か  
ら小麦粉・脱脂粉乳・か  
ん詰類が放出され、市部  
小学校で実施されるよう  
になった。

二十一年十二月から佐

賀市神野小学校が、二十  
二年からは勸興小学校・

赤松小学校・日新小学校

・循誘小学校・西唐津小学校が実施に踏み切り、次第に県下全域に普及していった。中学校では三十一年に一校が完全給食を開始し、三十二年になると相知中学校と他に一校が完全給食を始め、次第に中学校にも普及していった。

特殊学校では、県立盲学校が二十二年四月から、県立ろう学校は二十三年四月から完全給食を開始した。

二十四年、文部省は完全給食を普及するため、全国で学校給食研究指定校を五六校設置し、実験研究をすすめた。これらの成果をふまえて、二十六年には全国市制地域に完全給食開設を促進した。本県では一一校

が完全給食に踏み切った。

その後、二十九年に学校給食法が制定され、制度的にも予算面からも一定の方向が確立し、学校給食の普及率は飛躍的に上昇した。ミルク給食も含めると、三十八年には小学校では、七八・五％、中学校では五九・八％を占めるようになった。

その間、三十二年一月本県では初めて学校給食優良学校として、高木

瀬小学校が文部大臣表彰を受け、その後毎年一校ないし二校が表彰をうけ、今日に至っている。

四十年に至り、国は、へき地学校に給食推進の特別措置を講じて、へき地学校の給食が普及した。

四十五年には、保健体育審議会の「義務教育諸学校における学校給食の改善充実方策について」の答申が出されて、学校給食の進むべき方向が打ちだされ、県内へき地の各学校でも学校給食実施体制の整備充実がはかられた。

四十六年には、県学校給食総合センター（学校給食会）が建設され、学校給食の充実のために活動している。

四十八年の実施状況は、小学校で完全給食八六・三％、中学校で五一・五％、高等学校定時制（夜間部）では五〇％、ミルク給食まで含めると、小学校・中学校・高等学校とも一〇〇％の実施率を示している。

なお、五十年度末の小・中学校の実施状況は右表のとおりである。

学校給食実施状況  
昭和50年度現在

種別	小学校	中学校
学校数	214	96
児童生徒数	78,684	41,646
完全給食	177	55
補食	8	4
ミルク給食	29	37

## 九 文 化

### (一) 文化課の誕生

戦後の文化行政は、戦前のそれに比べて、芸術の進歩と同様に画期的な振興方策がとられつつあるといえる。戦後間もなく始められた児童音楽祭から、一般の芸術祭の催し、青少年から婦人層、一般世人に対する芸術の普及と芸術文化施設の整備、文化活動の促進、芸術の国際交流の進展創作活動の推進など、さまざまな施策が展開され、それに対して積極的な助長政策もとられるようになってきた。こうした動きは、かつてみられない戦後の特徴であり、進歩である。

文化財の保護に関しては、二十四年一月二十六日、千三百年の歴史をもった法隆寺金堂の壁画焼失という不幸な事件を契機に、重要美術品に対する世論の関心を高め、抜本的施策を必要とするに至った。それが、二十五年五月三十日、制定された文化財保護法である。以後この法を基にして、文化財の保護とその施設設備等について必要な国庫補助がなされ、国も地方公共団体も挙げて、貴重な文化的遺産の保存と活用をはかり、国民文化の向上に努めることとした。

県文化館 二十三年三月十九日、県中央公民館を県図書館内に設置し、**の誕生**して、社会教育の実行機関とした。総務・文化・民生・図書  
の四部組織中、文化部の処務を「政治、社会、宗教、科学、芸術および  
娯楽に関する調査、研究、助成、指導等」とした。同年八月、県中央公  
民館は、文化活動の二環として、機関誌「明」<sup>あかり</sup>の刊行事業を始めた。

二十六年三月七日、中央公民館は、県文化館と改称した。これは、県  
下市郡の公民館連絡協議会が県公民館連絡協議会を組織したことで、公  
民館の総務部・民生部の業務の大部分が連絡協議会の自主活動にまつこ  
とが多くなり、図書部は図書館と一体的に活動していたので、残る文化  
部を強化し、文化館と改称された。

**県文化課** 文化館（図書館と同居）は、鍋島家の徴古館と同一敷地に  
**の新設** あるところから、同家関係の古資料のほかに県内発掘資料  
等も保管し、個人の倉庫まで借用して資料の管理に当たっていた。そのた  
め二十七年四月、博物館法に基づき、博物館相当施設として認可された。  
その翌五月、文化館の機関誌「明」は「新郷土」と改称して、郷土の  
総合文化誌として一新した。

一方、時代の脚光を浴びた文化遺産の発掘が進み、三十五年四月一日、  
文化館は正式に地方博物館として申請し、佐博第三号をもって登録され  
た。

四十五年四月、ざん新な構想による博物館が建設完了したので、文化  
館の業務の大部分を博物館に引き継ぎ、文化行政のみをもって社会教育  
課の文化財係と併せ、教育庁の本庁組織の文化室に改組した。

その後、芸術文化ならびに埋蔵文化財の保護に関して文化行政全般を  
所掌する課の設置を必要とするに至り、四十八年八月に文化室は文化行  
政専管の文化課に発展新設をみた。

### (二) 文化活動

**県文化活動** 県下の芸術文化活動の母体としての文化行政は、県文化課  
の母体を中心に、民間団体では、県文化団体協議会を中心に活動

が行われている。県文化団体協議会には地域文化諸団体と、美術工芸・文学・音楽・演劇・生活芸術などの各部門の団体が参加し、それぞれ創作活動を行っている。

これら諸団体の行う芸術文化の創作活動を育成助長し、また、ひろく県民に対して芸術文化を鑑賞する機会を提供することによって、県民の教養向上に役立たせるための施策が展開されている。

図書館の 県立図書館の学術的刊行の主なものに、三十年三月「佐賀刊行事業 県史料集成古文書編」の第一巻発刊に始まった、佐賀県史料の編さん事業がある。県内に埋もれた鎌倉中世の古文書は、現代、近世を研究するための基礎資料でもある。この県史編さんの基盤整備の作業が地道に続けられて、開始後二十四年を経た現在までに一九巻を数えるに至っている。

なお、「佐賀県史料集成古文書編」の内容は、次のとおりである。

(巻) (史料出所)

- 1 河上神社・実相院文書
- 2 河上神社・武雄神社文書
- 3 竜造寺家・鍋島家文書
- 4 深堀家・深江家文書
- 5 仁比山神社・修学院・光浄寺・東妙寺・櫛田神社・高志神社  
円通寺・光勝寺・正法寺・玉林寺・泰長院の各文書
- 6 武雄鍋島家・横岳家・鶴田家(庶流家)
- 7 田尻家・鶴田家(嫡流家)
- 8 多久家文書 その一
- 9 多久家文書 その二

- 10 同 その三
- 11 坊所鍋島家 その一
- 12 同 その二
- 13 同 その三
- 14 坊所鍋島家・蓮池鍋島家・三岳寺家・有田家各文書
- 15 松浦山代家・白石鍋島家・実相院(統編)文書
- 16 実相院(統編二)・願正寺・鍋島家文書・堤家・隈家文書
- 17 嬉野家・八天神社・稲佐神社・杠家・久納家・平吉家・橋本家・小鹿島文書
- 18 橋中村家・坊所鍋島家(補遺)文書
- 19 有浦家・班鳥・白井家・石井家文書

(注) 史料集成は五十八年三月第二十四巻をもって完結予定である。

図書館による刊行事業には、史料集成と並んで「佐賀県史」上中下三巻がある。上古から近代にわたる郷土文化の集約史であって、その後の部門別産業史や市町村史編集の原拠になっている。四十二年三月下巻、四十三年七月中巻、同年九月上巻が刊行された。

また、三十八年三月、県立図書館落成に引き続いて完工した県体育館は、スポーツ振興のみならず、音楽会、演芸会などの規模の大きい催し物では、文化活動の一面を担っている。特に、三十九年四月オーストリアのウィーン少年合唱団、四十一年五月ソ連モスクワのポリシヨイ歌劇団、四十二年十二月レイシヨスペイン舞踊団、四十三年六月アメリカ少年の町合唱団、四十五年四月ポーランドのワルシャワフィルハーモニー等々、海外の一流芸術の公演に接することができたのは、この施設のためのものであった。

県文化団体協議会 終戦直後、政府は、科学の振興、平和国家、文化国家の建設を力説した。本県でも二十一年ごろから各種文化団体が設立されたが、二十一年の主な動きは、次のとおりであった。

二・一七 松浦文化会	六・二一 児童連合音楽会復活
二・二〇 鹿島町民主主義文化研究会	九・一三 佐賀オーケストラ楽団
三・三 佐賀文芸談話会	九・二二 有田美術研究所
三・一〇 佐賀合唱団	一〇・一 県歌人協会
三・一〇 佐賀文化研究会	一一・二四 九州茶道佐賀大会
五・二七 佐賀美術協会(復活)	一二・一 佐賀絵画研究所

この傾向は、三、四年続いたが、やがて三十年代になって戦後に簇出した文化団体も少しずつ整理された。しかし、芸術文化団体の間には相互に力強い組織を求め、新しい文化交流・情報交換等に関する要求がたかまり、三十五年五月八日、「佐賀県内文化関係者の協力により、県文化の育成と向上をはかることを目的」として、佐賀県文化会議が誕生した。

県文化会議は、組織単位を県内の文化団体と個人におき、総合的な文化事業と、加盟した団体や個人の文化事業の後援を主要な事業項目とした。創設当初から三〇を数える団体が加盟し、加盟団体相互間と行政機関との間においてパイプ役をつとめ、創立の秋十月と十一月にわたって「第一回県芸術祭」を開催した。現在県文化団体協議会と名称を改め、

加盟団体は六〇に達し、芸術祭は七月の「七夕」から秋深い十一月にわたって、佐賀市を中心に加盟団体の所在地まで、持ち回り方式をとって諸行事を展開し、県下全般の文化的レベルの向上を目指している。

現在加盟団体としての地域別文化団体は、下表の六連盟である。

文化振興事業 地域文化の底辺拡大と県内文化水準の高揚を目指す文化振興は、各種多様な文化的施策を展開するにあたり、県美術協会を軸とする美術工芸諸団体、文学関係諸団体、音楽関係、日舞、洋舞、演劇

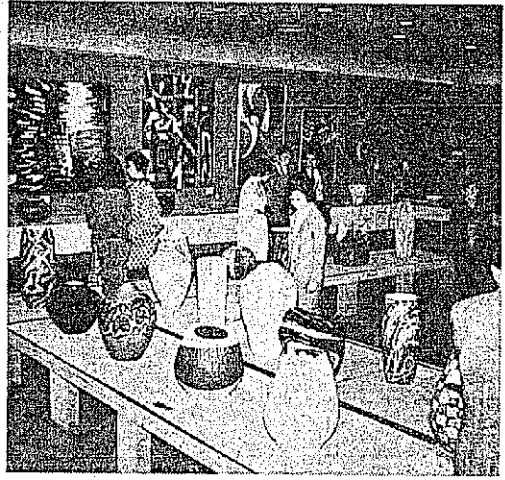
等の諸団体、華道、茶道等の生活芸術諸団体その他数多くの文化団体活動と密接な連携をはかり、各市の地域文化団体とも手を携えて協力してきたが、現在は町村での文化活動の組織化に努めている。

なお、県が実施している文化行政の主なものとは次のとおりである。

- 県文化振興会議 (四十八年～)
- 県美術展覧会 (二十六年～)
- 県文学賞 (三十八年～)
- 県音楽祭 (四十九年～)
- 新人演奏会 (三十三年～)
- 県青少年芸術劇場 (四十九年～)

地域別文化団体

名称	所在地	構成数	設年月	立日
松浦文化連盟	唐津市西城内	122(人)	23.2.11	
武雄市文化会議	武雄市教育委員会内	23団体	31.4.1	
伊万里市文化連盟	伊万里市松島町	31	37.2.14	
鳥栖市文化連盟	鳥栖市教育委員会内	45	43.10.25	
鹿島市文化連盟	鹿島市高津原	51	44.7.18	
佐賀市文化連盟	佐賀市神野町	8	47.4.1	



第10回県展 昭和35年11月

県陶芸展（四十一年）  
 県芸術祭（三十五年）  
 月刊「新郷土」は県文化課内の新郷土刊行協会によって、県内文化活動の紹介、郷土の人文、自然科学に関する研究発表、生活文化に関する随筆、読者文芸、県文化事業、芸術文化関係活動の動向等を内容として、二

十三年十月以来三〇年間刊行を続けている。

### (三) 博物館

県立博物館 大正十二年三月、県内有志の熱意によって、旧佐賀図書除幕式が催されたとき、当時の図書館主鍋島直映侯は、県民のために肥前関係の古書、古器物の陳列館の建設を企画し、昭和二年十月二十八日、総工事費四万八、八〇〇円を要した鉄筋コンクリート二階建ての、西洋建築の徴古館を完成した。ここに鍋島家に代々伝わった武器類や、佐賀藩鑄造の大砲、汽車の模型などを展示し、一般公開され、今日の博物館的役割を果たしていた。

戦後、占領軍政部の社会教育、わけても成人教育の拠点としての公民館運動が推奨されて、本県でも二十三年、県中央公民館が県立佐賀図書

館内に設置された。中央公民館では、その業務の部構成中の文化部で、政治・社会・宗教・科学・芸術および娯楽の調査研究、指導助成を行うこととして、徴古館との連携が深かった。

二十六年、中央公民館を廃して県文化館が徴古館内におかれ、四月一日から発足した。同年十二月一日、博物館法が制定されると、翌二十七年四月十七日、県文化館は、「博物館相当施設」として文部省の指定を受けた。県教育委員会でも、県下の公的私的のもので、博物館としての登録を受けようとする者のために、翌二十八年八月三十一日、博物館の登録に関する規則を制定した。

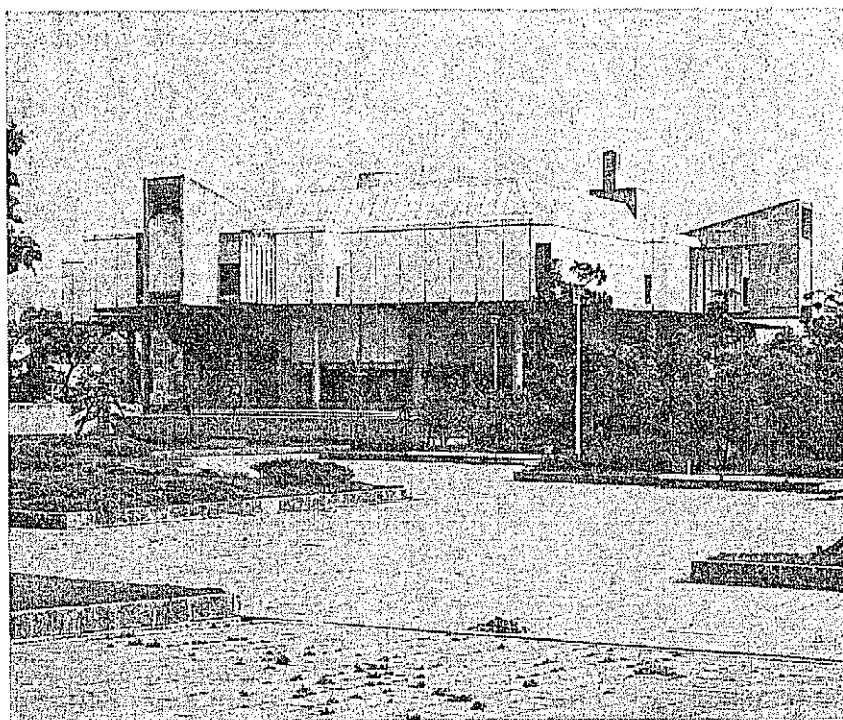
三十四年四月、県文化館をこれまでの「博物館相当施設」としてではなく、博物館としての登録のため、県文化館設置条例を改正した。三十八年二月、県立図書館の新築落成に伴い、文化館を発展的に解消し、県立博物館建設の要望が高まった。そして郷土の歴史と文化を物語る考古、歴史、民俗、美術工芸、自然史に関する諸資料の収集、整理、保存とこれを展示し、未来の産業、文化、生活を創造する学習の機会と場を与える博物館建設の実現の気運が熟しはじめた。

県立博物館 四十二年に至り、県は四十三年の明治百年記念事業として館の建設で、装いも新たな県立博物館を建設することとなった。敷地は、城内の元佐賀県師範学校のちの佐賀大学教育学部跡を選定し、四十二年度内に設計を委託して建設計画に着手した。工事は、四十三年度から四十五年度にわたる三か年継続事業として進めることとなった。

四十四年一月、県博物館建設整備委員会を設置したが、建設決定以来各方面各種文化団体からの要望、要請が相次いだ。なかでも佐賀美術協会からの美術館建設の要請は強かった。これら団体等の要望を踏まえて

県立博物館は考古、歴史、美術工芸、民俗、自然等を網羅する総合博物館として同一月二十三日起工式を挙げた。  
また、博物館の開館に備えて、四月一日県教育庁内に博物館開設準備事務局を設置した。

四十五年七月一日、県民待望の博物館の完工をみた。独得の構想のもとに鉄筋コンクリート造り三階建て、敷地三万九二六㎡、建坪二、一四



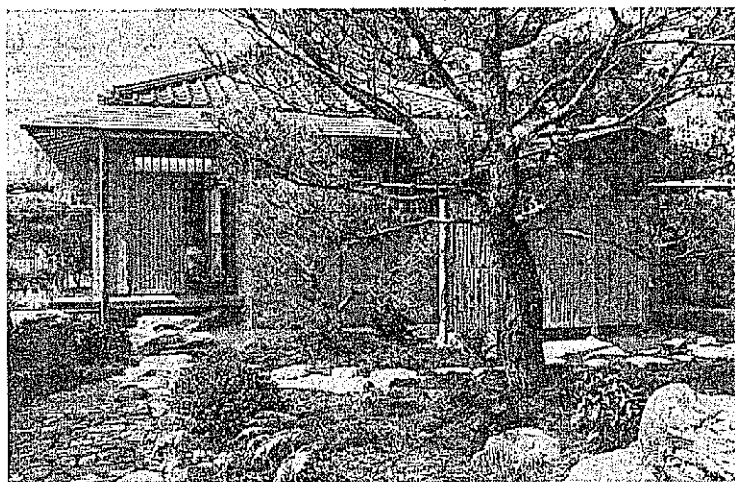
県立博物館（昭和45年7月完成）

九㎡、延べ四、六三八㎡は、海拔三・八mの水位から貴重な文化財を守るため、地上階層建築に重点をおいた斬新な建築であった。工期も四十三年十二月から四十五年六月までの一年七か月間を要し、工事費は五億三、五八六万円、一号から三号までの普通展示室、大・中展示室を擁し、広々としてゆとりのある近代的広場が白亜の博物館と一体となって新しい都市美を形造っている。

一階ホールには佐賀市熊本山出土の五m余におよぶ古墳時代の船型石棺をすえ、文化館以来宮々として収集した各部門にわたる資料や、永年の発掘調査によって出土した考古資料等を準備した。

七月、館長以下一八人の職員辞令交付、同十六日県立博物館協議会委員の任命を終わって、菊薫る十月十四日、池田知事によって正面玄関のテラスが切られ、開館記念式を挙行した。

開館記念行事は桃山・江戸美術名作展を翌十六日から二〇日間、化石展を翌四十六年二月から開催して、館内を公開し、



県立博物館の茶室（市村幸恵寄贈） 昭和48年10月完成

総合博物館としての活動を開始した。

四十八年十月十日には、先に体育館を県に建築寄贈したりコー社長故市村清の遺志によって、博物館の敷地内に茶室が落成し、幸恵夫人から県に寄贈され、夫妻の氏名にちなんで、「清惠庵」と命名された。

四十九年には、西日本新聞社から第四回日展開催を記念して、表広場に時計塔が贈られた。

**文化活動** 四十五年十月開館後、博物館が行ってきた活動の主体は企画展示の事業である。このほか調査研究、講演会、発掘調査等の活動、移動博物館等の普及活動、美術展等の活動のほか館報（月刊）と年報および図録等の刊行事業がある。

常設展示は、「佐賀県の歴史と文化」をテーマとして、展示の流れのなかに、おのずから本県の歴史と文化の流れを明らかにする努力を続け、毎年展示内容を更新させている。資料は、本県を主体に一部寄託資料を加え、全国的な視野に立った展示に努めている。

県立博物館入館者数

年度	有料の展覧者総数	無料の展覧者総数	計
昭和45	59,813	0	59,813
46	86,097	10,543	96,640
47	103,741	7,038	110,769
48	126,066	14,780	140,846
49	117,082	29,582	146,664
50	103,147	17,967	121,114

展示に備えるための保有資料は、新築開館前の四十五年度五、四四六点が、開館五年後の五十年末現在は四万一、〇〇〇点となっている。また、本館の文化活動による利用状況は、上表のとおりである。さらに博物館は、年一回の現地調査事業を企画し、県内遺跡の学術調査を行うとともに、これらの遺跡出土品の科学的保存処置を講ずるた

め、四十六年三月、鉄器・木器減圧含浸装置を研究室に設備した。

県内の博物館と展示館

△有田陶磁美術館 有田町V

当館は有田商工会議所構内にある。藩政時代に内外交易品の収蔵庫の役を果たした石蔵が、文政十一年の有田大火にも焼失を免れた。昭和二十九年これを改築し、有田陶磁市の際に開館した。古伊万里・柿右衛門・色鍋島を中心に、肥前古陶磁の全容を常時観賞できるように展示されている。

△祐徳博物館 鹿島市V

三十年神社境内の祐徳文庫（大書庫）を整理して鹿島鍋島家蔵品、郷土の考古出土品を併せ宝物館とし、三十二年三月佐賀博覧会鹿島会場の美術館を引き継いでこれに移転、四十三年鉄筋平家建て一棟を増築し、四十六年全面改築された。特別企画展や、遺跡発掘品が公開されている。

△小笠原記念館 唐津市V

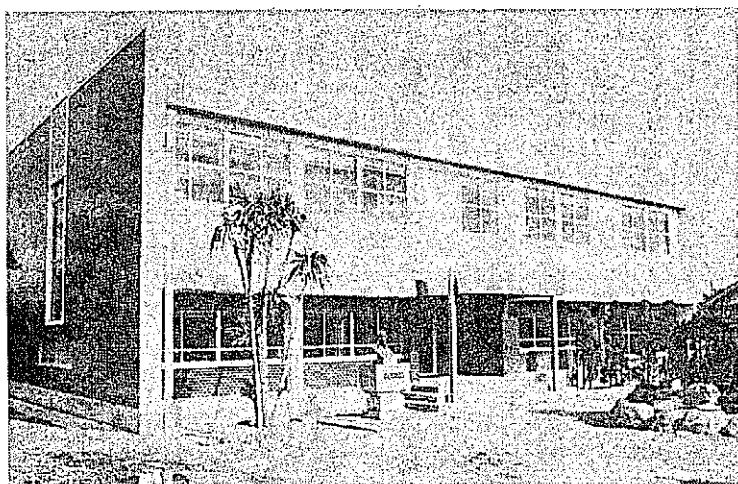
旧唐津藩主小笠原家廟所三〇〇余坪の改装地域に、三十一年完工開館した。

資料は、小笠原家の秘室を整理のうえ、唐津出身の先覚者、奥村五百子、唐津藩の英語学校で教師を勤めた元首相高橋是清、東京駅を設計した辰野金吾博士等の関係遺品が収集されている。

△唐津城 唐津市V

四十一年十月末、慶長様式を取り入れて見事に完工し、屋内を郷土博物館として次の歴史資料を展示し公開した。

第一層 名護屋城、唐津城関係、唐津藩民政資料（九四点）



佐野記念館

第二層 先土器（歴史時代考古資料（一三七点））  
第三層 古唐津焼（九五点）

△唐津曳山展示場 唐津市▽

唐津神社祭典の神輿（みこし）に供奉（ぐぶ）する曳山は、京都祇園山笠にならって、文政二年（一八一九）赤塗りの大獅子頭を作ったのが最初である。高さ一〇mにもおよぶ山笠は、明治初年までに一五台作られたといわれるが、現在は一四台が展示場内に勢ぞろいして町民文化を誇っている。県は四十四～九年までに四七〇万円余を補助し、この保存に努めた。

△大隈記念館 佐賀市▽

四十二年十一月、国指定史跡大隈重信旧宅に隣接して大隈記念会の発起で建設され、翌四十二年十月、同記念会から佐賀市に寄付された。

一階会議室の天井は、

明治前期社交場の花形、鹿鳴館（ろくめい）の模様にならない、

展示品は大隈重信の墨跡、遺品、色紙、胸像等一三〇点におよんでいる。

△佐野記念館 川副町▽

佐野常民は、日本赤十字社の創立者であり、ま

たわが国最初の蒸気船の製造や、佐賀藩海軍の創立に参画するなど、造船術・兵制の先覚者であった。当館はこれらの資料を一堂に集め、四十七年四月一日開館した。資料は、博愛社設立の願書、墨跡、藩海軍諸資料、日赤関係等一〇〇点がある。

△歴史民俗資料館 伊万里市▽

五十一年三月、国費三〇〇万円、県費一五〇万円の助成を得て完工した。伊万里市は、古代朝鮮との交流地であり、水軍松浦党の根拠地、近世では鍋島藩窯が開窯された大川内山がある。また、移出港、製塩・牧場・干拓・漁撈の地であった。先史時代からの物産の集積交流の歴史豊富な点に着目し、それを生かした資料館である。

#### 四 文化財

開発と文化財 二十五年に文化財保護法が制定され、これをうけた県は二十七年四月一日県文化財専門委員条例を制定し、同時に委員を委嘱した。そして翌二十八年四月一日、県文化財保護条例を制定し、国指定を除いて「特に佐賀県にとって貴重な文化的遺産のいん滅を防止して将来に伝え、県民の郷土に対する認識を深めるとともに、その文化的向上に資する」として、条例制定の目的を明示し、指定および解除・管理・指導・補助等行政的な保護対策を確立した。

条例による文化財の指定状況は二十八年一〇件であったが、制定後三年は調査と指定を急いで保護対策を立てた。三十二年から三十四年までの調査の増加は、新農山漁村建設事業の一環としてミカン園造成開発の初期にあたり、三十五年以降は、企業誘致、宅地造成等の大小の開発プロジェクトが急増する時期であった。



この結果文化財の、県指定は三十九年末までに四七件となった。

四十年代末になると、公共事業が活発となった時期にあたり、五十年末現在の指定物件は八七件となった。

文化財保護法は三十年に一部改正がなされ、四十三年にはこれまで責任官庁として行政委員会の性格をもった文化財保護委員会が、文部省の外局である文化庁になった。そして五十年には文化財保護法の大改正がなされて、文化的遺産の対象の幅が拡大された。これをうけて、本県の条例も五十一年三月改正され、旧条例の一三か条を四九か条に、五千円以下の罰金は五万円以下にするなどの強化をはかった。

本県は埋蔵文化財の宝庫といわれ、特に脊振山系の南山麓地帯は埋蔵文化のベルト地帯である。ところが、三十年代の新農山漁村建設事業や農業構造改善事業の一環としてのミカン園の造成工事、四十年代に始まった工場団地の造成、宅地開発の活発化、ゴルフ場やバイパス道路・九州横断高速自動車道路の建設等、いわゆる開発ブームに伴う文化遺産の破壊傾向が急速に増えてきた。

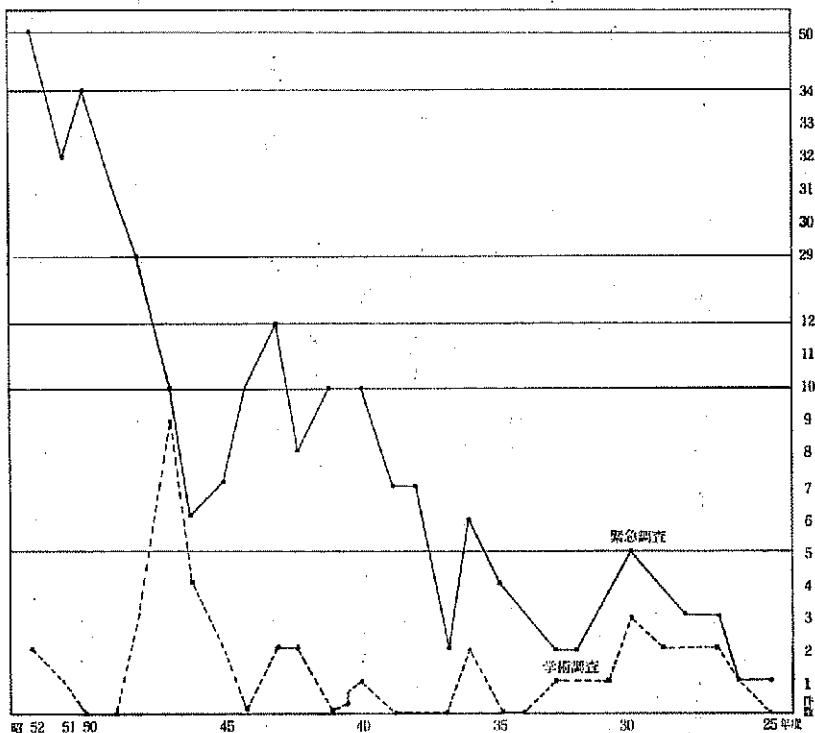
ここに埋蔵文化財の保護と開発をめぐって世論が高まり、文化財の保護強化が必要となった。

五十年十月の文化財保護法の改正で文化財専門委員は、文化財保護審議会委員となり、審議会は四つの専門部会を持つ機構となった。

発掘調査 開発を進める型に定式はないが、現在までに本県が実施したの四型 てきた発掘調査と開発を関連的にみると、次の四つの型を挙げることができる。

- 一 住宅団地造成 (炬方遺跡)
- 二 農業構造改善事業等圃場整備事業 (土生遺跡)

埋蔵文化財発掘調査件数 (文化課資料)



三 都市計画 (肥前国分寺遺跡)

四 学術的発掘調査

△炬方遺跡▽

三養基郡中原町炬方の段丘に、住宅団地の造成にかかった四十七年二月、古墳が存在することがわかり、三月から調査に着手した。

第一次発掘調査から第十次調査まで一年十一か月を要して一応終了した。その間、調査と保存の問題をめぐる論争は、県議会から国会にまで



三日月町土生遺跡緊急発掘 昭和46年9月

発展した。これは、姫方遺跡の重要性に起因しているものであり、急速な国土開発の過程で自然と歴史的文化遗产が破壊されつつある日本国民への警告であった。県は同遺跡のうち、雌塚・方形周溝墓・環状列石土塋墓の三点を永久保存措置をとることとした。

同遺跡は、弥生時代から古墳時代にかけての墳墓の複合遺跡であって、出土品もカメ棺四〇〇組以上、箱式石棺二五個以上、土塋墓七か所以上、それに永久保存に指定したものや副葬品、住居跡等、その膨大さは他に比を見ないものがある。

△土生・久蘇遺跡▽

小城郡三日月町大字久米土生遺跡は、水田の鉋害復旧工事中に見えられた。石炭鉋害事業団からの委託で、県教委が主体となって四十六年九月緊急調査した。四十七年十月遺跡の範囲確認と、建築遺構を探索して遺跡の性格付けと、その保存措置を講ずることを目的として、同月内に第二次調査を終えた。調査によって、住居遺構、農具の木器、生活用の土器石器、

植物遺物が出土した。

小城町の久蘇遺跡は、土生遺跡の西方五〇〇mの位置にある。四十六年度牛津川鉋害復旧工事に伴い、四十六年十、十一月にわたって調査を実施した。遺構としては、住居跡、洗場、それに土器、加工用具の木製品として木槌、巻き取り具等があった。住居の柱根の下に礎板があつて、軟弱地盤の柱の沈下を防いでいる。

両遺跡とも弥生から古墳時代の平地農耕集落の遺跡で、農耕木製品の出土は農耕文化の生成を究める上からも貴重である。しかも、鉋害復旧工事にまつわる遺跡調査であるところに発掘原因の性格付けをすることができる。

△肥前国分寺遺跡▽

佐賀郡大和町大字尼寺字真島、通称国府と呼び、佐賀市街北方5kmの脊振山麓の位置にある。寺跡の西方二〇〇mに国分尼寺跡、西北方の久池井中心に地割りとみられるものがあり、南側に幅一五mと推定される古代の西海道のこん跡が東西に横切り、南三〇〇mには条里制の遺構がある。

また、大和町一帯は歴史時代の遺跡にとどまらず、弥生古墳時代遺跡が密集し、土器・土師器・支石墓・銅戈に、船塚・銚子塚・築山等の大前方後円墳地帯を形成している。

四十八年、大和町は都市計画による道路拡幅工事を計画した。県は、国分寺の主要遺構とみられる土壇を避けるため、不明な点の多い遺跡の事前発掘調査を指示した。四十九年十、十一月第一次発掘調査を行い、金堂跡とみられる基壇跡、西門跡、寺域を限る築地、溝等を確認した。寺域は方二町(二一六m)と推定、国分寺の瓦、金堂跡を発見した。



肥前国分寺遺跡発掘（大和町） 昭和50年12月

このように、国の施策である高度経済成長政策に伴う開発の進行とともに、埋蔵文化財を中心とする文化財のいん滅、破壊の危機の中で、条例等の整備とともに県文化課の人員増など内容充実もはかられ、着々とその実績を上げつつあるが、開発の進行はそれをしのぎ、その対応に追われており、県下各市町村の文化財行政の充実と相たずさえた方策が待たれている。

歴史公園 四十九年五

月、佐賀国体を二年後に控えて、本県の歴史的格付けの上から、「葉隠」発祥の地と、肥前陶工の発祥地を中心に、歴史公園「はがくれの里」、「やきものの里」を指定して整備に着手した。

「はがくれの里」は、佐賀市北郊の金立町の葉隠の垂訓碑を中心に史跡・遺跡六か所と、隣接する佐賀郡大和町内の肥前国分寺遺跡、上代遺跡一八か所、計二四か所、一部二、五〇〇㎡を二六〇万円で四十九年に買い上げたほか、標識、標柱等の整備を行った。

「やきものの里」は、窯跡六か所のほか、人間国宝で三右衛門と呼ばれた柿右衛門窯、今右衛門窯などが点在し、その他、泉山磁石場、法元寺等の史跡、遺跡、建造物等、計二一か所、一部一、一〇〇㎡を一八三万円で四十九年に買い上げたほか、標識等の整備を行った。町区別では有田町一四か所、西有田町七か所である。

参考文献

- 一 学制百年史（文部省）
- 二 佐賀県公報
- 三 終戦後の通達文書（多久市立図書館蔵）
- 四 広報人（昭二十五・二十六年）（県広報渉外課）
- 五 県政シリーズ（昭二十五・二十六年）（ 々 ）
- 六 新教育指針（文部省）
- 七 県立高校、各種学校要覧
- 八 佐賀新聞
- 九 学校給食の手引（県教委）
- 一〇 教育佐賀（同）
- 一一 史料明治百年（朝日新聞社）
- 一二 連合軍司令部指令綴（東与賀中学校所蔵）
- 一三 昭和二十三年教育統計（県教委）
- 一四 文化行政要覧（同）
- 一五 昭和四十八年佐賀県文化年鑑（県文化会議）
- 一六 佐賀県議会史（県議会）
- 一七 佐賀大学史第一巻（佐賀大学）
- 一八 佐賀県立図書館六十年のあゆみ
- 一九 佐賀県地域青年団の歴史（県青年会館）
- 二〇 佐賀県立博物館年報
- 二一 青少年関係行政事務提要（県福祉生活部）
- 二二 佐賀育英会と松濤学舎（田中鉄三郎）
- 二三 久敬社八十八年、塾八十年のあゆみ（久敬社）